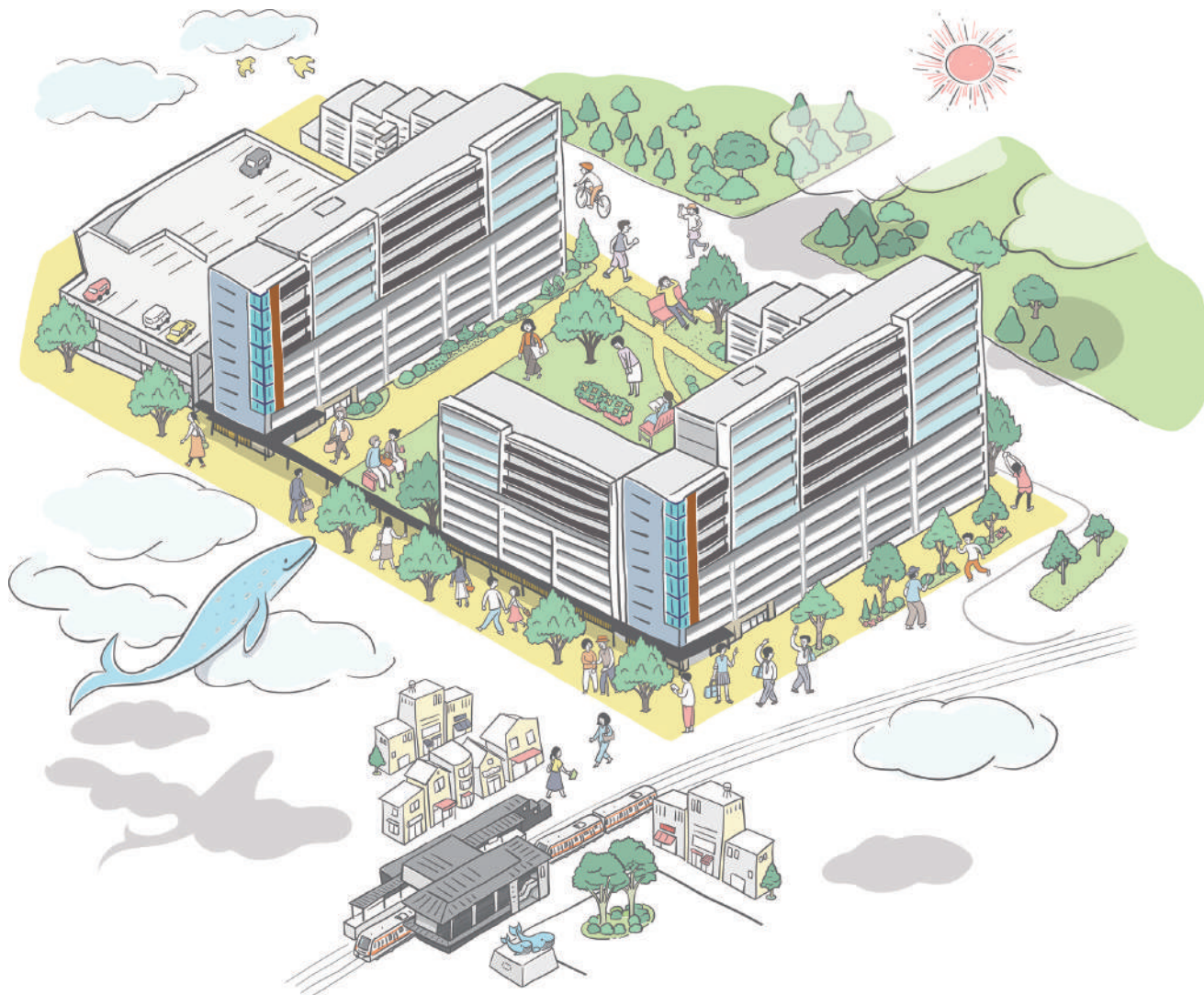


昭島市に新築誕生！のURであ——る。



この街と、変わる。

自分らしさを、選べる暮らしへ。

※イラストはイメージです。

コンフォール東中神〈第1次〉

令和5年度新築賃貸住宅入居者募集のご案内

■申込受付期間／令和6年1月22日(月)～1月26日(金)

※上記期間中に郵送(このパンフレットにじ込みの専用紙)またはインターネット(51ページ参照)でお申込みください。

※各住宅ごとのお申込みとなります。なお、お申込みは一世帯につき1戸(1通)に限ります。

※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

■募集戸数／200戸

■入居開始可能日／令和6年3月22日(金)<奇数階>
3月29日(金)<偶数階>

「コンフォール」快適を意味するフランス語に、快適な住まいへの願いを込めたUR都市機構の賃貸住宅のブランドです。



東京都マンション環境性能表示



建物の断熱性	★★☆
設備の省エネ性	★★★★
再エネ設備・電気	★★☆
維持管理・劣化対策	★★★★
みどり	★★★

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき建築主が自己評価したものです。 2020年度基準

UR賃貸住宅 4つのメリット

礼金ナン

仲介手数料ナン

更新料ナン

保証人ナン



※イラストはイメージです。

この街と、変わる。 自分らしさを、選べる暮らしへ。

都心方面へのアクセスが良く、ベッドタウンとして暮らしを支えてきた JR「東中神」駅周辺が、今生まれ変わろうとしています。

そして、駅前の新たなシンボルとして、「コンフォール東中神<第1次>」がスタートを切ります。このエリアに住む人たちがつながり、交流できるコミュニティガーデンや緑と水がいっぱいの「国営昭和記念公園」に近接する落ち着いた住環境が魅力。

また、昭島市には、ファッション・グルメ・シネコンを備えた大型商業施設や豊かな自然を生かした都市型リゾート施設など、ショッピングからアウトドアまで楽しみがいっぱい。

お隣の立川市も、大型商業施設や飲食店が充実。オンもオフも充実できるスポットがそろっています。

生活も、遊びも、自分らしく。あなたはこの街で、どんなライフスタイルをかなえますか？



昭島市民くじら祭 夢花火 2号棟 11階南側バルコニーから撮影



1号棟屋上西側から撮影

春には桜、夏は花火、秋には紅葉と、
季節の移ろいを感じることができる。

上層階のバルコニーからは、晴れた日には富士山が見えることも。

おうち時間を楽しみながら、
自分らしく過ごすことができる。

生活しやすい快適な間取りが、さまざまなライフスタイルに寄り添います。ゆっくりとくつろぎ、自分らしい時間をお過ごしいただけます。



※イラストはイメージです。

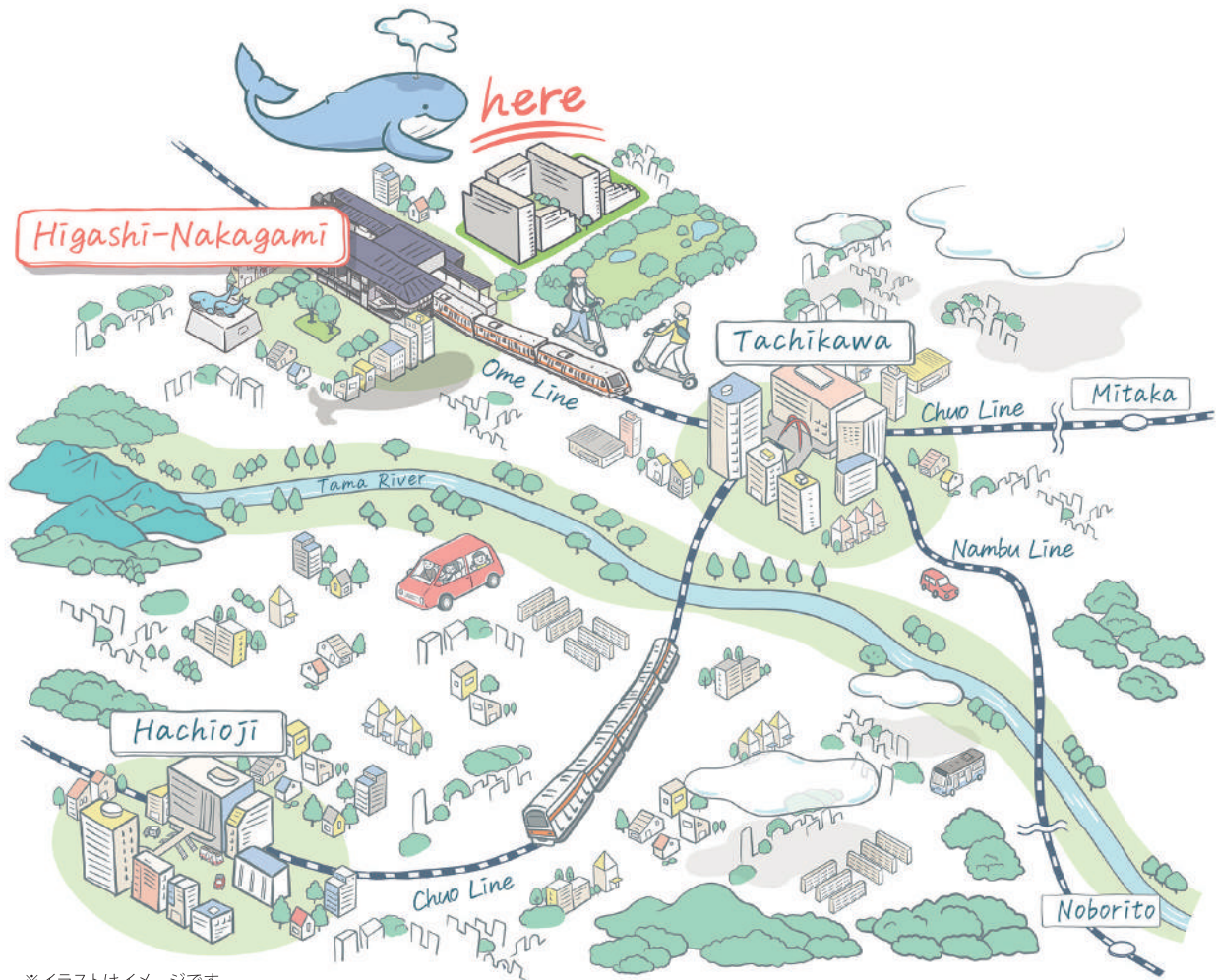


※イラストはイメージです。

快適で、安心・安全な暮らしを目指した
こだわりの設備・仕様。

お気に入りの空間で快適に過ごしていただけるよう、床暖房、浴室暖房乾燥機、自動お湯張り機能、シャワー水栓付洗面化粧台、ビルトインコンロなどを標準装備。オートドアロックやモニター付インターホン、宅配ボックスも設置しています。

アクセス



※イラストはイメージです。



「東中神」駅から

「立川」駅へ 直通 **5分** (4分)

※JR青梅線利用

「吉祥寺」駅へ 直通 **32分** (29分)

※JR中央・青梅線快速利用

「新宿」駅へ 直通 **46分** (47分/30分)^{特快利用}

※JR中央・青梅線快速利用

「高尾」駅へ **28分** (26分)

※JR青梅線利用、「立川」駅でJR中央線乗換え

「青梅」駅へ 直通 **25分** (24分)

※JR青梅線利用

「東京」駅へ 直通 **62分** (61分)

※JR中央・青梅線快速利用

「八王子」駅へ **21分** (19分)

※JR青梅線利用、「立川」駅よりJR中央線乗換え

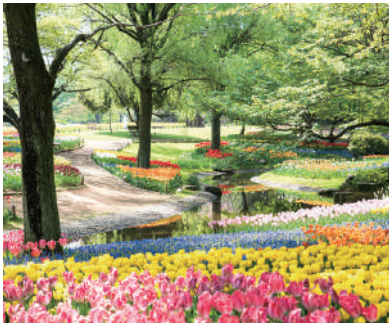
「武蔵五日市」駅へ直通 **29分** (28分)

※JR青梅線利用

「奥多摩」駅へ **70分** (61分)

※JR青梅線利用、「青梅」駅から奥多摩行き乗換え

※掲載の所要時間は通勤時、()内は日中平常時のもので、時間帯により多少異なります。所要時間には乗換え、待ち時間が含まれています。令和5年12月時点の情報です。



国営昭和記念公園

立川市と昭島市にまたがる国営公園です。165.3ヘクタールという広大な敷地に、日本庭園や、カフェ、フットサルコートなど、大人から子どもまで楽しめるスポットが満載。園内をぐるりと1周できるランニングコースもあります。



昭島市立昭和公園

「コンフォール東中神」からすぐの場所にある公園です。野球場やテニスコートなどのスポーツ施設が中心ですが、子どもが遊べる遊具や広場、ミニ動物園もあります。園内に展示されている蒸気機関車は、電車好きの子どもたちに大人気です。



アキシマクジラの像

JR「東中神」駅の南口にあるアキシマクジラのモニュメント。1961年、昭島市で約200万年前の巨大なクジラの化石が発掘され「アキシマクジラ」と命名されました。それ以来、「クジラの街」として知られるようになった昭島市。夏には「くじら祭」が開催され、大迫力の「夢花火」は市民の楽しみの一つになっています。



昭島市総合スポーツセンター

JR「東中神」駅から徒歩5分の場所にあるスポーツセンター。トレーニングルームや屋内温水プール、弓道場や剣道場などがあり、個人利用できるのので、スポーツ好きの方にぴったり。市の施設のため、手ごろな料金で利用できるのもうれしいポイントです。



アキシマエンス

“あきしまの未来を創る市民を育む場”として誕生した「アキシマエンス」は、市民図書館や郷土資料室、市民ギャラリー、子ども家庭支援センターなどを備えた人気の複合施設です。ライブラリーカフェでは、おいしいコーヒーやサンドイッチが楽しめます。



モリタウン

JR「昭島」駅北口エリアに広がるリゾートエリア「モリパーク」にある大型商業施設が「モリタウン」です。約130の専門店やスーパー、飲食店や映画館などが軒を連ねており、ショッピングからグルメ、エンターテインメントまで、一日中楽しむことができます。



モリパークアウトドアヴィレッジ

「モリタウン」と同様、「モリパーク」の中にあるアウトドアに特化した複合施設です。人気のアウトドアブランドの直営店のほか、クライミングジム＆ヨガスタジオ、レストランなどがあり、アウトドアの魅力を体験・体感できる商業施設になっています。



秋川渓谷

多摩川最大の支流、秋川が流れる渓谷で、森林に包まれた大自然の宝庫です。都心から気軽に行ける場所にあり、キャンプやバーベキュー、溪流釣りやトレッキングなど、多彩なアクティビティを楽しめます。秋川渓谷の最寄り駅、「武蔵五日市」駅は「東中神」駅から29分。思い立ったときすぐに行ける、身近な癒やしのスポットです。



フーコット 昭島店



マルジュ 東中神店



イトーヨーカドー 昭島店

募集概要

■募集概要

【1号棟】

- 所在地／東京都昭島市もくせいの杜一丁目4番1
- 住居表示／東京都昭島市もくせいの杜一丁目4番1号-〇〇〇号室
- 建物構造／鉄筋コンクリート造地上9階建(一部4・5・6・7階建)
- 交通／JR青梅線「東中神」駅まで徒歩5分

【2号棟】

- 所在地／東京都昭島市もくせいの杜一丁目4番1
- 住居表示／東京都昭島市もくせいの杜一丁目4番2号-〇〇〇〇号室
- 建物構造／鉄筋コンクリート造地上11階建(一部4・6・7・9階建)
- 交通／JR青梅線「東中神」駅まで徒歩4分

- 建設戸数／362戸
- 募集戸数／200戸〔1K:86戸、1DK:24戸、1LDK:88戸、2DK:2戸〕
- 入居開始可能日／令和6年3月22日(金)〈奇数階〉・3月29日(金)〈偶数階〉

※コンフォール東中神<第1次>は、UR都市機構の近接地建替事業により新しく建設されたUR賃貸住宅です。

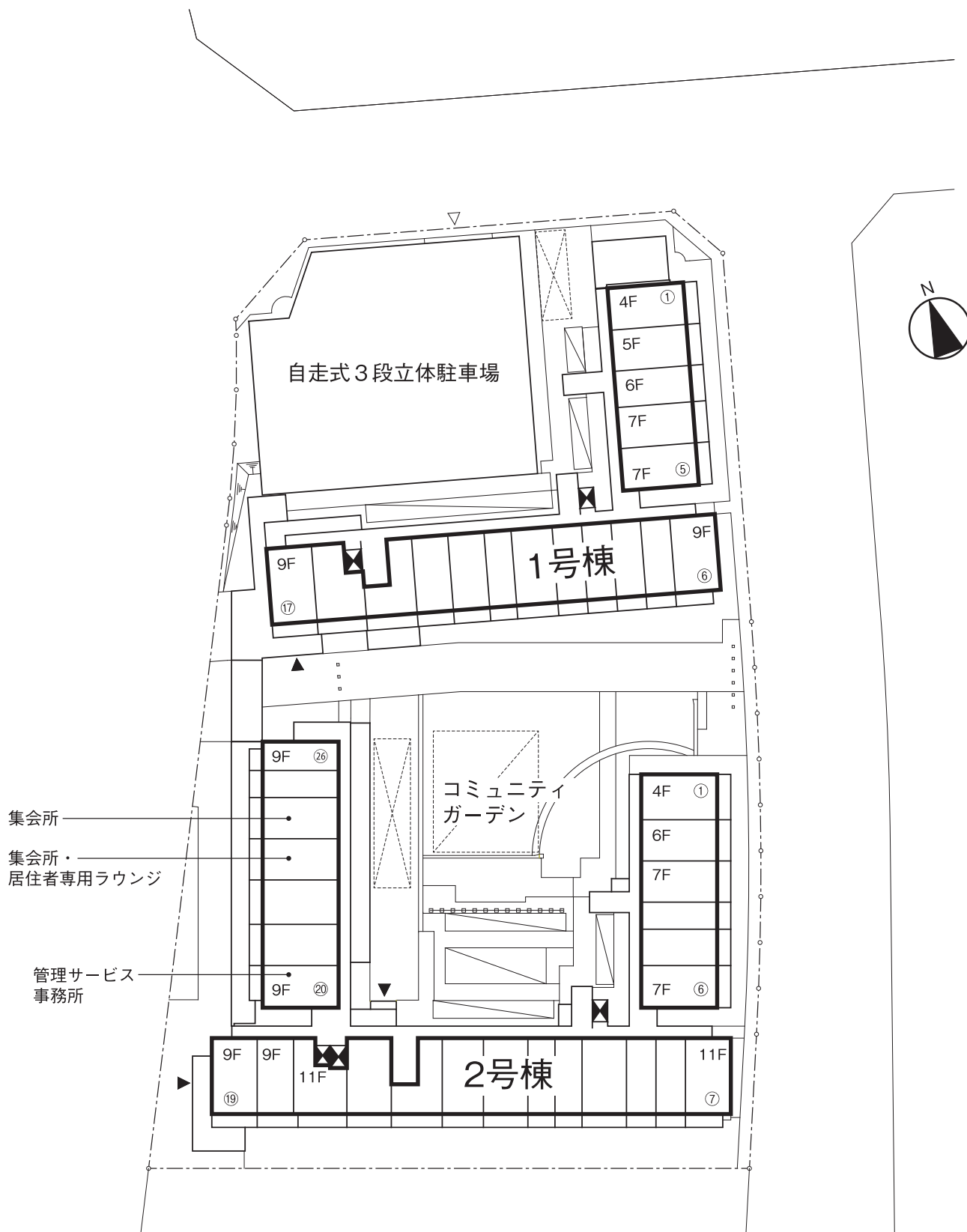
※募集戸数は建設戸数から募集対象外住宅を差し引いた戸数です。

※申込受付期間中に、郵送(このパンフレットにとじ込みの専用用紙)またはインターネット(51ページ参照)でお申込みください。


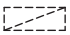
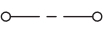





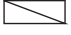
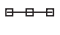
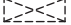
※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

※入居開始可能日は、工事の進行状況等により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
また、家賃等は入居開始可能日から発生します。



凡例

- | | | | |
|---|--------|---|--------|
|  | 今回募集住棟 |  | 雨水貯留槽 |
|  | 敷地境界線 |  | 車止め |
|  | 階数 |  | 住棟出入口 |
|  | エレベーター |  | 駐車場出入口 |
|  | 自転車置場 |  | フェンス |
|  | 防火水槽 | | |

※住戸番号は(①～㉖)の順にふられています。
 ※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。また、微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等については、表示していません。
 ※この配置図は計画図であり、入居時の現状と異なる場合があります。

募集住宅一覧表

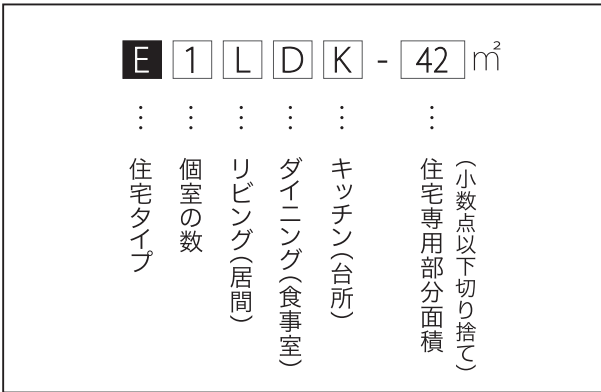
住宅タイプ	住宅型式	面積(㎡)		募集戸数(戸)	月額家賃(円)	基準月収額(円)	基準貯蓄額(円)	間取図掲載ページ
		住宅専用部分	バルコニー					
A	1K-28㎡	28.14※① 28.98※②	4.20※② 5.52※①	39	66,200～81,300	(月額家賃が 82,500円未満) 月額家賃の4倍 [単身申込者の場合] 250,000 (月額家賃が 82,500円以上) 330,000 [単身申込者の場合] 250,000 月額家賃の 100倍	月額家賃の 100倍	25・26
B	1K-30㎡	30.66	6.02	47	74,500～84,000			27・28
C	1DK-37㎡	37.80	7.42	11	83,000～95,300			29・30
D	1DK-37㎡	37.95	10.39	13	88,600～100,100			31
E	1LDK-42㎡	42.63※③ 42.75※④ 42.84※⑤	6.93※⑩ 8.41※⑪	72	84,200～102,500			33～35
F	1LDK-43㎡	43.52	9.98	4	95,000～103,500			37
G	1LDK-45㎡	45.96	10.09	7	96,500～102,000			38
H	1LDK-46㎡	46.09※⑥ 46.20※⑦	9.07※⑫ 13.42※⑬	5	94,000～110,500			39・40
K	2DK-46㎡	46.11※⑧ 46.20※⑨	7.59※⑧ 9.07※⑨	2	91,500・94,000			41・42

※①2-226～426・626～926号室以外 ※②2-226～426・626～926号室 ※③1-101～301号室 ※④1-502号室 ※⑤1-101～301・502号室以外
 ※⑥1-217～417・917号室 ※⑦2-101号室 ※⑧1-106号室 ※⑨2-722号室 ※⑩2-420・620～920号室 ※⑪2-420・620～920号室以外
 ※⑫1-217号室・2-101号室 ※⑬1-317・417・917号室

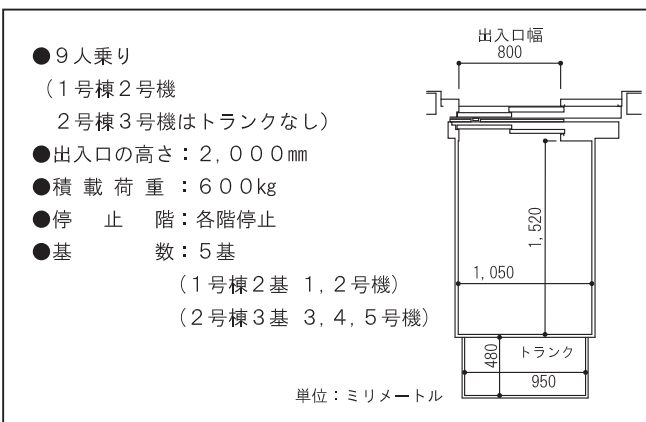
共益費	月額4,100円(予定・全戸共通)。毎月の家賃とともに口座振替によりお支払いいただきます。
敷金	月額家賃の2か月分。契約時までにはUR都市機構指定の金融機関にてお支払いいただきます。 (UR賃貸住宅の敷金引継制度は利用できません。)

※各住宅ごとのお申込みとなります。なお、お申込みは一世帯につき1戸(1通)に限ります。
 ※申込方法の詳細については、51ページ以降をご覧ください。
 ※平均月収額が基準月収額以上あること、または貯蓄額が基準貯蓄額以上あることが必要です。
 基準貯蓄額については、月額家賃の100倍になります。詳細は、53ページの「申込資格」5をご覧ください。

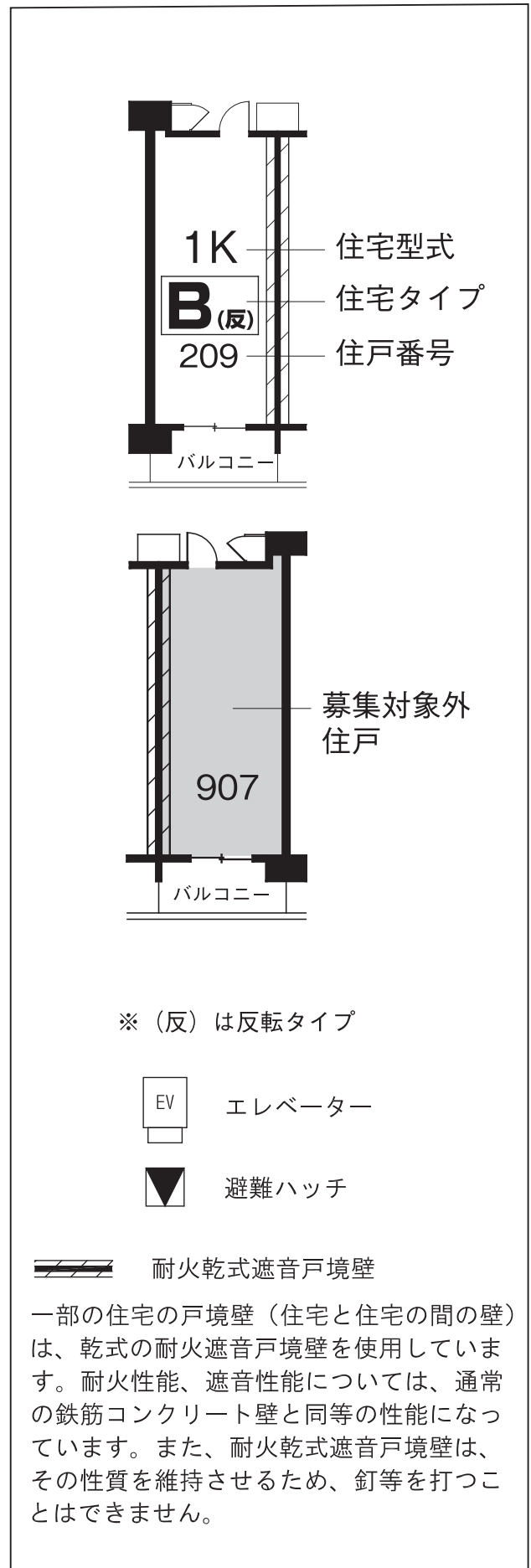
■住宅型式の表示方法



■エレベーター平面図



■各階平面図凡例



立面図 1号棟①

	EV (1号機)										EV (2号機)	
9F	917 H 1LDK 46.09 110,500	916	915 D 1DK 37.95 96,800	914	913 C(反) 1DK 37.80 95,300	912 A 1K 28.14 78,600	911 E(反) 1LDK 42.84 102,500	910 B(反) 1K 30.66 84,000	909 B 1K 30.66 84,000	908 B(反) 1K 30.66 84,000	907	906
8F	817	816 G 1LDK 45.96 102,000	815 D 1DK 37.95 94,300	814	813 C(反) 1DK 37.80 92,800	812 A 1K 28.14 76,600	811 E(反) 1LDK 42.84 99,500	810 B(反) 1K 30.66 81,400	809 B 1K 30.66 81,400	808 B(反) 1K 30.66 81,400	807 B 1K 30.66 81,400	806
7F	717	716 G 1LDK 45.96 101,000	715 D 1DK 37.95 93,300	714	713	712	711 E(反) 1LDK 42.84 98,500	710 B(反) 1K 30.66 80,600	709 B 1K 30.66 80,600	708 B(反) 1K 30.66 80,600	707 B 1K 30.66 80,600	706
6F	617	616 G 1LDK 45.96 100,000	615 D 1DK 37.95 92,300	614	613	612	611 E(反) 1LDK 42.84 97,500	610 B(反) 1K 30.66 79,800	609 B 1K 30.66 79,800	608 B(反) 1K 30.66 79,800	607 B 1K 30.66 79,800	606
5F	517	516 G 1LDK 45.96 99,000	515 D 1DK 37.95 91,300	514	513	512 A 1K 28.14 74,500	511 E(反) 1LDK 42.84 96,500	510 B(反) 1K 30.66 79,000	509 B 1K 30.66 79,000	508 B(反) 1K 30.66 79,000	507 B 1K 30.66 79,000	506
4F	417 H 1LDK 46.09 104,000	416 G 1LDK 45.96 98,500	415 D 1DK 37.95 90,800	414 C 1DK 37.80 88,300	413	412	411 E(反) 1LDK 42.84 96,000	410 B(反) 1K 30.66 78,500	409 B 1K 30.66 78,500	408 B(反) 1K 30.66 78,500	407 B 1K 30.66 78,500	406
3F	317 H 1LDK 46.09 103,000	316 G 1LDK 45.96 97,500	315 D 1DK 37.95 89,800	314 C 1DK 37.80 87,300	313 C(反) 1DK 37.80 88,300	312	311 E(反) 1LDK 42.84 95,000	310 B(反) 1K 30.66 77,500	309 B 1K 30.66 77,500	308 B(反) 1K 30.66 77,500	307 B 1K 30.66 77,500	306
2F	217 H 1LDK 46.09 98,500	216 G 1LDK 45.96 96,500	215 D 1DK 37.95 88,800	214 C 1DK 37.80 86,300	213 C(反) 1DK 37.80 87,300	212 A 1K 28.14 72,000	211 E(反) 1LDK 42.84 93,500	210 B(反) 1K 30.66 76,500	209 B 1K 30.66 76,500	208 B(反) 1K 30.66 76,500	207 B 1K 30.66 76,500	206
1F	エントランス メールコーナー 宅配ボックス 風除室 ポンプ室		ゴミ置場	清掃員 詰所	113 C(反) 1DK 37.80 85,300	112 A 1K 28.14 70,000	111 E(反) 1LDK 42.84 91,500	110 B(反) 1K 30.66 74,500	109 B 1K 30.66 74,500	108 B(反) 1K 30.66 74,500	107	106 K(反) 2DK 46.11 94,000

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。

立面図 1号棟②

《凡例》

105	住戸番号
E(反)	住宅タイプ※(反)は反転タイプ
1LDK	住宅型式
42.84	住宅専用部分面積 (㎡)
89,500	月額家賃 (円)

103	募集対象外
------------	-------

EV
エレベーター

7F	705 E(反) 1LDK 42.84 101,000	704 E 1LDK 42.84 102,500				
6F	605 E(反) 1LDK 42.84 98,000	604 E 1LDK 42.84 96,500	603			
5F	505 E(反) 1LDK 42.84 97,000	504 E 1LDK 42.84 95,500	503	502 E 1LDK 42.75 100,500		
4F	405 E(反) 1LDK 42.84 96,000	404 E 1LDK 42.84 94,500	403	402 E 1LDK 42.84 94,500	401	
3F	305 E(反) 1LDK 42.84 95,000	304 E 1LDK 42.84 93,500	303	302	301 E 1LDK 42.63 96,500	
2F	205 E(反) 1LDK 42.84 93,500	204 E 1LDK 42.84 92,000	203 C(反) 1DK 37.80 85,000	202 E 1LDK 42.84 92,000	201 E 1LDK 42.63 95,000	
1F	105 E(反) 1LDK 42.84 89,500	104 E 1LDK 42.84 89,000	103	102 E 1LDK 42.84 89,000	101 E 1LDK 42.63 92,000	電気室 開閉器室
	東 面					

立面図 2号棟①

							EV (3号機)				EV (4号機)				
11F								1117	1116	1115	1114				
										D 1DK 37,95 100,100					
10F								1017	1016	1015	1014				
9F	926	925	924	923	922	921	920	919	918	917	916	915	914		
	A(反) 1K 28,98 74,200	A 1K 28,14 73,300	E(反) 1LDK 42,84 94,700	E 1LDK 42,84 94,700		E(反) 1LDK 42,84 93,400	E 1LDK 42,84 92,800			F 1LDK 43,52 103,500		D 1DK 37,95 96,500			
8F	826	825	824	823	822	821	820	819	818	817	816	815	814		
	A(反) 1K 28,98 72,000	A 1K 28,14 71,100				E(反) 1LDK 42,84 90,400	E 1LDK 42,84 89,800			F 1LDK 43,52 102,000			E 1LDK 42,84 100,200		
7F	726	725	724	723	722	721	720	719	718	717	716	715	714		
	A(反) 1K 28,98 70,800	A 1K 28,14 69,900	E(反) 1LDK 42,84 90,200		K 2DK 46,20 91,500	E(反) 1LDK 42,84 88,900	E 1LDK 42,84 88,300					D 1DK 37,95 93,700	E 1LDK 42,84 98,700		
6F	626	625	624	623	622	621	620	619	618	617	616	615	614		
	A(反) 1K 28,98 70,000	A 1K 28,14 69,100	E(反) 1LDK 42,84 89,200	E 1LDK 42,84 89,200		E(反) 1LDK 42,84 87,900	E 1LDK 42,84 87,300								
5F	526	525	524	523	522	521	520	519	518	517	516	515	514		
		A 1K 28,14 68,300		E 1LDK 42,84 88,200											
4F	426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415	414		
	A(反) 1K 28,98 68,800		E(反) 1LDK 42,84 87,700	E 1LDK 42,84 87,700		E(反) 1LDK 42,84 86,400	E 1LDK 42,84 85,800								
3F	326	325	324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314		
	A(反) 1K 28,98 68,100	A 1K 28,14 67,200	E(反) 1LDK 42,84 86,700	E 1LDK 42,84 86,700		E(反) 1LDK 42,84 85,400				F 1LDK 43,52 96,500		D 1DK 37,95 90,000			
2F	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214		
	A(反) 1K 28,98 67,100	A 1K 28,14 66,200	E(反) 1LDK 42,84 85,500	E 1LDK 42,84 85,500		E(反) 1LDK 42,84 84,200				F 1LDK 43,52 95,000		D 1DK 37,95 88,600			
1F	ゴミ置場		集会所 居住者専用ラウンジ			ピロティ	管理サービス 事務所	風除室 ピロティ	エントランス メールコーナー 宅配ボックス		電気室 開閉器室	115	114		
												E 1LDK 42,84 91,400			

西面

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。

立面図 2号棟②

EV
(5号機)

《凡例》

105	住戸番号
C(反)	住宅タイプ※(反)は反転タイプ
1DK	住宅型式
37.80	住宅専用部分面積 (㎡)
83,000	月額家賃 (円)

705	募集対象外
-----	-------

EV
エレベーター

1113	1112	1111	1110	1109	1108	1107
	A(反) 1K 28.14 81,300					
1013	1012	1011	1010	1009	1008	1007
	A(反) 1K 28.14 79,000	A 1K 28.14 79,000				
913	912	911	910	909	908	907
	A(反) 1K 28.14 78,000	A 1K 28.14 78,000		B(反) 1K 30.66 83,300	B 1K 30.66 83,300	
813	812	811	810	809	808	807
	A(反) 1K 28.14 77,000	A 1K 28.14 77,000		B(反) 1K 30.66 82,100	B 1K 30.66 82,100	
713	712	711	710	709	708	707
	A(反) 1K 28.14 76,000			B(反) 1K 30.66 80,900		
613	612	611	610	609	608	607
		A 1K 28.14 75,000		B(反) 1K 30.66 79,700	B 1K 30.66 79,700	
513	512	511	510	509	508	507
		A 1K 28.14 74,200		B(反) 1K 30.66 78,900		
413	412	411	410	409	408	407
	A(反) 1K 28.14 73,800			B(反) 1K 30.66 78,500	B 1K 30.66 78,500	
313	312	311	310	309	308	307
		A 1K 28.14 73,000				
213	212	211	210	209	208	207
	A(反) 1K 28.14 71,800			B(反) 1K 30.66 76,500		
113	112	111	110	109	108	107
	A(反) 1K 28.14 70,300	A 1K 28.14 70,300		B(反) 1K 30.66 75,000	B 1K 30.66 75,000	

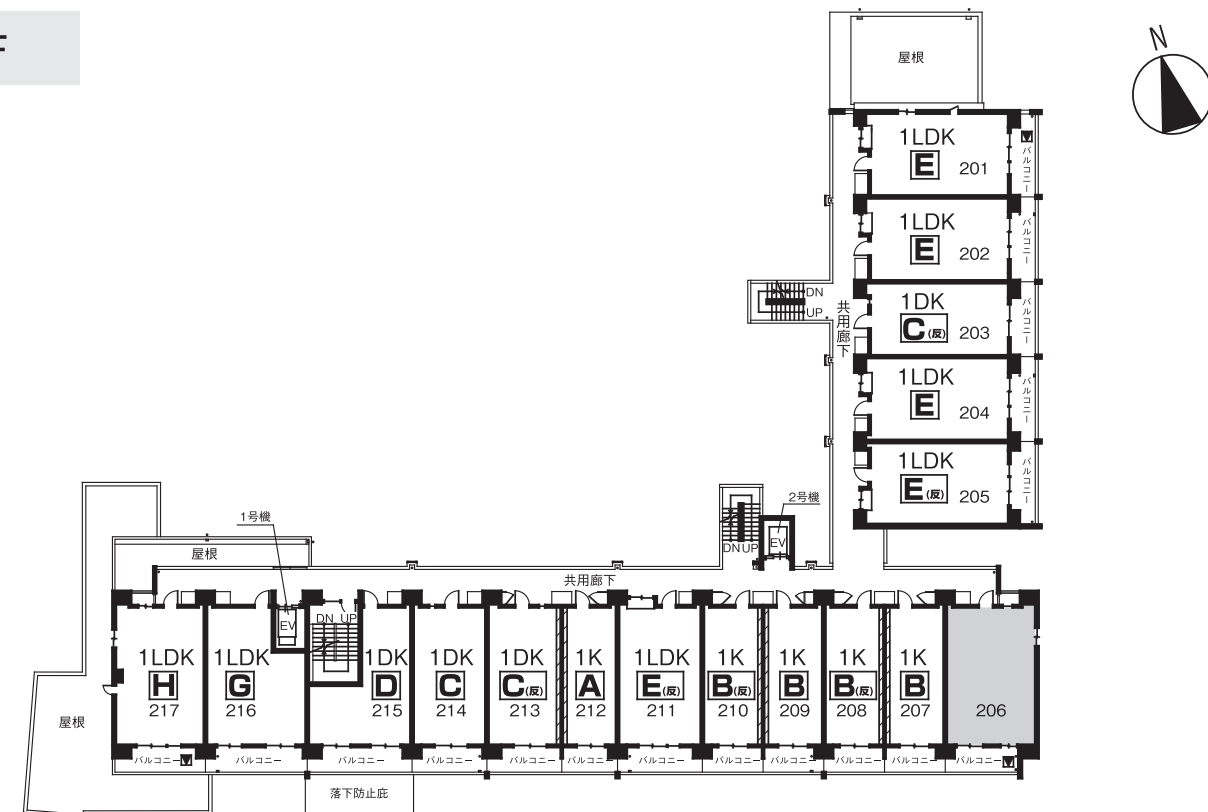
						11F
						10F
						9F
						8F
706	705	704	703			7F
		A 1K 28.14 76,600				
606	605	604	603	602		6F
E(反) 1LDK 42.84 98,000		A 1K 28.14 74,600	E 1LDK 42.84 96,500	E 1LDK 42.84 102,000		
506	505	504	503	502		5F
		A 1K 28.14 73,800	E 1LDK 42.84 95,500	E 1LDK 42.84 99,000		
406	405	404	403	402	401	4F
			E 1LDK 42.84 95,000	E 1LDK 42.84 95,000		
306	305	304	303	302	301	3F
			E 1LDK 42.84 94,000	E 1LDK 42.84 94,000		
206	205	204	203	202	201	2F
E(反) 1LDK 42.84 94,000	C(反) 1DK 37.80 86,000	A 1K 28.14 71,000	E 1LDK 42.84 92,500	E 1LDK 42.84 92,500		
106	105	104	103	102	101	1F
E(反) 1LDK 42.84 90,500	C(反) 1DK 37.80 83,000	A 1K 28.14 68,500	E 1LDK 42.84 89,000	E 1LDK 42.84 89,000	H(反) 1LDK 46.20 94,000	

南面

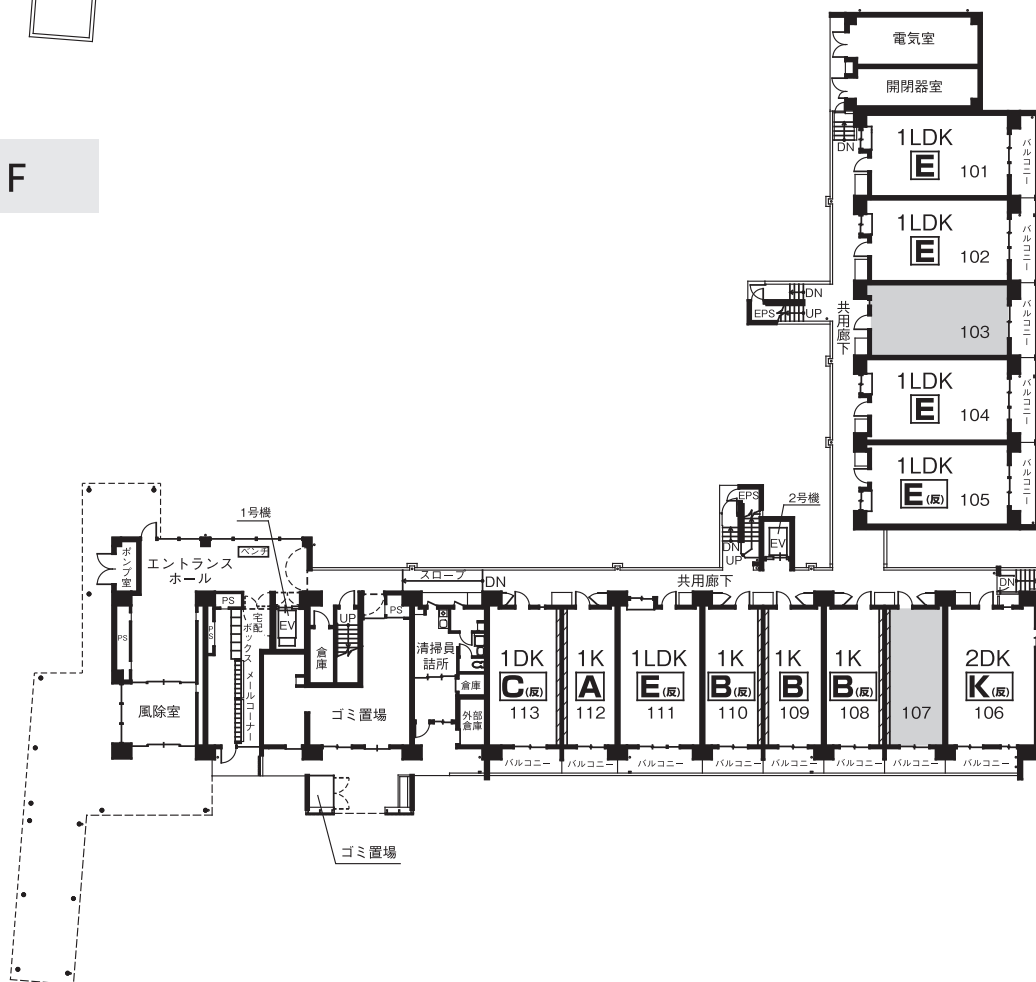
東面

各階平面図 1号棟① (各階平面図凡例はP8にあります。)

2F

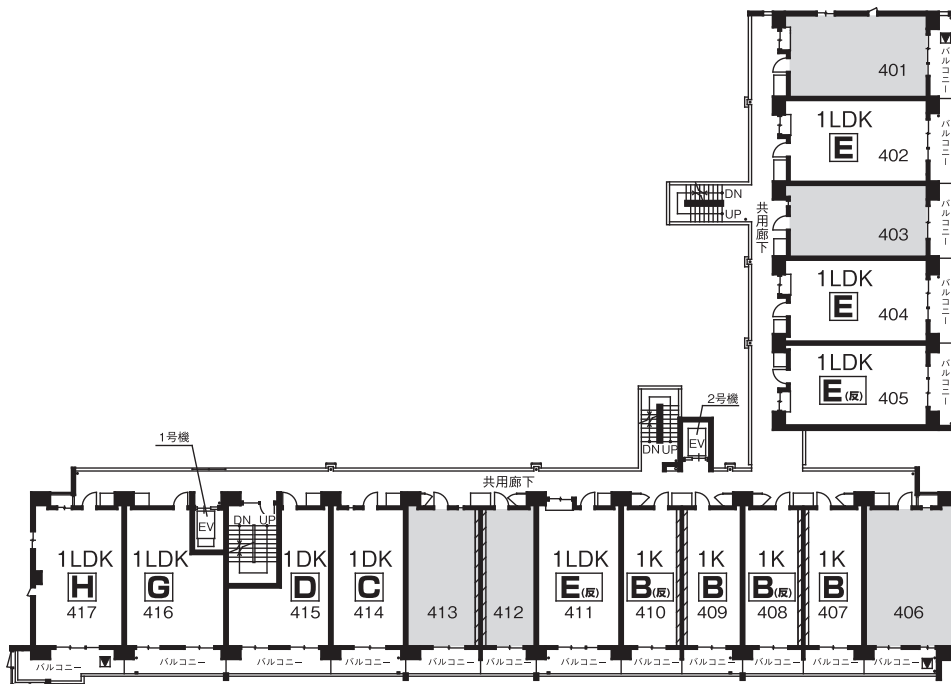


1F

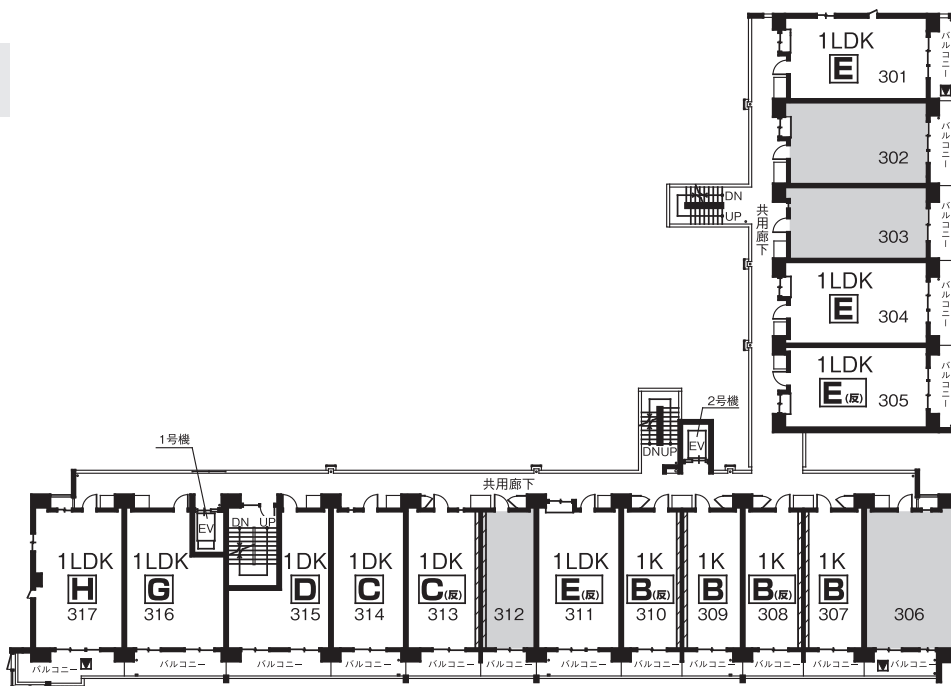


各階平面図 1号棟② (各階平面図凡例はP8にあります。)

4 F

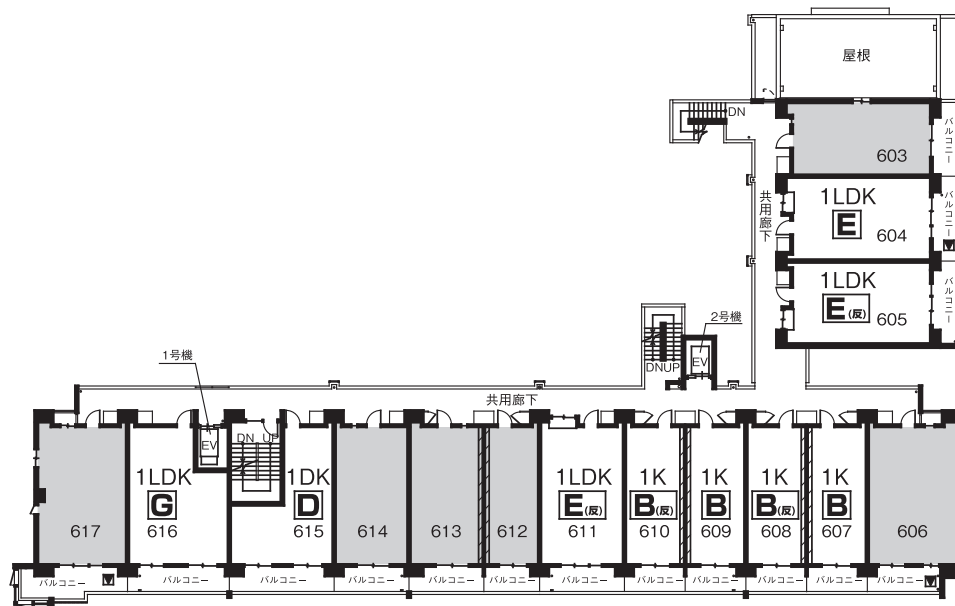


3 F

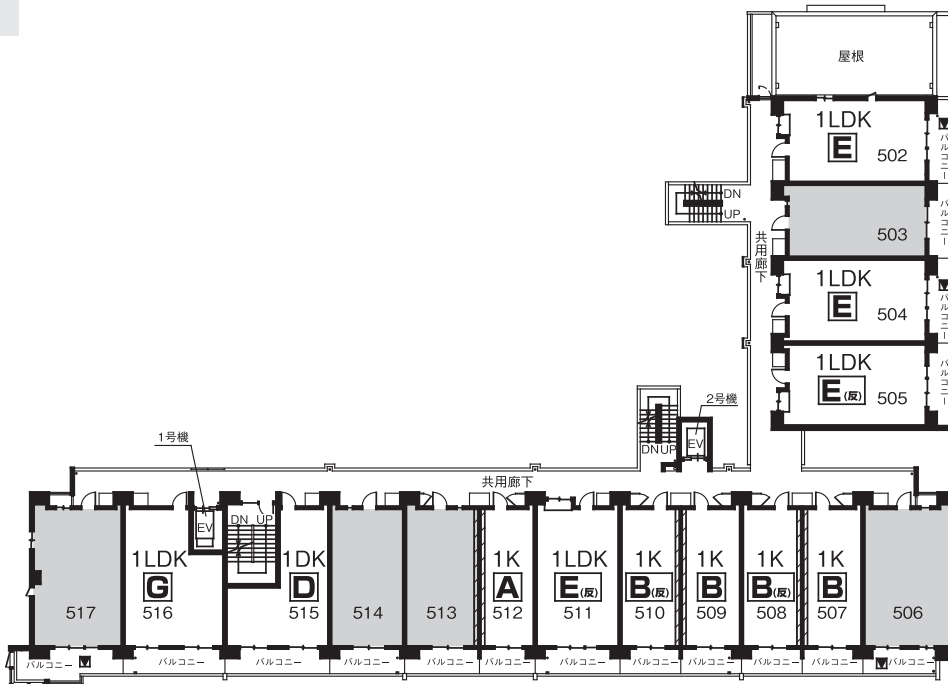


各階平面図 1号棟③ (各階平面図凡例はP8にあります。)

6 F

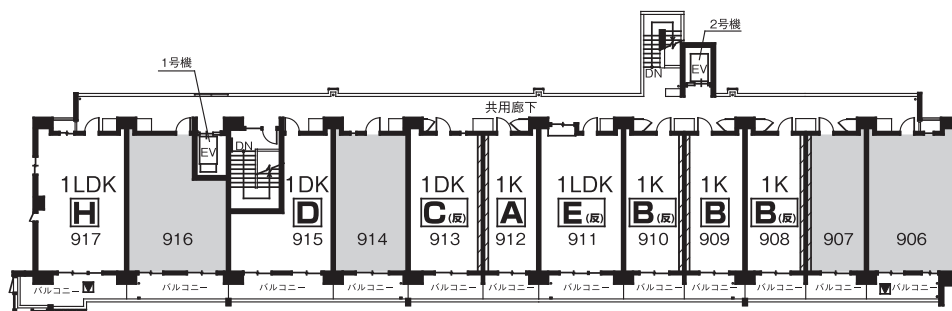


5 F

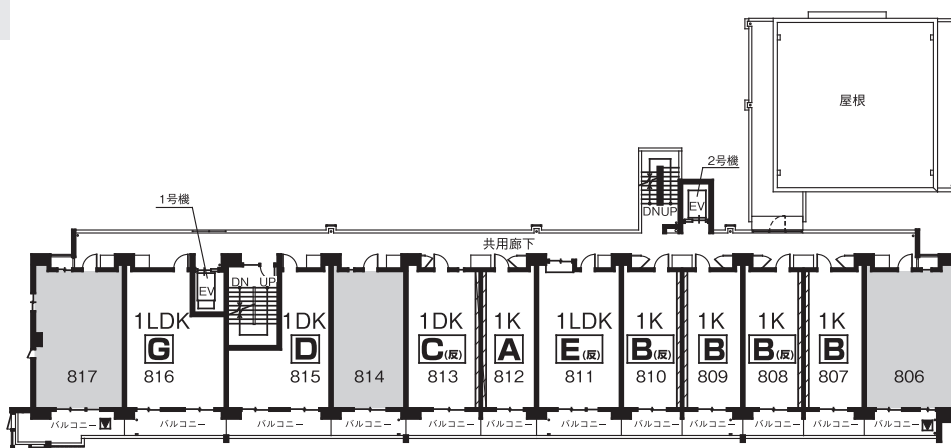


各階平面図 1号棟④ (各階平面図凡例はP8にあります。)

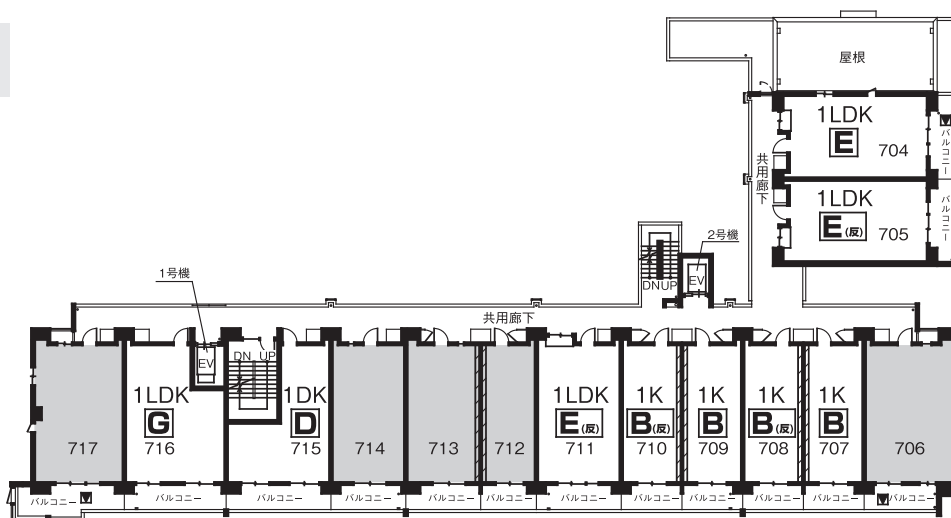
9 F



8 F

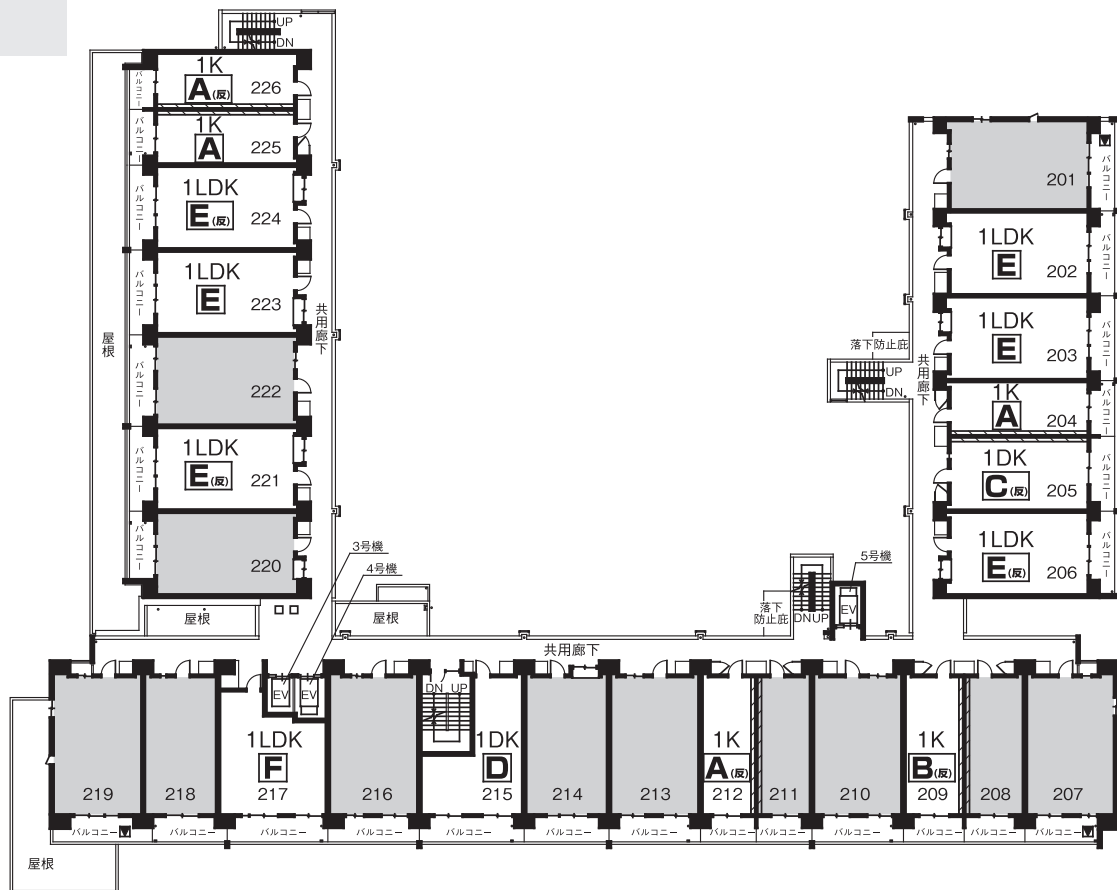


7 F

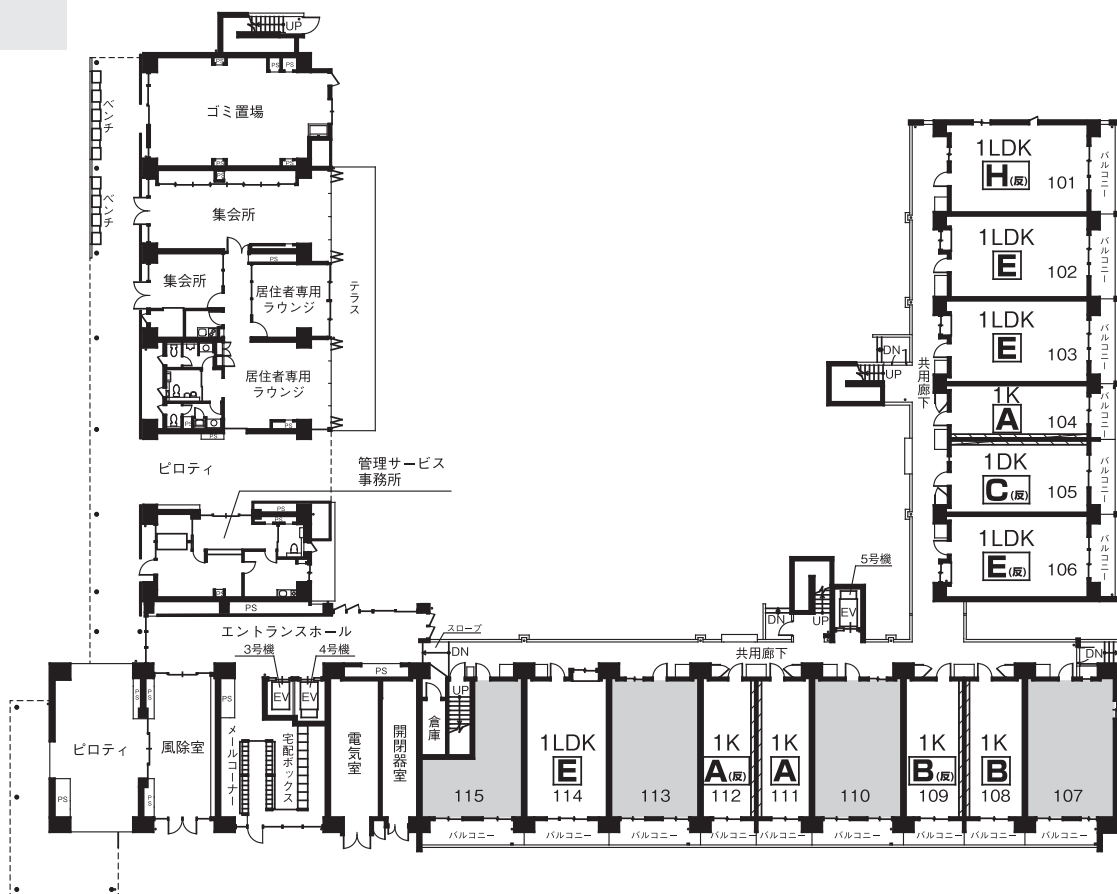


各階平面図 2号棟① (各階平面図凡例はP8にあります。)

2 F

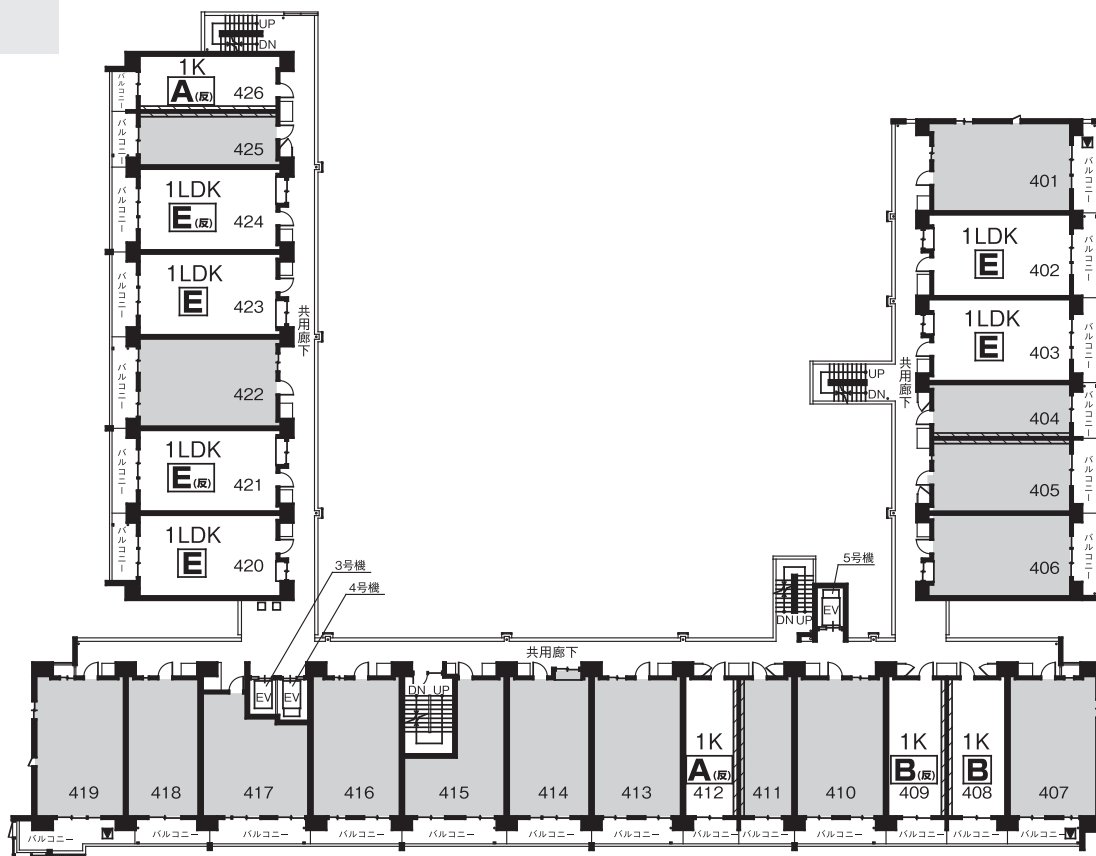


1 F

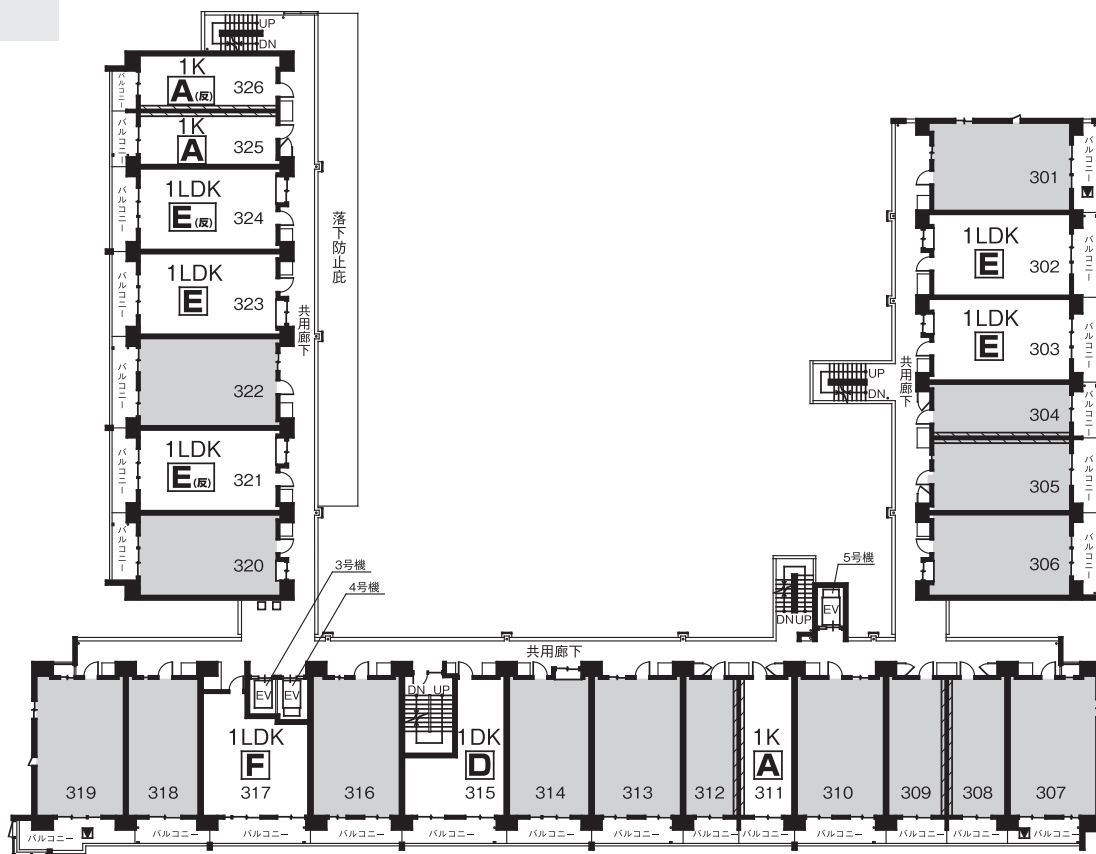


各階平面図 2号棟② (各階平面図凡例はP8にあります。)

4 F

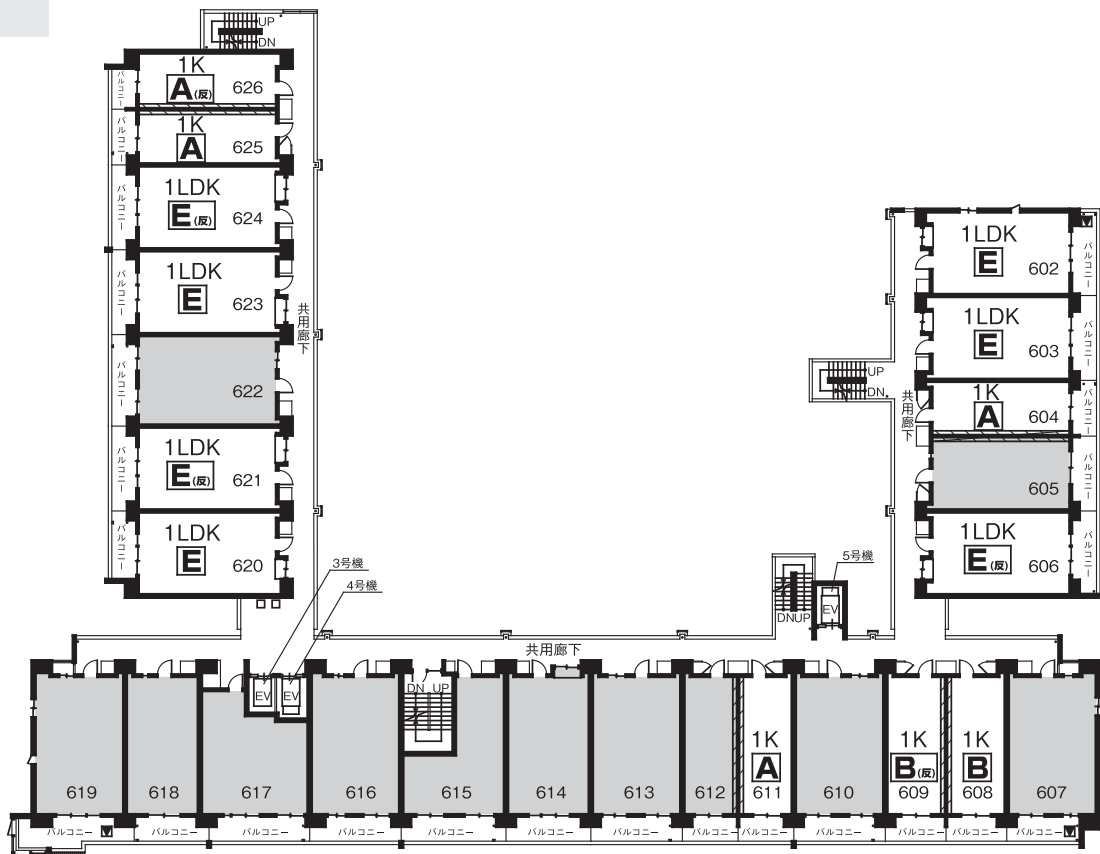


3 F

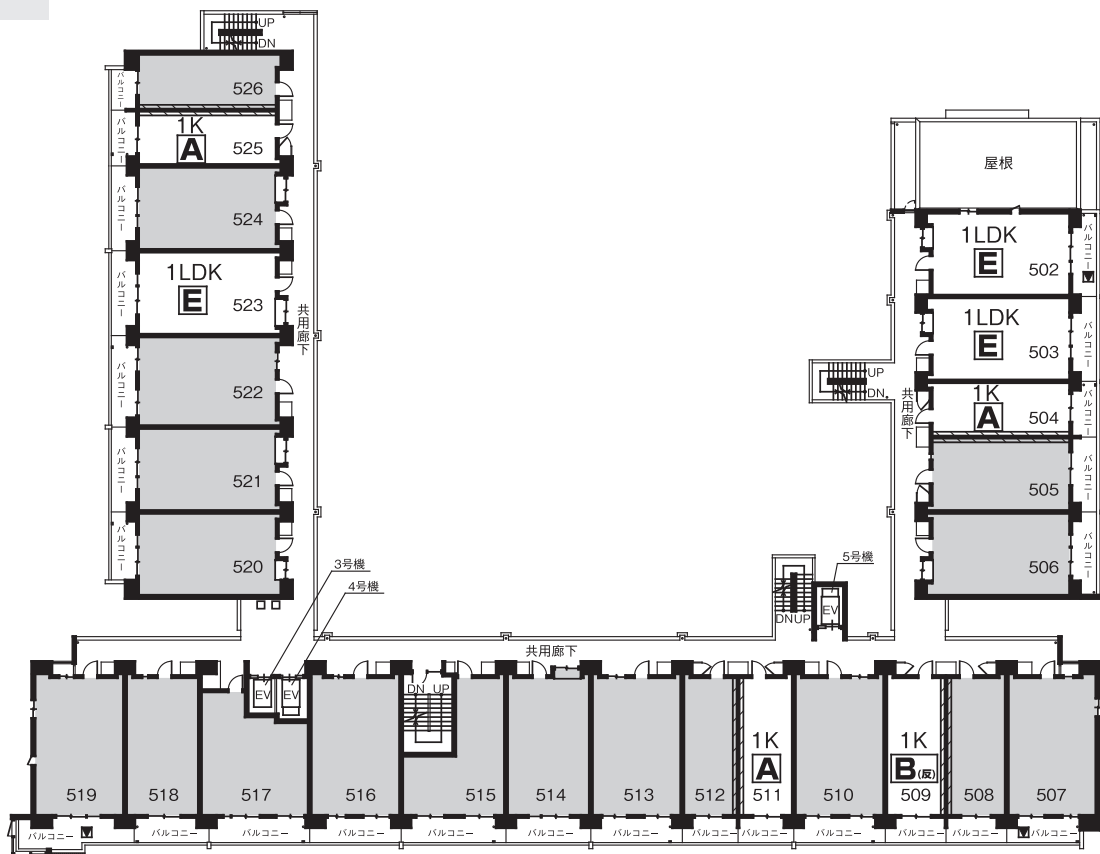


各階平面図 2号棟③ (各階平面図凡例はP8にあります。)

6 F

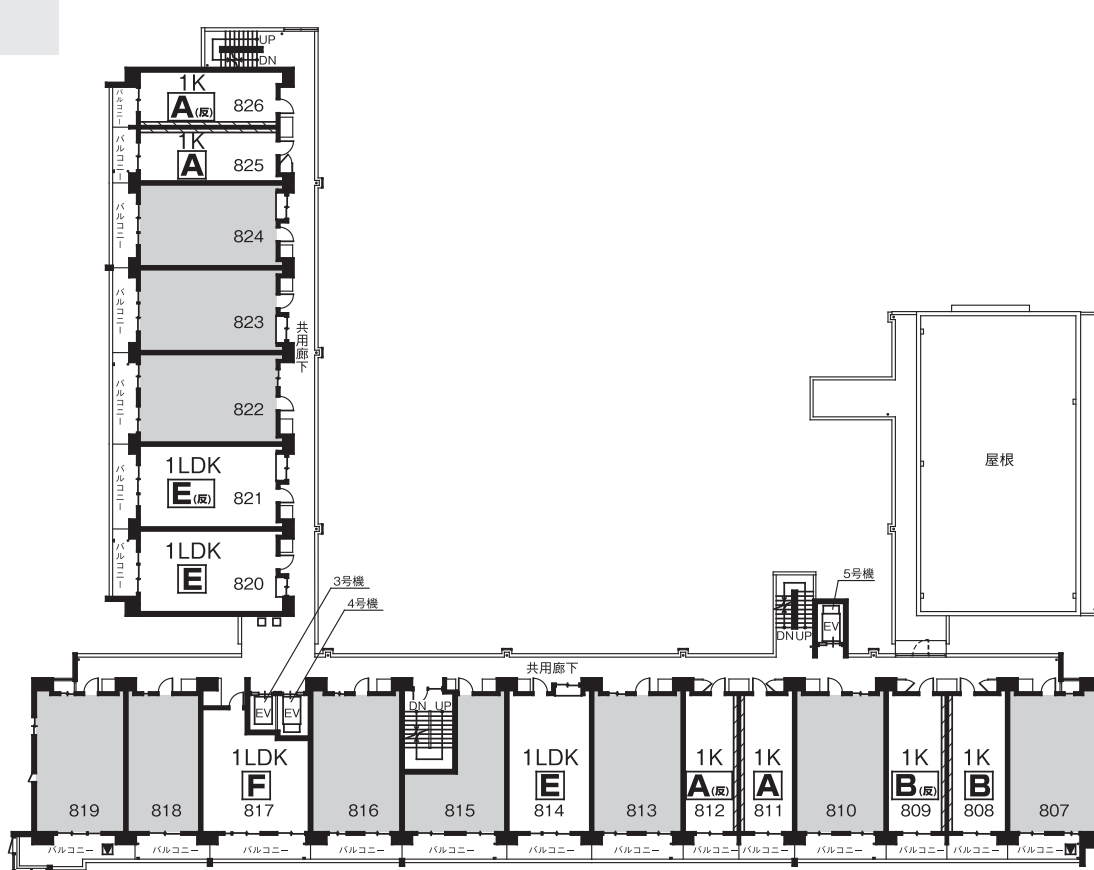


5 F

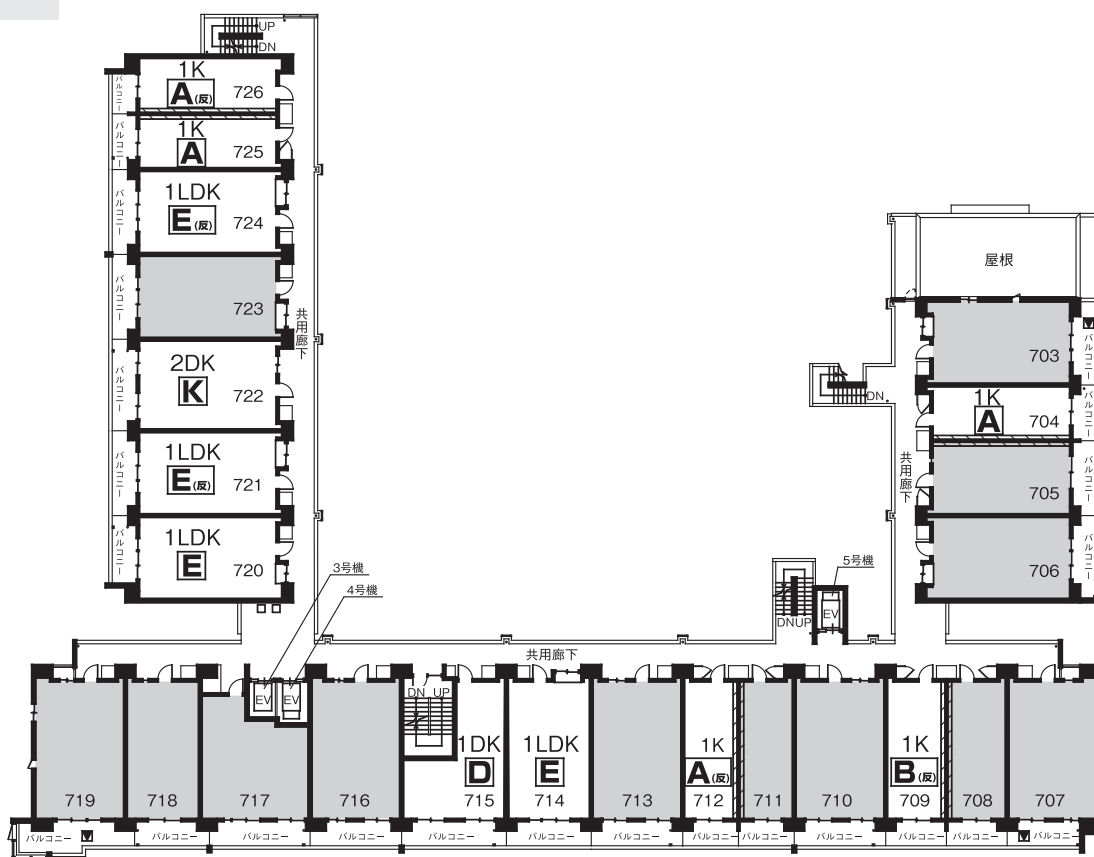


各階平面図 2号棟④ (各階平面図凡例はP8にあります。)

8 F

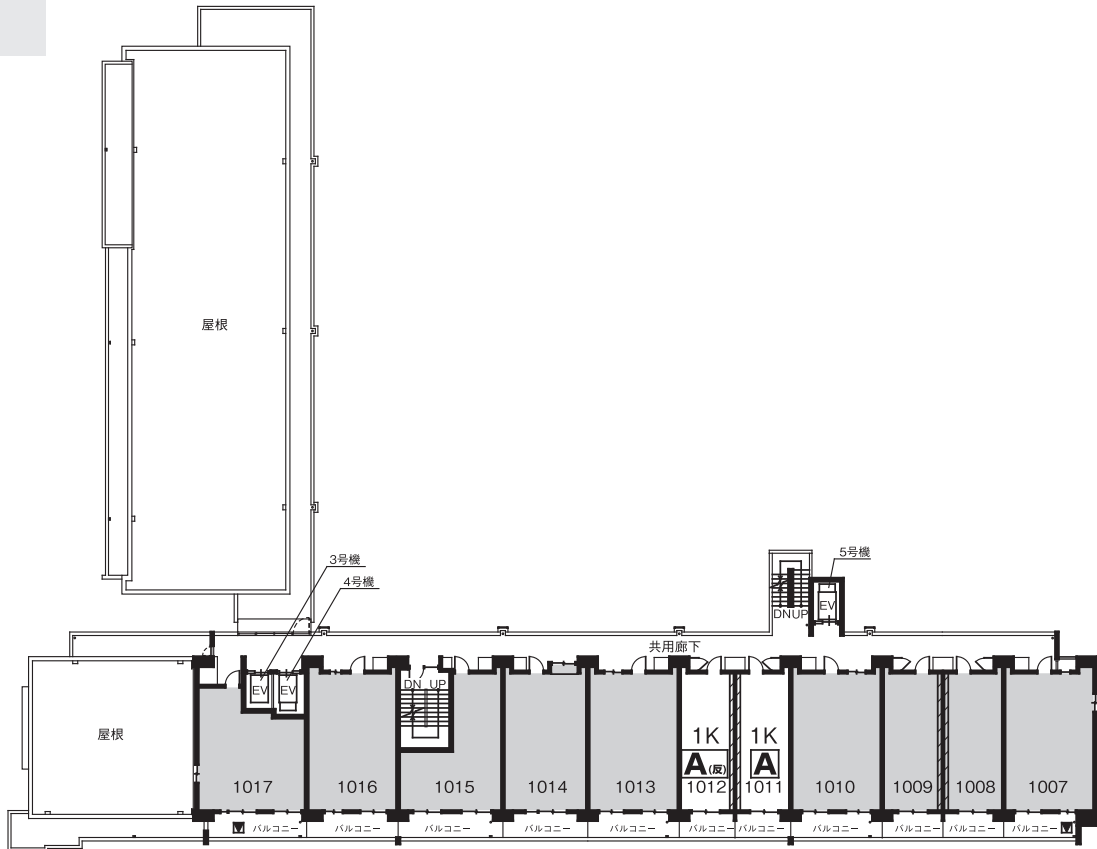


7 F

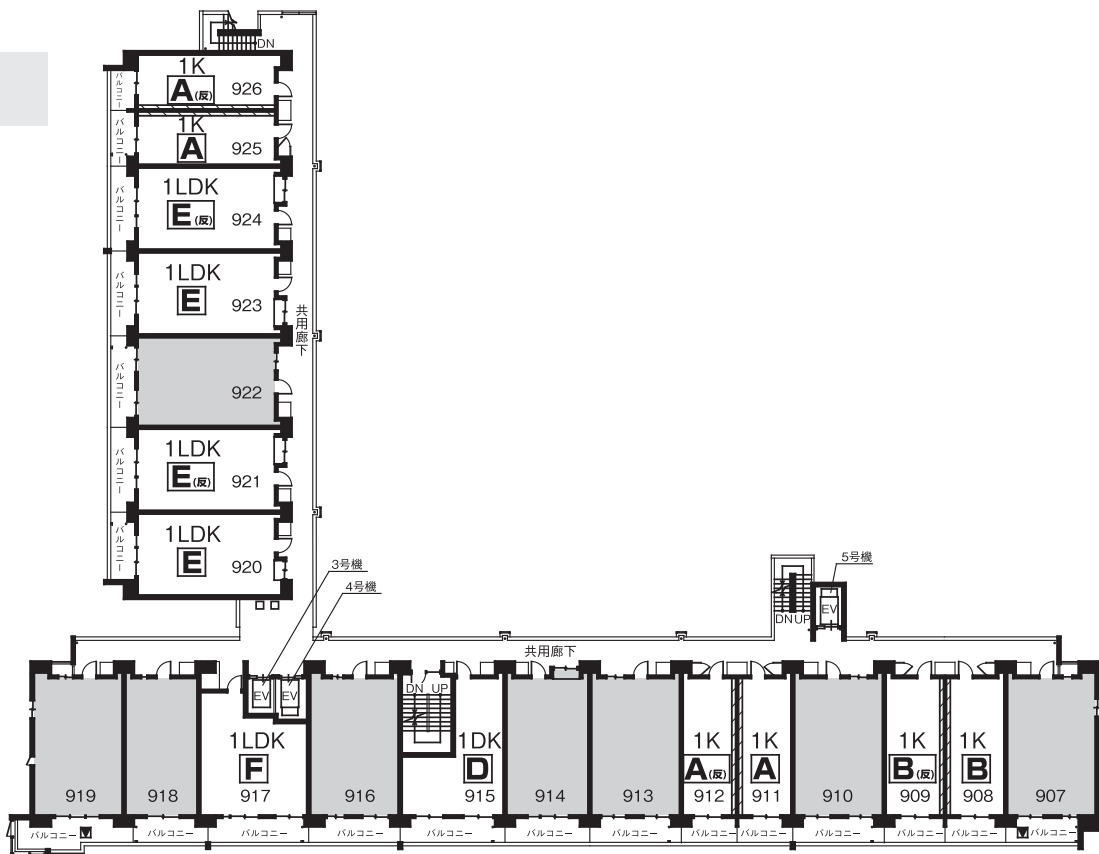


各階平面図 2号棟⑤ (各階平面図凡例はP8にあります。)

10F

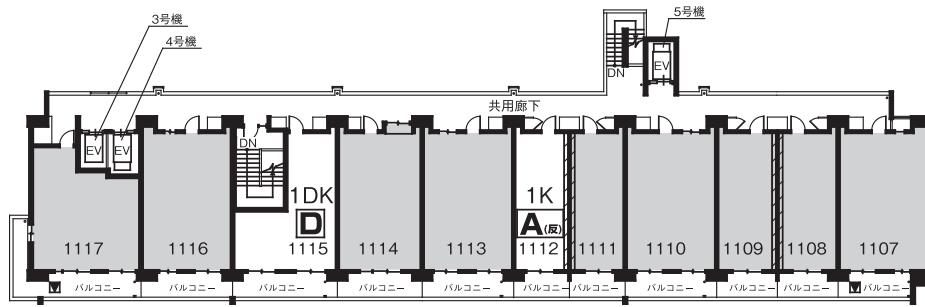


9F



各階平面図 2号棟⑥ (各階平面図凡例はP8にあります。)

11F



memo

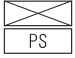



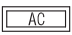

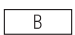
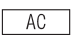





A series of horizontal dotted lines for writing.

■ピクトグラム凡例

- | | | | |
|---|---|---|--|
|  | 玄関収納
靴の収納など整理整頓に便利です。 |  | トイレ内の棚
トイレトペーパーやタオルなどの整理に便利な棚です。 |
|  | シューズインクローゼット
玄関脇に設けた靴専用のクローゼット。ご家族分の靴を整理できます。 |  | 対面キッチン
ご家族の会話もはずむキッチンプランです。 |
|  | クローゼット
洋服が収納できる便利なハンガーパイプ付きの物入です。 |  | 窓のあるキッチン
キッチンを明るくし、部屋の換気もできます。 |
|  | ウォークインクローゼット
洋服はもちろん、大きな物までスッキリ収納できます。 |  | 外部物入
住宅とは別に設けられた収納スペースで、普段使わない季節品などをしまっておくのに便利です。 |
|  | 物入
廊下などに収納空間を設けました。 |  | 天井インサート
天井にネジ穴を埋め込んでありカーテン・ブラインド等でお部屋を間仕切りすることができます。 |

※各間取図ページに記載されているピクトグラムはこちらをご参照ください。
※住宅により設置されていないものもあります。

■各間取図の共通凡例

	パイプスペース		床暖房設置範囲		避難ハッチ (設置位置は住戸により異なります。)
	メーターボックス		エアコン設置位置		腰窓 (バルコニー等への出入りはできません。)
	給湯器		エアコン室外機設置位置		FIX窓 (窓の開閉はできません。)
	面格子		エアコン室外機置場		洗濯機用防水パン
	ビルトインコンロ				

※各間取図ページに記載されている凡例はこちらをご参照ください。
 ※各住宅の方位・位置・バルコニー等の形状は、配置図・立面図・各階平面図・間取図でご確認ください。
 ※住宅により設置されていないものもあります。
 ※バルコニー及び共用廊下の手すり壁の仕様は、ガラス・アルミたて格子・コンクリートなど住宅により異なります。
 ※樋の位置は、住宅により異なる場合があります。
 ※設備機器等の設置箇所が変更となる場合があります。その場合は、現状を優先させていただきます。
 ※主な窓等には、カーテンレール・網戸が設置されています。
 ※床暖房設備の使用に当たっては、別途昭島ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

各階平面図・間取図と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。

A

1K-28m²

■募集戸数 / 39戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 66,200円～81,300円



●住宅専用部分面積
 28.14㎡ (2-226～426・626～926号室以外)
 28.98㎡ (2-226～426・626～926号室)

●バルコニー面積
 4.20㎡ (2-226～426・626～926号室)
 5.52㎡ (2-226～426・626～926号室以外)



1号棟
112,212,512,812,912号室



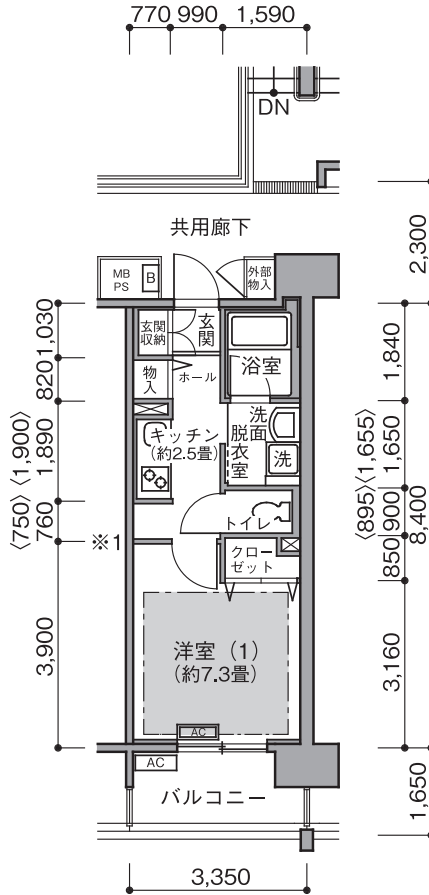
2号棟
104,204,504～704号室



2号棟
111,311,511,611,811～1011号室



2号棟
225,325,525～925号室



〈 〉 内寸法は、1号棟を示します。

※1 耐火乾式遮音戸境壁

【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908			
	H	D	C _(B)	A	E _(B)	B _(B)	B	B _(B)			
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807		
	G	D	C _(B)	A	E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	B		
7F	716	715			711	710	709	708	707	705 704	
	G	D			E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	B	E _(B) E	
6F	616	615			611	610	609	608	607	605 604	
	G	D			E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	B	E _(B) E	
5F	516	515			512	511	510	509	508	507 505 504 502	
	G	D			A	E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	E _(B) E	
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	407 405 404 402	
	H	G	D	C		E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	E _(B) E	
3F	317	316	315	314	313		311	310	309	308 307 305 304 301	
	H	G	D	C	C _(B)		E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	E _(B) E
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208 207 205 204 203 202 201	
	H	G	D	C	C _(B)	A	E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	E _(B) E C _(B) E E
1F					113	112	111	110	109	108 106 105 104 102 101	
					C _(B)	A	E _(B)	B _(B)	B	B _(B)	K _(B) E _(B) E E

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 ■ 該当住戸

【2号棟】

11F			1115		1112					
			D		A _(B)					
10F					1012	1011				
					A _(B)	A				
9F	926	925	924	923	921	920		917	915	
	A _(B)	A	E _(B)	E	E _(B)	E		F	D	
8F	826	825			821	820		817		814
	A _(B)	A			E _(B)	E		F		E
7F	726	725	724		722	721	720		715	714
	A _(B)	A	E _(B)		K	E _(B)	E		D	E
6F	626	625	624	623		621	620			
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)	E			
5F		525	523						611	
		A	E						A	
4F	426	424	423		421	420			412	
	A _(B)	E _(B)	E		E _(B)	E			A _(B)	
3F	326	325	324	323		321		317	315	
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)		F	D	
2F	226	225	224	223		221		217	215	
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)		F	D	
1F										
								114	112	111
								E	A _(B)	A

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 ■ 該当住戸

A

1K-28^m₂

(反転タイプ)

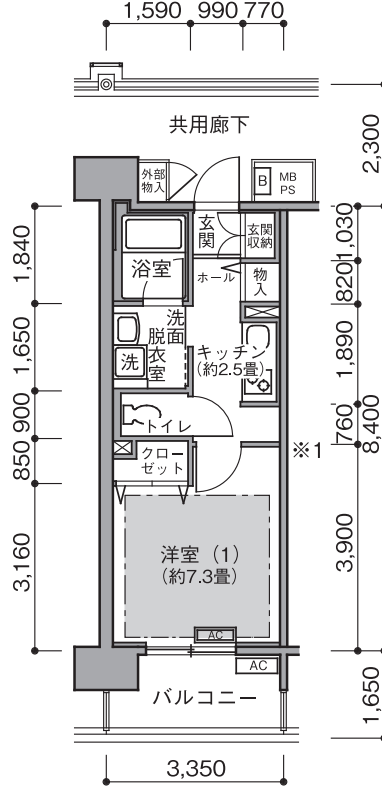
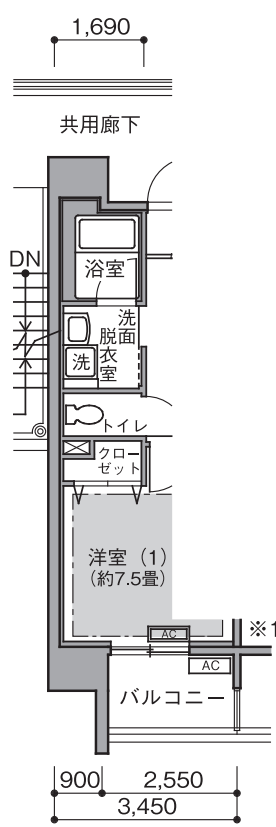
住宅タイプ



2号棟
112,212,412,712~1112号室



2号棟
226~426,626~926号室



2号棟
226~426,626~926号室
バリエーション

※1 耐火乾式遮音戸境壁

【2号棟】

11F							1115			1112						
							D			A _(B)						
10F										1012	1011					
										A _(B)	A					
9F	926	925	924	923		921	920			917	915		912	911	909	908
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)	E			F	D		A _(B)	A	B _(B)	B
8F	826	825				821	820				814		812	811	809	808
	A _(B)	A				E _(B)	E			F	E		A _(B)	A	B _(B)	B
7F	726	725	724		722	721	720				715	714		712		709
	A _(B)	A	E _(B)		K	E _(B)	E				D	E		A _(B)		
																704
																A
6F	626	625	624	623		621	620						611		609	608
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)	E						A	B _(B)	B	
																606
																604
																603
																602
																E
5F		525		523										511	509	
		A		E										A	B _(B)	B
																504
																503
																502
																E
4F	426		424	423		421	420							412		409
	A _(B)		E _(B)	E		E _(B)	E							A _(B)		B _(B)
																408
																B
																403
																402
																E
3F	326	325	324	323		321				317	315			311		
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)				F	D			A		
																303
																302
																E
																E
2F	226	225	224	223		221				217	215			212		209
	A _(B)	A	E _(B)	E		E _(B)				F	D			A _(B)		B _(B)
																206
																205
																204
																203
																202
																E
1F													114		109	108
													E	112	111	106
														A _(B)	A	105
														B _(B)	B	104
														E _(B)	C _(B)	103
															A	102
															E	101
																E _(B)

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

B

1K-30m²

■募集戸数 / 47戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 74,500円~84,000円



●住宅専用部分面積
30.66㎡

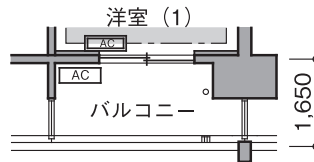
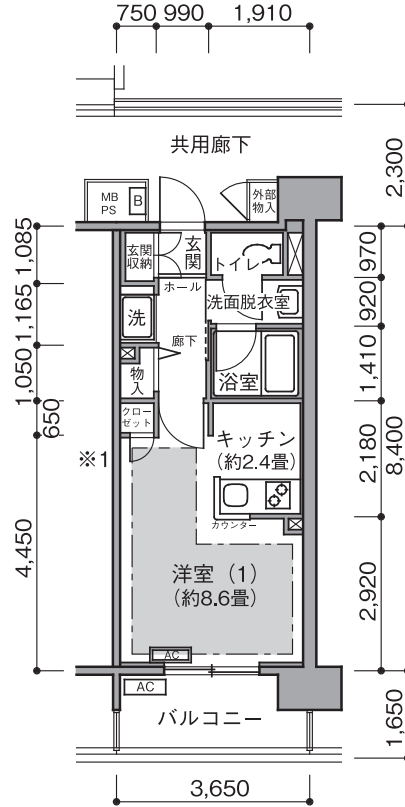
●バルコニー面積
6.02㎡



1号棟
207~807号室
109~909号室



2号棟
108,408,608,808,908号室



1号棟
209~409,609~909号室
バリエーション

※1 耐火乾式遮音戸境壁

【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908								
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807							
7F	716	715			711	710	709	708	707	705	704					
6F	616	615			611	610	609	608	607	605	604					
5F	516	515		512	511	510	509	508	507	505	504	502				
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	407	405	404	402			
3F	317	316	315	314	313		311	310	309	308	307	305	304	301		
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	205	204	203	202	201
1F					113	112	111	110	109	108		106	105	104	102	101
					C(東)	A	E(東)	B(東)	B	B(東)		K(東)	E(東)	E	E	

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

【2号棟】

11F					1115					1112												
10F					D					A(東)		1012	1011									
9F	926	925	924	923		921	920		917	915		912	911		909	908						
8F	826	825				821	820			814		A(東)	A		B(東)	B						
7F	726	725	724		722	721	720			715	714	712			709							
6F	626	625	624	623		621	620					611		609	608	606	604	603	602			
5F		525	523									511		509			504	503	502			
4F	426		424	423		421	420					412		409	408				403	402		
3F	326	325	324	323		321			317	315		A(東)		B(東)	B				303	302		
2F	226	225	224	223		221			217	215		212		209		206	205	204	203	202		
1F												114	112	111	109	108	106	105	104	103	102	101
												E	A(東)	A	B(東)	B	E(東)	C(東)	A	E	E	H(東)

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

B

1K-30m²

(反転タイプ)

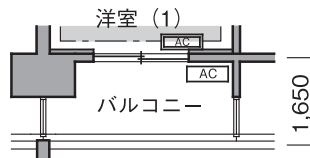
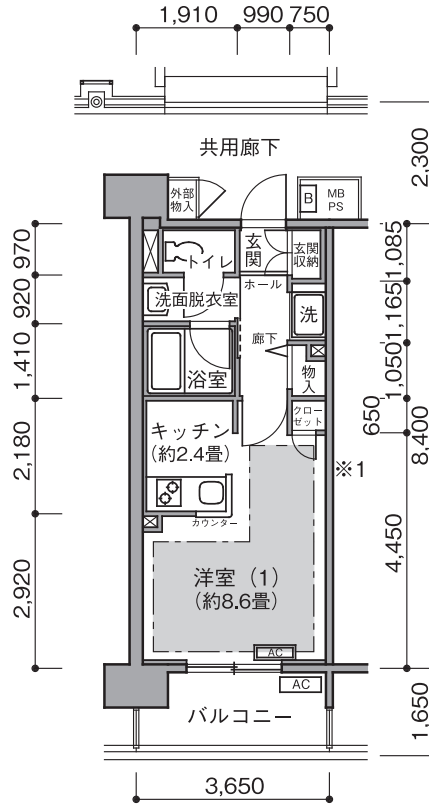
住宅タイプ



1号棟
108~908号室
110~910号室



2号棟
109,209,409~909号室



1号棟
208~408,608~908号室
バリエーション

※1 耐火乾式遮音戸境壁

【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908								
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807							
7F	716	715			711	710	709	708	707	705	704					
6F	616	615			611	610	609	608	607	605	604					
5F	516	515			512	511	510	509	508	507	505	504	502			
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	407	405	404	402			
3F	317	316	315	314	313	311	310	309	308	307	305	304	301			
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	205	204	203	202	201
1F					113	112	111	110	109	108		106	105	104	102	101

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

【2号棟】

11F					1115			1112													
10F					D			1012	1011												
9F	926	925	924	923		921	920		917	915		912	911	909	908						
8F	826	825				821	820		817		814	812	811	809	808						
7F	726	725	724			722	721	720			715	714	712		709	704					
6F	626	625	624	623		621	620					611	609	608	606	604	603	602			
5F		525	523									511	509			504	503	502			
4F	426		424	423		421	420					412		409	408			403	402		
3F	326	325	324	323		321			317	315			311					303	302		
2F	226	225	224	223		221			217	215		212		209		206	205	204	203	202	
1F											114	112	111	109	108	106	105	104	103	102	101

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

C

1DK-37m²

(反転タイプ)

住宅タイプ



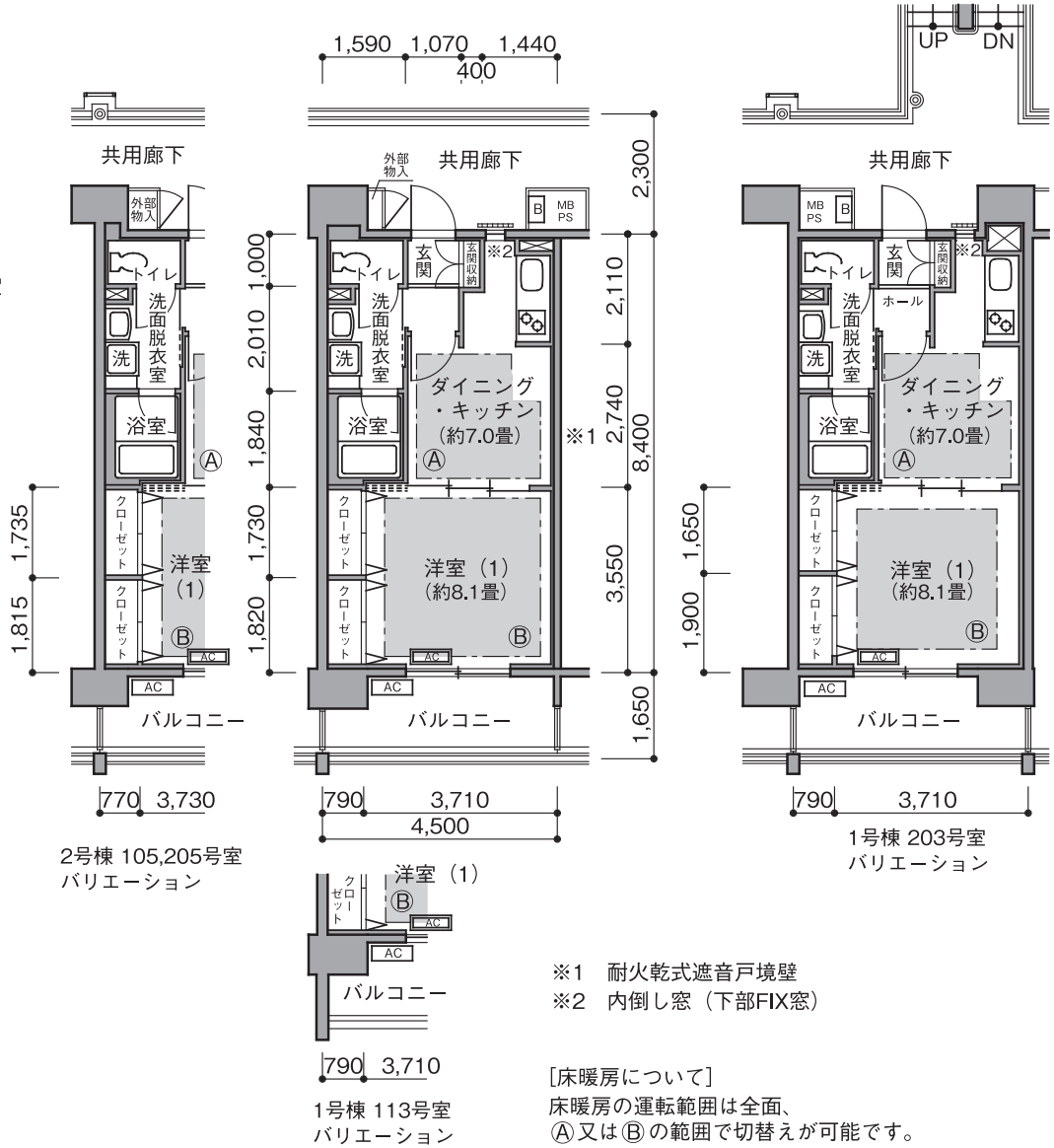
1号棟
113~313,813,913号室



1号棟
203号室



2号棟
105,205号室



【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908								
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807							
7F	716	715			711	710	709	708	707	705	704					
6F	616	615			611	610	609	608	607	605	604					
5F	516	515			512	511	510	509	508	507	505	504	502			
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	407	405	404	402			
3F	317	316	315	314	313		311	310	309	308	307	305	304	301		
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	205	204	203	202	201
1F					113	112	111	110	109	108		106	105	104	102	101
					南面										東面	

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 該当住戸

【2号棟】

11F					1115			1112														
10F					D			A _(B)			1012	1011										
9F	926	925	924	923		921	920		917	915		912	911		909	908						
8F	826	825				821	820		817		814	812	811		809	808						
7F	726	725	724			722	721	720			715	714	712		709		704					
6F	626	625	624	623		621	620					611		609	608	606	604	603	602			
5F		525	523									511		509			504	503	502			
4F	426		424	423		421	420					412		409	408			403	402			
3F	326	325	324	323		321			317	315			311					303	302			
2F	226	225	224	223		221			217	215		212		209		206	205	204	203	202		
1F											114	112	111		109	108	106	105	104	103	102	101
											南面										東面	

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 該当住戸

D

1DK-37m²

■募集戸数 / 13戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 88,600円～100,100円



●住宅専用部分面積
37.95m²

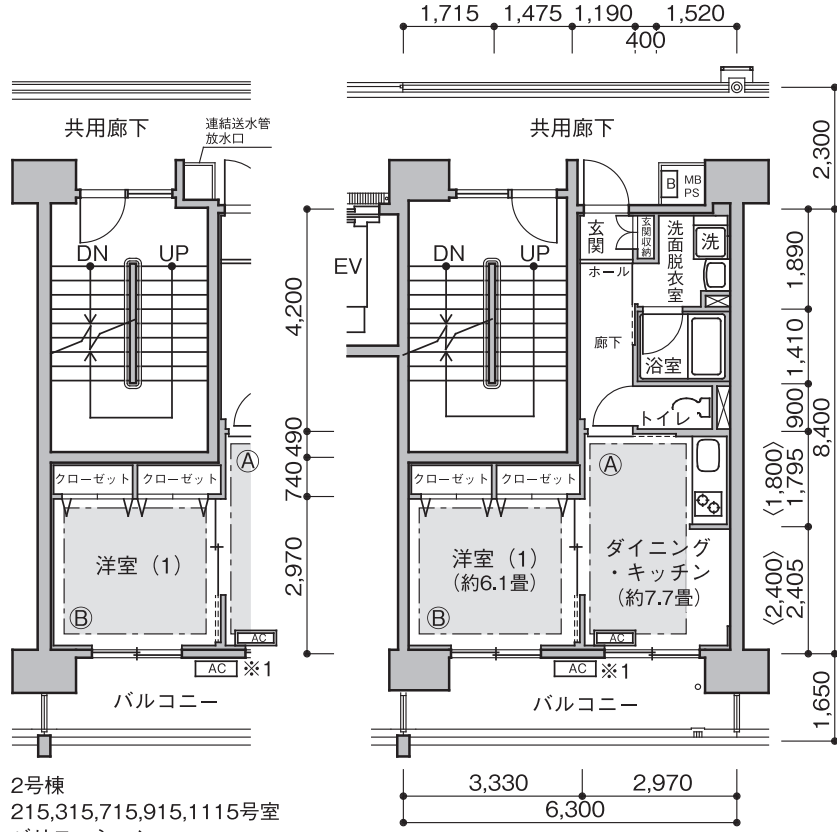
●バルコニー面積
10.39m²



1号棟
215～915号室



2号棟
215,315,715,915,1115号室



2号棟
215,315,715,915,1115号室
バリエーション

〈 〉 内寸法は、2号棟を示します。

※1 室外機置場が二段になります。

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面、
①又は②の範囲で切替えが可能です。

【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908								
	H	D	C(東)	A	E(東)	B(東)	B	B(東)								
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807							
	G	D	C(東)	A	E(東)	B(東)	B	B(東)	B							
7F	716	715			711	710	709	708	707	705	704					
	G	D			E(東)	B(東)	B	B(東)	B	E(東)	E					
6F	616	615			611	610	609	608	607	605	604					
	G	D			E(東)	B(東)	B	B(東)	B	E(東)	E					
5F	516	515		512	511	510	509	508	507	505	504	502				
	G	D		A	E(東)	B(東)	B	B(東)	B	E(東)	E	E				
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	407	405	404	402			
	H	G	D	C		E(東)	B(東)	B	B(東)	B	E(東)	E	E			
3F	317	316	315	314	313		311	310	309	308	307	305	304	301		
	H	G	D	C	C(東)		E(東)	B(東)	B	B(東)	B	E(東)	E	E		
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	205	204	203	202	201
	H	G	D	C	C(東)	A	E(東)	B(東)	B	B(東)	B	E(東)	E	C(東)	E	E
1F					113	112	111	110	109	108		106	105	104	102	101
					C(東)	A	E(東)	B(東)	B	B(東)	K(東)	E(東)	E	E	E	E
					南面						東面					

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

【2号棟】

11F						1115				1112											
						D				A(東)											
10F										1012	1011										
										A(東)	A										
9F	926	925	924	923		921	920		917	915	911	909	908								
	A(東)	A	E(東)	E		E(東)	E		F	D	A(東)	A	B(東)	B							
8F	826	825				821	820		817	814	812	811	809	808							
	A(東)	A				E(東)	E		F	E	A(東)	A	B(東)	B							
7F	726	725	724		722	721	720			715	714	712	709			704					
	A(東)	A	E(東)		K	E(東)	E			D	E	A(東)	B(東)		A						
6F	626	625	624	623		621	620				611	609	608	606	604	603	602				
	A(東)	A	E(東)	E		E(東)	E				A	B(東)	B	E(東)	A	E	E				
5F	525	523									511	509			504	503	502				
	A	E									A	B(東)			A	E	E				
4F	426	424	423		421	420					412	409	408		403	402					
	A(東)	E(東)	E		E(東)	E					A(東)	B(東)	B		E	E					
3F	326	325	324	323		321			317	315		311			303	302					
	A(東)	A	E(東)	E		E(東)			F	D		A			E	E					
2F	226	225	224	223		221			217	215		212	209		206	205	204	203	202		
	A(東)	A	E(東)	E		E(東)			F	D	A(東)	B(東)		E(東)	C(東)	A	E	E			
1F										114	112	111	109	108	106	105	104	103	102	101	
										E	A(東)	A	B(東)	B	E(東)	C(東)	A	E	E	H(東)	
										南面						東面					

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

E

1 LDK-42m²

■募集戸数 / 72戸

住宅タイプ

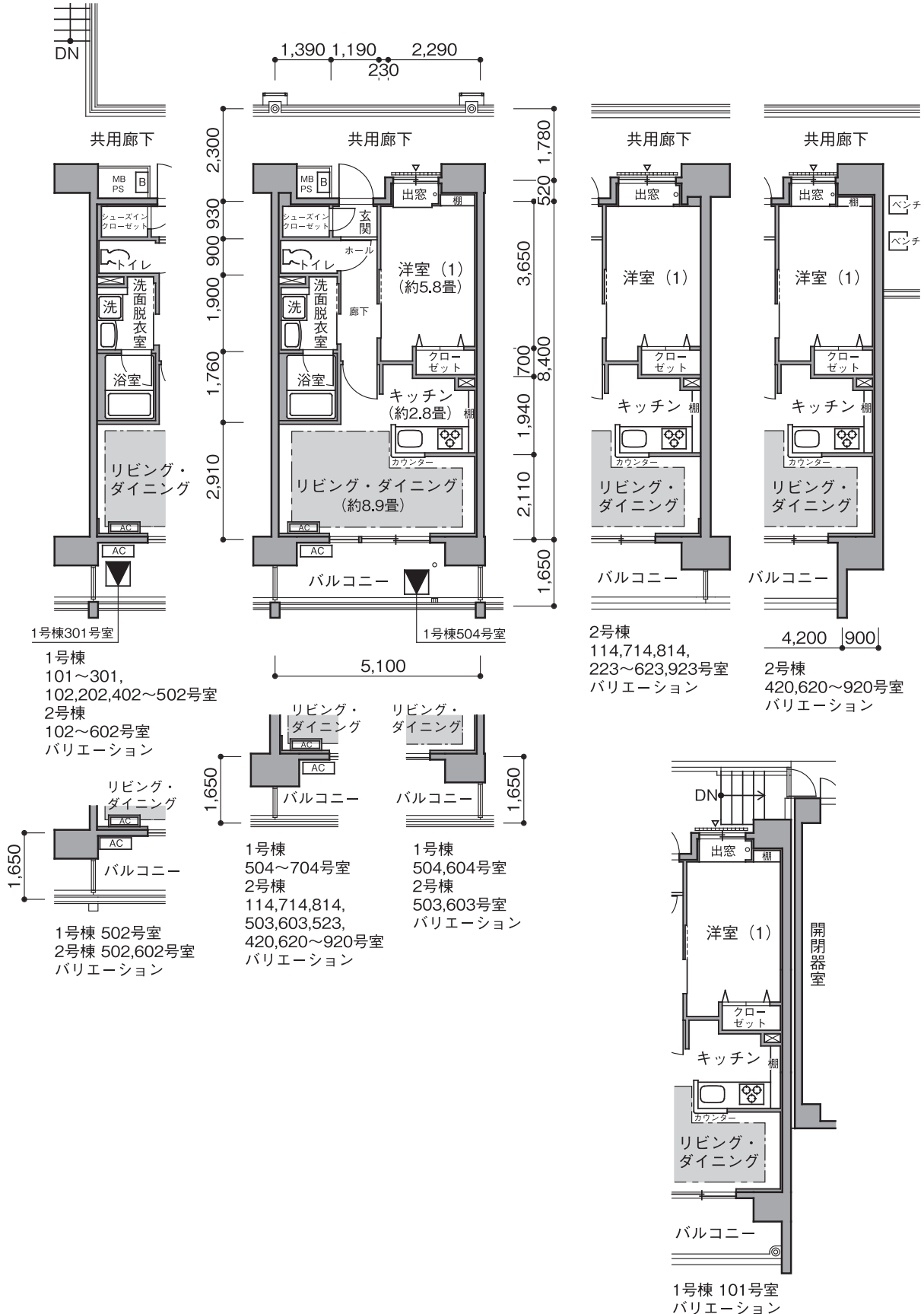
■月額家賃 / 84,200円~102,500円



シューズイン
クローゼット
クローゼット
トイレ内の欄
対面キッチン
窓のあるキッチン
(一部住宅)

●住宅専用部分面積
42.63㎡ (1-101~301号室)
42.75㎡ (1-502号室)
42.84㎡ (1-101~301・1-502号室以外)

●バルコニー面積
6.93㎡ (2-420・620~920号室)
8.41㎡ (2-420・620~920号室以外)



E

1LDK-42m²

住宅タイプ

(反転タイプ)



1号棟
105~705号室



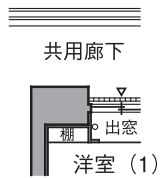
1号棟
111~911号室



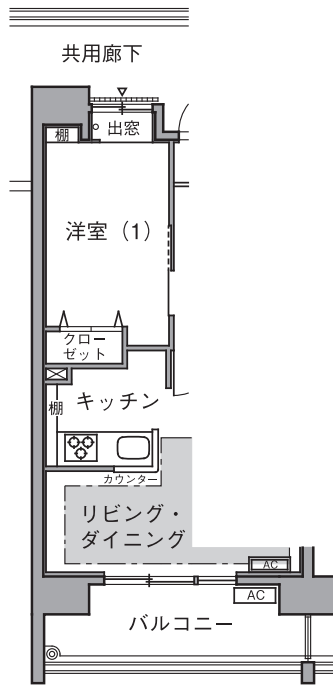
2号棟
106,206,606号室



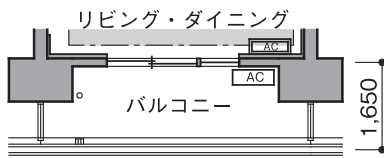
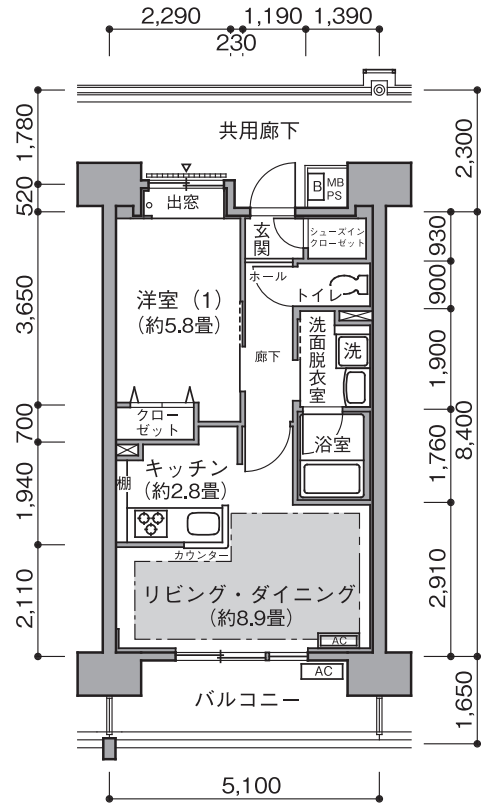
2号棟
221~421,621~921号室
224~424,624,724,924号室



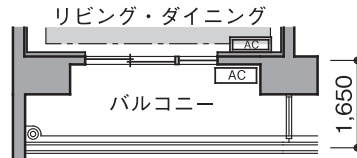
1号棟
105~705号室
バリエーション



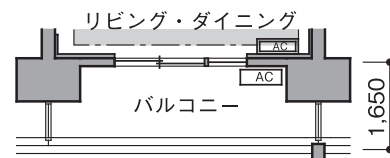
1号棟 105~705号室
2号棟 106,206,606号室
バリエーション



1号棟 111,511~911号室
2号棟 621~921号室
バリエーション



1号棟 505~705号室
2号棟 606号室
バリエーション



2号棟 224~424,624,724,924号室
バリエーション

【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908			
	H	D	C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)			
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807		
	G	D	C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B		
7F	716	715			711	710	709	708	707	705 704	
	G	D			E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	E _(R) E	
6F	616	615			611	610	609	608	607	605 604	
	G	D			E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	E _(R) E	
5F	516	515		512	511	510	509	508	507	505 504 502	
	G	D		A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	E _(R) E	
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	405 404 402	
	H	G	D	C		E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	E _(R) E	
3F	317	316	315	314	313		311	310	309	308 307 305 304 301	
	H	G	D	C	C _(R)		E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	E _(R) E
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208 207 205 204 203 202 201	
	H	G	D	C	C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	E _(R) E C _(R) E E
1F					113	112	111	110	109	108 106 105 104 102 101	
					C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	K _(R) E _(R) E E E

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 ■ 該当住戸

【2号棟】

11F			1115		1112					
			D		A _(R)					
10F					1012	1011				
					A _(R)	A				
9F	926	925	924	923	921	920		917	915	912 911 909 908
	A _(R)	A	E _(R)	E	E _(R)	E		F	D	A _(R) A B _(R) B
8F	826	825			821	820		817	814	812 811 809 808
	A _(R)	A			E _(R)	E		F	E	A _(R) A B _(R) B
7F	726	725	724		722	721	720		715	714 712 709
	A _(R)	A	E _(R)		K	E _(R)	E		D	E A _(R) B _(R)
6F	626	625	624	623		621	620		611	609 608 606 604 603 602
	A _(R)	A	E _(R)	E		E _(R)	E		A	B _(R) B E _(R) A E E
5F		525	523						511	509 508 504 503 502
		A	E						A	B _(R) B A E E
4F	426	424	423		421	420			412	409 408 403 402
	A _(R)	E _(R)	E		E _(R)	E			A _(R)	B _(R) B A E E
3F	326	325	324	323		321		317	315	311 303 302
	A _(R)	A	E _(R)	E		E _(R)		F	D	A A E E
2F	226	225	224	223		221		217	215	212 209 208 205 204 203 202
	A _(R)	A	E _(R)	E		E _(R)		F	D	A _(R) B _(R) B E _(R) C _(R) A E E
1F								114	112	111 109 108 106 105 104 103 102 101
								E	A _(R) A	B _(R) B E _(R) C _(R) A E E H _(R)

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 ■ 該当住戸

K

2DK-46m²

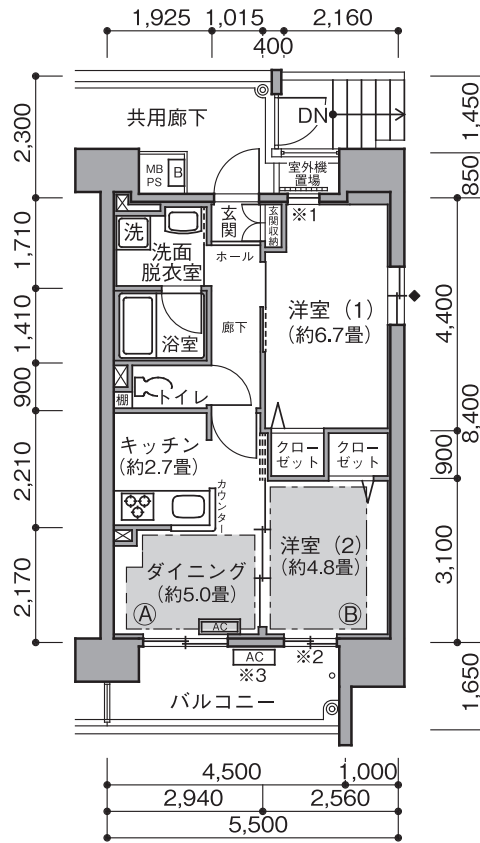
(反転タイプ)

住宅タイプ



1号棟
106号室

(反転タイプ)



※1 内倒し窓 (下部FIX窓)

※2 下部FIX窓

※3 室外機置場が二段になります。

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面、

Ⓐ又はⒷの範囲で切替えが可能です。

【1号棟】

9F	917	915	913	912	911	910	909	908		
	H	D	C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)		
8F	816	815	813	812	811	810	809	808	807	
	G	D	C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	
7F	716	715			711	710	709	708	707	705 704
	G	D			E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	E _(R) E
6F	616	615			611	610	609	608	607	605 604
	G	D			E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	E _(R) E
5F	516	515		512	511	510	509	508	507	505 504 502
	G	D		A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B	E _(R) E E
4F	417	416	415	414		411	410	409	408	407 405 404 402
	H	G	D	C		E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B E _(R) E E E
3F	317	316	315	314	313	311	310	309	308	307 305 304 301
	H	G	D	C	C _(R)	E _(R)	B _(R)	B	B _(R)	B E _(R) E E E E
2F	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208 207 205 204 203 202 201
	H	G	D	C	C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R) B E _(R) E C _(R) E E E
1F					113	112	111	110	109	108 106 105 104 102 101
					C _(R)	A	E _(R)	B _(R)	B	B _(R) K _(R) E _(R) E E E E
										南面 東面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。■ 該当住戸

快適性

ハイクオリティーを求めた設備アイテム

エアコン



入居後すぐに使えるエアコンを設置しています（各住宅に1か所。設置位置は各間取図をご参照ください。）。冷房、暖房、除湿機能が付いています。

床暖房



床フローリング下の温水マットで優しく暖めます。部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。
※床暖房の使用にあたっては、別途昭島ガス(株)との床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

浴室暖房乾燥機(常時小風量換気機能付)



浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。天候に左右されず、温風により洗濯物を乾燥できます。浴室内に吊り下げるため、洗濯物をいためず乾燥ができ、寒い冬には浴室暖房もできます。タイマーで自動ストップの省エネタイプです。雨のときやお出かけのときにとても便利です。また、この機種は、24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むシステムです。



潜熱回収型給湯暖房機



給湯・追い焚き機能を備え、床暖房、浴室暖房乾燥機への熱源としても機能します。燃焼時の排熱を効率よく再利用するため、経済的で環境にやさしい給湯暖房機です。

自動お湯張り機能・給湯器リモコン



自動でお湯張りを行えます。お湯の張り過ぎ・沸かし過ぎがありません。お湯張りから追い焚きまで、浴室はもちろんキッチンからもスイッチひとつで操作できます。



エコシャワーセット(サーモスタット付)



サーモスタットで湯温を一定に保ち、快適シャワーでバスタイムを楽しくします。夏はぬるめに、冬はちよつと熱めに調整も自在です。シャワーヘッドには便利な手元スイッチがついており、節水効果が期待できます。

シャワー水栓付洗面化粧台



手前に引き出してハンドシャワーとしても使える水栓が付いています。洗髪ができるほか、洗面ボールの隅々まで水で洗い流せるのでお掃除もしやすくなります。洗面台上部には化粧鏡・小物棚がついていてとても便利です。

シングルレバーエコ混合水栓



キッチンと洗面化粧台にお湯の無駄遣いを防ぐ水栓を採用しています。レバー中央部では水のみが出るため、水を出した際に、給湯器は作動しません。水とお湯の境目にはクリック感があります。無意識のうちにお湯が出ることを防ぎ、従来の製品に比べ給湯エネルギーの削減効果が期待できます。

ビルトインコンロ



流し台組込みでスッキリ、調理台と同じ高さで使いやすいさもアップします。

節水型便器



一回に使用する水量を6リットルに抑えた、経済的で環境にやさしい節水型の便器です。

エアコン用コンセント



単相100ボルト20アンペア以下のエアコンが取り付けられます。
※単相200ボルトにも切替えできます。切替えに際しては、入居者の負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。
※“エアコン用コンセント”と表示してあります。
※E・Hタイプの一部住宅のリビング・ダイニングには単相100ボルト・単相200ボルト兼用のコンセント及び単相200ボルト対応のエアコンを設置しています。
対象住戸：1号棟・101・105・201・205・301・305・401・405・502・505・605・704・705号室
2号棟・101・201・220・301・320・401・420・502・602・520・620・703・720・820・920号室

大型機器用コンセント



電子レンジやオーブン等に使用できます。単相100ボルト専用コンセントとなっています。
※単相200ボルトにも切替えできます。切替えに際しては、入居者の負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。
※“大型機器用コンセント”と表示してあります。

人感センサー付きLED玄関灯



人が通過するとセンサーが感知し、自動点灯する照明です。スイッチを押すことなく自動的に点灯・消灯するので、消し忘れがなく、省エネにもなります(手動にも切替えられます。)。
※玄関スイッチのみが対象です。

ハンガー用化粧ボルト

壁に穴をあけずに絵画やポスターなどが掛けられます。

網戸



主な窓には網戸を設置しています。

情報通信

マルチメディア設備

インターネット設備



各住宅に、住棟内LAN方式、光配線方式及びCATV方式のインターネットサービス(有料)に対応した設備を備えています。

マルチメディアコンセント



電話・LAN・テレビ・コンセントの差込口を一体化。各居室に設置しています。

BS・110度CS共用アンテナ



新4K8K衛星放送に対応したパラボラアンテナを設置しています。
※専用チューナーの設置及び各放送事業者との受信契約は、入居者ご自身で行っていただきます。

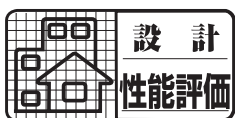
CATV



無料放送はもちろんのこと、多彩なサービス(有料)が楽しめます。

信頼感

住宅性能表示制度



住宅性能表示制度により、国土交通大臣に登録された第三者機関による性能評価を受けており、設計住宅性能評価書を取得済み、また建設住宅性能評価書を取得予定です。

安全&安心

防犯カメラ



団地内に防犯カメラを設置しています。
※犯罪を完全に抑止するものではありません。

二重ロック



玄関扉には防犯性能に配慮した二重ロック式を採用しました。家の安全を二重に守ります。

モニター付住宅情報盤 (ハンズフリー)



非常時・火災時に警報音・音声合成音・表示ランプで知らせるほか、玄関ドアホンに警告音・表示ランプで知らせます。また、モニターとして集合玄関・各住宅の玄関の来訪者を確認し、通話することができます。

過電流警報機能付分電盤



電気の使用状態を監視し、住宅情報盤に使用量をレベルで表示するとともに、使い過ぎを音で知らせます。

安全への配慮、バリアフリーへの配慮

トイレコール・バスコール



緊急時にボタンを押して家人に異常を知らせることができます。

フラットフロアー



各室の敷居や玄関の段差を小さくし、住宅内部の段差をできるだけ解消しました。

スロープ



エントランスホールから共用廊下へのアプローチに、スロープを設けました。

ノンスリップの床 (共用廊下)



靴音を抑えて静かに、滑りにくい床シートを採用しました。

耐震吊り戸棚



吊り戸棚には、地震の時に扉が開放されないようにストッパーが付いています。

手すりの設置



ご高齢の方が安心して暮らせるようにトイレや浴室・玄関に手すりを設置しました。

手すり下地



玄関や廊下及び浴室の入口に必要な時に手すりを設置できるように、下地が入っています。

※設置に際しては、入居者の負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。

ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドの放散量が少ない建材を使用しています。

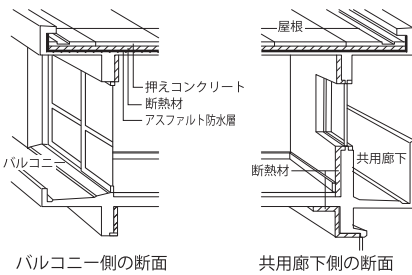
高品質

居住性を高める優れた機能構造

屋根・外壁等の断熱材



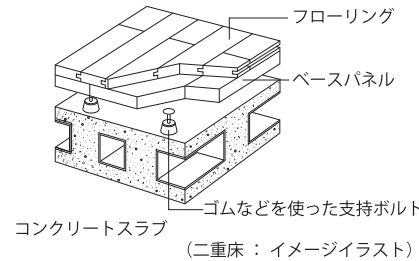
外気に接する屋根や壁、1階の床下などに一定の厚さの断熱材を張り付けることによって、湿気やカビの原因にもなる結露を抑えます。もちろん暖房・冷房の省エネルギーにも優れています。



二重床工法



フローリングの床を支える部分に弾力性のあるゴムや発泡プラスチックを用い、衝撃音を吸収する工夫をしています。



床スラブ厚



居室部分のコンクリート床スラブの厚さを280mmとして遮音性能の向上に配慮しています。
※音を完全に防ぐものではありません。

遮音壁 (一部住宅)



トイレと居室が接している部分の間仕切りは、遮音効果のある壁を採用しています (D・F・G・H・Kタイプ)。
※音を完全に防ぐものではありません。

Low-E複層ガラス



特殊な金属膜 (Low-E膜) を施した特殊な複層ガラスを採用しています。高い遮熱・断熱性により、冷暖房効率を高め、省エネ効果を発揮します。また、紫外線の軽減や結露の発生を抑える等、快適な室内空間を創出します。

用途別に独立させた配管システム (さや管)



給水・給湯管をキッチン、浴室、洗面化粧台等の用途別に配管しており、同時にお湯を使っても、お湯の温度が変動しにくくなります。

共用設備

快適な暮らしをサポートする環境&施設

宅配ボックス



留守のときにも荷物を受け取ることができ、安心してお出かけになれます。
※維持管理に関する費用は、共益費に含まれます。
※生鮮食品等、腐敗しやすいものの利用はできません。

集会所 (要予約・有料)



居住者の皆様の交流の場として多目的に役立つ施設です。

居住者専用ラウンジ (予約不要・無料)



居住者の皆様が気軽に立ち寄り、自由に利用できるスペースです。

オートドアロック



入居者は非接触キーによって出入りします。来訪者は、建物入口にある集合玄関機の操作で訪問先を呼び出し、インターホンの通話と画像確認によって在宅者が室内からの操作で解錠すると、建物入口のドアが自動的に開きます。
※不法侵入者を完全に排除することはできません。

特記事項① ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

◆UR都市機構の団地の管理について

UR都市機構の団地管理の組織として、本社、各支社及び東日本賃貸住宅本部(以下「各本部等」といいます。)に住宅経営部があり、各本部等には地域別に一定の範囲の団地を管理する住まいセンターがあります。入居者の皆様と直接つながりのあるほとんどの事柄は、住まいセンターが対応します。また、コンフォール東中神(以下「当団地」といいます。)には、管理サービス事務所が設けられており、当団地を巡回する管理主任や窓口案内者(ゆあ～メイト)が皆様の直接の窓口となります。

※UR都市機構は管理業務の一部を業務委託により実施しています。

◆コンフォール東中神について

■コンフォール東中神について

- コンフォール東中神<第1次>は近接地建替事業により、UR賃貸住宅のストック再生等を推進するための住み替え先として、新しく建築されたUR賃貸住宅です。
- 今回募集住宅は、東中神団地の建替前住宅にお住まいの方を対象に住宅の割当てを事前に行っており、令和6年3月から入居が開始される予定です。

■管理サービス事務所・集会所・居住者専用ラウンジについて

- 管理サービス事務所は当団地2号棟1階に設置しています。
- 集会所(要予約・有料)及び居住者専用ラウンジ(予約不要・無料)は、2号棟1階に設置しています。

■コミュニティガーデンについて

当団地の中央にはコミュニティガーデンを整備しています。入居者の方に憩いの場としてご利用いただけます。

■清掃員詰所について

当団地1号棟1階に当団地の清掃員の詰所を設置していません。

■団地に隣接する土地について

- 当団地の東側の土地は、国有地(財務省)です。土地利用の具体的な時期、用途は未定です。
- 当団地の西側の土地は、都市計画道路が計画されています。
- 当団地の南側の土地は、UR都市機構の所有地(まちづくり用地)となっております。現在は、暫定利用を行っており、屋外活動やイベント等を実施することがあります。

■団地周辺での工事について

当団地周辺では、今後工事等が行われる予定です。それに伴い、騒音や振動、粉塵等が生じる場合があります。

■防災無線について

当団地内には、今後昭島市の防災無線が設置される予定です。

■日照について

一部の住宅については、冬至期において日照時間が十分に確保されない場合があります。また、入居後においても、当団地の周辺敷地の建設計画によっては、日照時間に影響を及ぼす場合があります。

■アルコーブについて

- 一部の住宅には、アルコーブ(共用廊下から入った玄関部分)が設置されています。
- 日常の維持管理は、当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- 当該部分に物置等を設置することはできません。
- 当該部分にメーターボックス・パイプスペースがある場合、点検のために作業員が立ち入ります。

■騒音・臭気等について

- ポンプ室、電気室、開閉器室、エレベーター、駐車場、自転車置場、ゴミ置場、エントランス、集会所、居住者専用ラウンジ、広場及び階段室に隣接または近接する住宅については、騒音や振動等が発生する場合があります。
- 入居後、空家補修工事や修繕工事が行われる場合があります。このため、騒音や振動等でご迷惑をおかけすることがあります。
- ゴミ置場に隣接または近接する住宅については、ゴミ置場から臭気が発生する場合があります。
- 新築の建材の臭いがする場合があります。風通しを良くしていただくことや時間の経過により収まっていきますので、あらかじめご承知おきください。

■作業員の立ち入りについて

- 当団地内に設置の電気・ガス・電話・給排水等の諸施設の整備・点検や、団地内植栽管理・清掃等のため、各事業者が立ち入ります。
- その他、UR都市機構が管理上必要と認める点検等について、住戸内に立ち入る場合があります。

■消防設備の点検等について

- 消防法に基づき、住棟共用部に消火器を設置しており、概ね6年ごとに取替えが必要となります。消火器の取替えに際しては、作業員が住棟内に立ち入ります。
- 当団地は消防法の規定により、各住宅内に自動火災報知設備(火災感知器等)を設置しており、年2回の点検が必要となります。点検等に際しては、作業員が住宅内に立ち入る場合があります。
- 一部の住宅のバルコニーには、非常時において階下に避難するために使用する避難ハッチが設置されており、年2回の点検が必要となります。点検・改修に際しては、作業員が住宅内に立ち入ります。また、避難ハッチ降下部に物等は置けません。

■団地内通行について

当団地の居住者以外の方が団地内の道路及び敷地内を通行及び利用することがあります。

■植栽工事について

植栽工事については、植え付け時期等の関係により、一部入居後となる場合があります。

特記事項② ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

■ 駐車場について

- 当団地1号棟北側に有料駐車場(自走式2層3段)82台(うち1台は身体障がい者用駐車場)を設置する予定です。
- 身体障がい者用駐車場については、条件付き契約となります。
- 駐車場(身体障がい者用含む)に駐車可能な車両は、下表に示す車両に限られます。ただし、下表の寸法以下であっても、車種によっては駐車できない場合があります。

車長	車幅	車高	車重
5.0m以下	1.9m以下	2.1m以下	2.0t以下
6.0m以下	1.9m以下	2.1m以下	2.0t以下
6.0m以下(注)	1.9m以下	2.1m以下	2.0t以下

(注)身体障がい者用

- 将来駐車場需要が増大した場合、敷地内のコミュニティガーデン等において、一部を駐車場として利用することがあります。
- 利用者は別途抽選により決定しますが、駐車場位置の選定等の詳細については、後日ご案内します(駐車場利用申込みは、住宅を契約されている方(※)に限られます。)。なお、路上駐車は固く禁止されており、抽選に外れた方は、団地外に駐車場を確保していただきます。また、駐車場位置の選定は、東中神団地から当団地へ入居される方が選定した後になりますので、あらかじめご承知おきください。
- ※法人契約の場合は、当該契約者から当該住宅を貸与されている方も申込みできます。ただし、法人名義で使用承諾証明書を発行することはできません。
- ゴミ置場のゴミを収集する際、清掃車が団地内通路に停車するため、一時的に車両の出入りがしにくくなる場合があります。
- 当団地内においては、徐行の上、安全運転を心がけてください。また、駐停車の際は、前照灯を減光するとともに、カーステレオの音量やエンジンの空ぶかし等、騒音防止に努めてください。

■ 自転車置場について

- 当団地1号棟には133台分、2号棟には229台分の自転車置場を設置する予定です。区画の選定はありません。なお、自転車置場以外の場所へ駐輪することはできません。
- 原動機付自転車を自転車置場に駐車することはできません。また、オートバイ置場は設置されておりません。オートバイ(原動機付自転車を含む)をご利用の場合は、団地外のオートバイ置場を確保する必要があります。

■ バルコニーについて

- 各住宅には、バルコニーが設置されており、当該住宅にお住まいの方が使用できます。
- 日常の維持管理は当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- 当該部分は緊急時の避難通路となりますので、物置等を設置することはできません。また、当該部分の壁面より外側に洗濯物等を干したり、手すりの上または外側に植木鉢等を置くことはできません。
- 布団・洗濯物等を干す場合は、バルコニーに設置されている物干し金物をご利用ください。耐荷重:30kg
- 当該部分では焚火、花火及びバーベキュー等の火気や煤煙の発生を伴う行為、排水可能流量を超える過度な排水(家庭用プールの水など)は禁止しています。

■ エアコン室外機置場について

- 共用廊下側の室外機置場については、配管スペースの保守管理上の都合等で、室外機設置位置を指定している場合があります。位置については、間取図でご確認ください。
- 室外機置場には、室外機以外の物は置くことができません。
- 日常の維持管理につきましては、当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- D・F・G・Kタイプのバルコニーにある室外機置場は二段置きとなっています。下段にはリビング・ダイニング(ダイニング・キッチン、ダイニング)用の室外機が設置されています。隣接する洋室用にエアコンを設置される場合は、室外機置場上段に室外機の設置をお願いします。

■ 天井インサートについて

今回募集のFタイプには、天井からブラインド等を吊るして広い空間を分けることができるよう、天井インサート(ネジ穴)を設置しています。この部分を利用して器具等を設置する場合は、UR都市機構の承諾が必要となります。

■ 防犯への配慮について

今回の募集住棟では、防犯への配慮として、全住宅の玄関ドア及び錠前並びに1・2階の窓(面格子のある窓を除く)のアルミサッシ及びガラスに防犯建物部品(※)を採用しています。ただし、侵入者を完全に排除するものではありません。※防犯建物部品とは、警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体からなる「防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品をいいます。

■ 防災カーテン等の使用について

今回の募集住棟では、消防法の規定により、防災性能を有する(防災表示付)カーテン及びじゅうたんの使用に努めることとされています。詳細については、最寄りの消防署にお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 東京消防庁昭島消防署 TEL:042-545-0119

特記事項③ ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

◆ご入居にあたって

■入居時期と引越しについて

引越しを円滑に行うために使用車両、引越しルート、日時等についてご協力をお願いする場合があります。また、引越し用のトラックは積載量4t以下(全長6.9m以下)の車両をご使用ください。

■入居時の大型ゴミ処理について

入居時に発生する大型ゴミ等(不要となった段ボール含む)は、すべて入居者ご自身で処理していただきます。また、粗大ゴミは入居前に処分していただくようご協力をお願いいたします。

■ゴミの収集方法について

- 当団地1号棟入居者用として、当住棟1階にゴミ置場を設置しています。
- 当団地2号棟入居者用として、当住棟1階にゴミ置場を設置しています。
- 昭島市の定める出し方に従ってゴミを出していただきます。

<お問い合わせ先>昭島清掃センター TEL:042-541-1342

■電気について

電力小売全面自由化により、小売電気事業者を自由に選択できるようになっています。電気のご契約に当たっては、入居者ご自身で小売電気事業者にお申込みください。小売電気事業者によっては、使用開始までに日数を要する場合がありますので、事前に各業者へご確認ください。なお、小売電気事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに記載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

《参考情報:東京電力カスタマーセンター》

☎0120-995-001/TEL:03-6374-8936

■ガスについて

ガス小売全面自由化により、入居者の皆様が小売ガス事業者を自由に選択できるようになっています。ガスのご契約に当たっては、入居者ご自身で小売ガス事業者にお申込みください。小売ガス事業者によっては、ご入居時のガス開栓作業に日数を要する場合がありますので、事前に各事業者にご確認ください。なお、小売ガス事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

《参考情報:昭島ガス(株)》TEL:042-546-1111

■上下水道について

- 当住宅の給水は、昭島市による供給となります。
- 給水に伴う料金については、昭島市給水条例に基づき徴収されます。
- 当住宅の下水は、昭島市による処理となります。
- 下水に伴う料金については、昭島市下水道条例に基づき徴収されます。

<お問い合わせ先>

昭島市 水道部業務課 TEL:042-543-6111

■携帯電話について

携帯電話は、各通信事業者それぞれの通信システムで運用されています。このため、事業者が設置する通信中継設備の位置及び電波状況等によっては、団地内または建物内での使用において通信が不能となる場合があります。

47 コンフォール東中神<第1次>

◆集合住宅でのご注意

■動物の飼育禁止について

- 小鳥及び魚類以外の動物(犬、猫、ハト、ニワトリ等)を飼育することは禁止しています。
- 身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬については、当団地内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可が必要です。

■漏水のご注意について

完全防水を施しているのは浴室だけです。玄関、バルコニー、床等、浴室以外の場所で水を流すと階下に漏水するおそれがありますので、絶対にお止めください。

■生活音や振動について

集合住宅では、隣接する住宅・上下階の住宅間で、生活音や振動のトラブルが生じることがあります。衝撃音に対する遮音性能を有していてもコンクリートは音や振動を伝えることがあります。音によるトラブルを予防するためお互いにご注意ください。

■団地内の公園・広場について

公園や多目的広場、集会所が設置されている団地では、利用者の声や遊び道具等の使用、イベント開催等による音が聞こえる場合があります。

■小さいお子様とお住まいの方へ

集合住宅のバルコニーや窓からお子様転落する事故が発生しています。バルコニーの手すり側や居室の窓側等に踏み台になるものを置かない、お子様を単独でバルコニーに出させない等、安全には十分お気をつけください。

■訪問販売にご注意

UR都市機構や公的機関と紛らわしい名前を使用して、消火器等の物品を強制的に訪問販売する者がいます。UR都市機構では各戸を訪問して物品を販売するようなことは一切行っておりませんので、ご注意ください。

◆その他

- 暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしています。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しています。なお、ご契約時に反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書に署名いただきます。
- 今回募集する住宅は、UR賃貸住宅の近居割などの各種割引制度、キャンペーン制度、UR賃貸住宅からの住み替えによる敷金引継制度は対象外となります。あらかじめご了承ください。
- 賃貸借契約等に定める用法に違反し、そのことによりUR都市機構の経営及び資産等に損害が生じた場合、また漏水・水損事故等により他者に損害が生じた場合、同損害について求償させていただく場合がありますのでご注意ください。

住宅設備等①

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。

■給湯設備

- キッチン、浴室、シャワー付洗面化粧台へ給湯できます（給湯能力16号相当（F・G・H・Kタイプは24号相当））。
- 浴槽のお湯を加熱（追い焚き）することができます。
- 給湯器用リモコンはキッチン及び浴室内に設置しています。

■ガス設備

- 都市ガス：13A 熱量：45MJ/m³
- 各住宅にビルトインコンロ（グリル付）を設置しています。汚損・破損に伴う設備機器の修理または取替えに係る費用については、入居者ご自身の負担となります。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。

■冷暖房設備

- 各住宅にエアコンを1台設置しています。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。
- 各居室にエアコン用コンセント、補強下地及び配管用スリーブを設置しています。専用回路で单相100ボルト20アンペア以下のエアコンが使用できます。なお、電圧を100ボルトから200ボルトに変更する場合は、入居者の負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。
- ※ただし、100ボルト・200ボルト兼用コンセントは除きます。
- 当建物に設置されている配管用スリーブの直径は75mmとなっています。製品により使用できないものがありますのでご注意ください。なお、配管用スリーブにエアコン配管を貫通させる際は、耐火性能を有するパテ（認定品）等で埋めてください。

■乾燥設備

浴室に浴室暖房乾燥機（常時小風量換気機能付）を設置しておりますので、浴室を乾燥室としてご使用いただけます。

■換気設備

- キッチン（レンジフード型換気扇）、浴室、洗面脱衣室及びトイレに機械換気設備が設置されています。
- 常時小風量換気機能を作動させることにより、居室全体は24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むことができます。

■洗濯排水設備

- 各住宅の洗濯機置場スペースに防水パンを設置しています（640×640mm（Bタイプは800×640mm））。
- 洗濯機の機種によっては設置できない場合がありますので、ご注意ください。

■電気容量等

- A・B・C・Dタイプは最大40アンペアまで、その他の住宅タイプは最大50アンペアまで契約できます。電気容量の変更の際には、UR都市機構の承諾が必要となります。
- 各住宅にエアコン用コンセント、キッチン大型機器用（電子レンジ等）コンセント、洗濯機用コンセントを設置しています。
- 各住宅に過電流警報機能付分電盤を設置しています。なお、分電盤内にある過電流警報装置の初期設定電流つまみの値は30アンペアにしていますので、契約アンペア数に合わせてご使用ください。

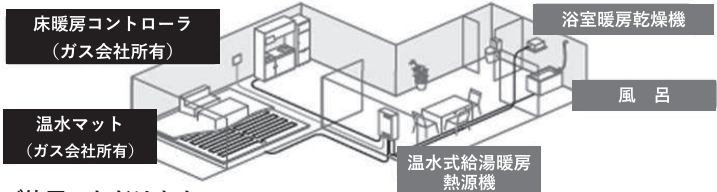
■床暖房設備機器の使用について



各住宅のリビング・ダイニング等にはガスを熱源とする温水式床暖房設備を設置しています（有償）。

- 足元からじんわりと暖まる心地よさで足先の冷えも気になりません。
- ストーブなどの暖房器具本体がないのでうっかり火傷をしたり、コードを引っかける心配がなく安心。

■床暖房システムイメージ図



床暖房賃貸制度に基づき、別途お申し込みの上、有償でご使用いただけます。

床暖房設備は昭島ガス株が所有しており、使用を希望される場合には、

- ①お客様ご自身で昭島ガス株に設備機器使用申込みを行い、床暖房設備使用契約を結んでいただきます。
- ②床暖房設備使用契約に基づく設備使用料を昭島ガス株にお支払いいただきます。

※設備使用料は、お客様の契約種別に応じて「初期登録料及び月額使用料」又は「年額使用料」となります。なお、別途ガス料金等が発生します。

〈お問合せ先〉

昭島ガス株式会社
開発部開発課

TEL：042-546-1119



■電話設備

- 電話回線は1回線の配線となっています。電話機のほかにファクシミリなどにも利用できます(毎月の電話料金のうち、屋内配線使用料が不要となります。)
- 各住宅に電話コンセント(モジュラージャック式)を設置しています。
- 電話回線のご使用に当たっては、入居者ご自身で通信事業者に電話回線利用申込みを行っていただきます。
- 電話回線のご使用に当たり発生する費用については、すべて入居者の負担となります。

■テレビ受信設備

- 各住宅に、テレビコンセントを設置しています。
- 当団地では、(株)ジェイコム東京多摩局のCATVに接続しており、CATVによるテレビ放送(東京7波、テレビ埼玉、TOKYO MX、tvk、J:COMテレビ、J:COMチャンネル)・FM放送(bayfm、NACK5、TOKYO-FM、J-WAVE、NHK-FM、FM FUJI)が受信できます。上記の放送については無料でお楽しみいただけます(NHKの受信契約(有料)は別途必要となります。)。ご視聴に当たっては、地上デジタル放送対応のテレビまたはチューナーが必要となります。また、CATV会社と契約(有料)していただきますと、専用チャンネルをご利用いただけます。
<お問い合わせ先> (株)ジェイコム東京 ☎0120-999-000
- 当団地には、BS・110度CS共用アンテナ(新4K8K衛星放送対応)が設置されています。専用チューナーを入居者ご自身で設置することにより、衛星放送(放送大学、NHKBS1・BSプレミアム、WOWOW、BSデジタル、110度CSデジタル<右旋円偏波のみ>)が受信できます。なお、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送の一部チャンネルを視聴する際は、各放送事業者と別途受信契約(有料)が必要となる場合があります。

■インターネット設備

- 各住戸にインターネット用コンセント(LAN用モジュラージャック式)を設置しています。
- 今回の募集住棟では、光配線方式、住棟内LAN方式及びCATV方式のインターネットサービスに対応した設備を備えています。
(以下に入居開始可能日時点において、インターネットサービスのお申込み受付が実施可能な各サービス事業者を記載しています。)
- 光配線方式のインターネットサービスのご利用に当たっては、次のサービス事業者との利用契約(有料)が必要となります。また、利用開始には共用部(パイプスペース)から住宅内への光配線引込み工事が別途必要となり、工事に係る費用は入居者負担となります。
<お問い合わせ先> NTT東日本(株) ☎0120-116-116
- 住棟内LAN方式のインターネットサービスのご利用に当たっては、次のサービス事業者との利用契約(有料)が必要となります。
<お問い合わせ先> (株)NTT-ME ☎0120-333-710
- CATV方式のインターネットサービスのご利用に当たっては、次のサービス事業者との利用契約(有料)が必要となります。
<お問い合わせ先> (株)ジェイコム東京 ☎0120-999-000

お申込みからご入居まで①

郵送でお申込みいただく場合は、このパンフレットにとじ込みの「UR賃貸住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

インターネットでお申込みいただく場合は、事前にユーザー登録の上、お申込みください。

なお、お申込みは、一世帯につき、1戸(1通)に限ります。

インターネットお申込みはこちら

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/higashinakagami/>



※以下のスケジュールは変更される場合があります。なお、当選者の方には、後日詳細なスケジュールをお知らせいたします。

令和6年
1月22日(月)～1月26日(金)



郵送・インターネット申込

抽選番号のお知らせ

- お申込みにあたっては、申込住宅をご確認いただけませんので、あらかじめご承知おきください。
- 個人申込による法人契約も受け付けています。詳しくは、71・72ページをご覧ください。
- 郵送申込は、申込期間中に投函されたもので、令和6年1月29日(月)までに、新宿アイランド郵便局私書箱1518号に到着したもの、インターネット申込は、申込期間初日の午前0時から最終日の24時までにお申込みされたものが有効です。
- 郵送申込について ➡ 52ページ
- 抽選番号は、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選番号通知書」により、郵送でお知らせします(令和6年2月6日(火)速達にて発送予定)。

令和6年2月8日(木)
午前10時から

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 新宿アイランドタワー16階にて公開抽選を行います。(抽選結果は午後5時頃、UR八重洲・新宿・立川営業センターに掲示します。)



公開抽選

抽選結果のお知らせ
資格確認・住宅内覧会のご案内

- UR都市機構の定める方法により公開抽選を行い、当選者及び補欠当選者を決定します。
- 抽選について ➡ 59ページ
- 抽選の結果は、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により郵送でお知らせします。なお、抽選日当日の午後5時頃、UR都市機構ホームページに当選番号を掲載します。
- ※ 当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- 当選及び補欠当選された方に、資格確認に必要な書類などのご案内をお送りします。

令和6年2月22日(木)必着

資格確認 ※書類の提出

契約・入居説明会
などのご案内

- 申込資格の確認のため、UR都市機構が定める期日までに郵送にて必要書類を提出していただけます。
- 資格確認について ➡ 59ページ
- 資格確認後、「入居説明会のご案内」及び「賃貸住宅賃貸借契約書」などをお送りします。

令和6年
2月24日(土)または2月25日(日)



住宅内覧会

- 現地にて、UR都市機構が指定する日時に当選された住宅をご覧いただけます。

令和6年
3月9日(土)または3月10日(日)



ご契約・入居説明会 住宅の点検確認

鍵の引渡し

- UR都市機構の指定する日時及び会場にご来場いただき、賃貸借契約の締結などを行います。
- 契約について ➡ 60ページ
- 入居説明会・住宅の点検確認について ➡ 60ページ

令和6年3月22日(金)<奇数階>
令和6年3月29日(金)<偶数階>
(入居開始可能日)

ご入居

- 入居時期は、工事等の進行状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 家賃等は入居開始可能日から発生します。



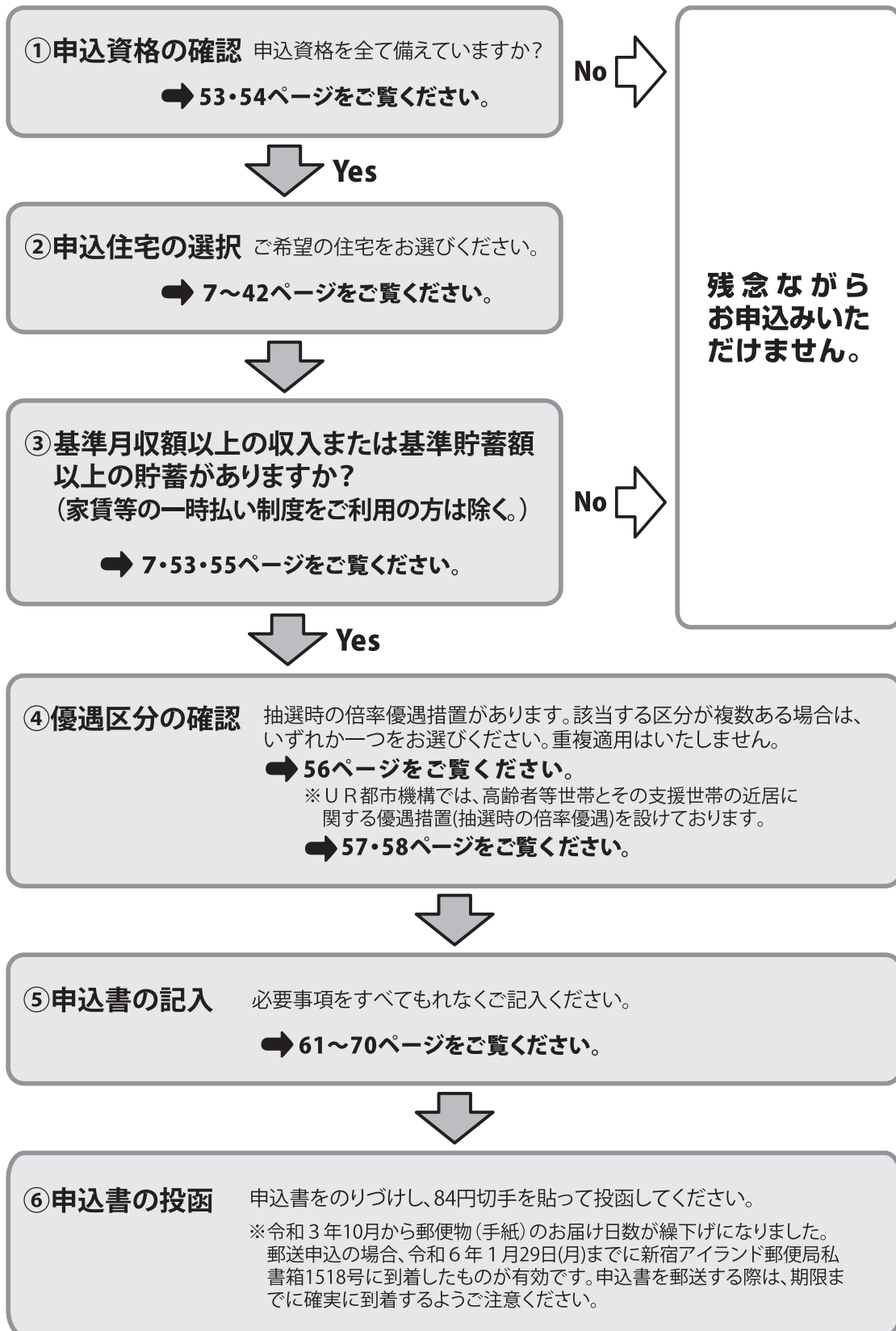
お申込みからご入居まで②

■ 郵送申込について

※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。

※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

個別の住宅を指定するお申込みとなっております。



つぎの方がお申込みいただけます①

申込資格

入居申込みにあたっては、次の5つの条件を全て備えている必要があります。

1 日本の国籍を有する方またはUR都市機構が定める資格を有する外国籍の方で、継続して自ら居住するための住宅を必要とする方。

なお、申込本人が「自ら居住」できない単身赴任者の場合については、次ページに記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

<資格を有する外国籍の方とは>

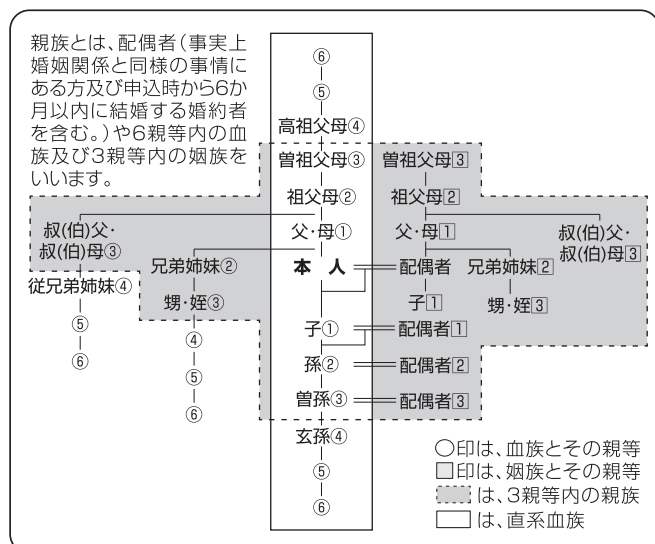
賃貸借契約の内容を十分理解できる方で、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1)「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項もしくは第22条の2第4項の規定により永住許可を受けた方、または、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成元年法律第79号)附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- (2)「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方。
- (3)上記(1)または(2)に該当する方のほか、「出入国管理及び難民認定法」第19条の3に規定する中長期在留者または同法別表第1の上欄に掲げる外交もしくは公用の在留資格を有する方。

2 単身者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族のある方。詳しくは「親等図」をご覧ください。

3 入居者全員が、UR都市機構の定める入居開始可能日から1か月以内に入居でき、かつ、物件内で円満な共同生活を営むことができること。

親等図



4 申込本人を含めた同居世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)または次の(1)～(4)に該当する者ではないこと。

※賃貸住宅の契約に当たり、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員を利用するなどしている者。
- (2) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (3) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。

5 平均月収額が基準月収額以上ある方、または貯蓄額が基準貯蓄額以上ある方。

<平均月収額とは>

平均月収額とは、給与収入、事業所得、不動産所得及び雑所得(年金・恩給等)等の現時点における継続的な所得のうち、課税の対象となっているものの過去1年間の合計額を12で割った額をいいます。

<基準月収額とは>

7ページ「募集住宅一覧表」中の「基準月収額」欄をご覧ください。

<貯蓄額とは>

貯蓄額とは、銀行(ゆうちょ銀行を含む)等の預貯金の合計額をいいます。

<基準貯蓄額とは>

7ページ「募集住宅一覧表」中の「基準貯蓄額」欄をご覧ください。

なお、申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合でも、55ページ「所得基準等の特例について」に記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

また、上に定める収入及び貯蓄に関する要件を問わず、お申込みができる「家賃等の一時払い制度」もあります。詳しくは55ページをご覧ください。

※過去にUR都市機構(旧公団)の家賃等を滞納するなどにより、当機構及びその承継者に対し、未払金がある方は申込みできません。また、過去にUR都市機構(旧公団)において契約違反があった方についてもご契約をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

つぎの方がお申込みいただけます②

「自ら居住」するための住宅について

UR都市機構の住宅や宅地(旧公団が分譲または賃貸により供給したものを含む)を所有または賃借している場合

UR都市機構の分譲住宅や宅地を所有している方、UR都市機構の賃貸住宅や宅地を賃借している方でも、今回募集住宅への入居申込みをしていただけますが、以下の2点にご注意ください。

1 UR賃貸住宅を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)

今回募集住宅にお住まいいただく条件として、今回募集住宅の入居開始可能日から1か月以内に現在お住まいの住宅を解約し、退去していただく必要があります。なお、現在お住まいの住宅と今回募集住宅とは、賃貸借契約が異なるため、多少の家賃等支払いの重複期間が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

2 制約期間中の当機構の住宅や宅地を所有している方(同居予定者が所有している場合も含みます。)、当機構の宅地を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)

今回募集住宅にお住まいいただく条件として、現在所有している住宅、宅地、または宅地に係る定期借地権を、あらかじめ当機構の承諾を得た上で、今回募集住宅の入居開始可能日から1年以内に譲渡していただく必要があります。なお、この当機構の承諾は、譲渡についてやむを得ない事情がある場合に限られます。

<制約期間中とは>

分譲住宅にあつては住宅等の引渡し後5年間(ただし、譲渡代金の支払いの完了が住宅の引渡し後5年を越えるときは、当該支払いが完了するまでの間)、分譲宅地にあつては買戻等期間中(ただし、譲渡代金の支払いの完了が買戻等期間を超えるとときは、当該支払いが完了するまでの間)のことをいいます。

申込本人は「自ら居住」できない単身赴任者であるが、留守家族のために申込みをする場合

以下の3つの条件を全て満たしていればお申込みができます。

- 1 申込本人が単身赴任となり、留守家族のためにお申込みの方。
- 2 留守家族の居住地及び今回募集の住宅から単身赴任後の勤務先への通常の通勤時間帯における最短所要時間が、片道2時間以上を要する方。
- 3 留守家族は、原則として配偶者または直系の親族で、うち1人は満18歳以上であり、かつ、単身赴任前に単身赴任者と同居していたこと。

※申込書記入に係るご注意

●住所欄について

郵便物が確実に届く場所(単身赴任者、または留守家族の住所)をご記入ください。

※当選された方は、資格確認の際、別途、勤務先の在勤証明書または転勤証明書(単身赴任先の勤務地の所在が分かるもの)及びUR都市機構所定様式の遠隔通勤時間算定書、通勤証明書を提出していただきます。

※単身赴任先でUR都市機構の賃貸住宅及び分譲住宅に入居されている方が、留守家族のために今回募集の住宅に申込み、当選されても、契約に当たり単身赴任先のUR都市機構の賃貸住宅および分譲住宅の解約を必要としない場合もございます。

収入基準等の特例・家賃等の一時払いについて

収入基準等の特例について

申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合

以下の1～3の各状況における諸条件のいずれかを満たしていればお申込みができます。

1 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の収入と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (2) 勤務先または別居親族からの家賃補給額と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (3) 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上あること。

2 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の貯蓄と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (2) 別居親族からの貯蓄の補給額と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (3) 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上あること。

3 申込本人が高齢者等で、毎月の平均月収額が基準月収額の1/2に満たない場合

- (1) 扶養等親族の平均月収額が、基準月収額以上あること、または貯蓄額が、基準貯蓄額以上あること。
※扶養等親族の「所得証明書」または「貯蓄を証明する書類」及び申込本人と扶養等親族との続柄を確認できる「戸籍謄本」等を提出していただきます。
※扶養等親族が、UR賃貸住宅(旧公団住宅)に住居している場合は、下記のいずれかを満たしていることが必要です。
 - ① 平均月収額がそれぞれの住宅の基準月収額の合計額以上であること。
 - ② 貯蓄額がそれぞれの住宅の基準貯蓄額の合計額以上であること。
 - ③ 平均月収額がいずれか一方の住宅の基準月収額以上あり、かつ、貯蓄額がもう一方の住宅の基準貯蓄額以上あること。
- (2) 扶養等親族が、家賃等の支払いについて、申込本人と連帯して履行の責を負うことを確約すること。
※実印使用・印鑑登録証明書添付・保証する額の限度額は家賃及び共益費の合計額の12か月分

<高齢者等とは>

令和6年1月22日時点において、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 56ページ記載の「障がい者」に該当する方。
- (3) 配偶者がおらず、かつ、妊娠している単身者の方。
- (4) 満20歳未満の子と現に同居していて、かつ、扶養している、配偶者のいない父親または母親の方。
※(3)、(4)いずれの場合とも同居親族(ただし配偶者は除く)がいる場合でも適用になります。
- (5) 大学及び高等専門学校並びに専修学校に在学する満18歳以上の学生の方(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条の規定による)。

<扶養等親族とは>

家賃等を一部または全部負担していただく直系血族または扶養義務を負っている3親等内の親族をいいます。

詳しくは53ページ **親等図** をご覧ください。

家賃等の一時払い制度

一定期間の家賃及び共益費を一時払い(前払い)することで、その期間中割引いた家賃等でお住まいいただけます。

1 対象者

今回のコンフォール東中神<第1次>入居者募集に当選された方

資格確認時にお申込みいただけます。

2 一時払い期間と家賃の割引

入居開始可能日の属する月の翌月から、1年から10年のうち1年単位でお選びいただき、一時払い期間に応じてUR都市機構が定める割引率により家賃等が割引かれます。

※契約時に、住宅の賃貸借契約とは別に「家賃等の一時払いに関する契約」を締結させていただきます。なお、一時払い期間終了後は、毎月の家賃等をUR都市機構の指定する金融機関等における口座振替の方法により当機構の定める日までにお支払いいただくことになります。

(一時払い期間終了時に、再度「家賃等の一時払いに関する契約」を締結することもできます。)

お申込みにあたっては、以下の「優遇区分」をご確認の上、お申込みください(令和6年1月22日時点で、各区分記載の資格が必要です。)。また、優遇措置の重複適用はいたしません。

■優遇区分

優遇区分	優遇対象者(申込資格)	優遇内容
特	<p>申込本人が、UR賃貸住宅(旧公団住宅)の入居申込に過去10回以上落選し、かつ、その申込本人名義の落選通知票を10枚以上お持ちの方。</p> <p>※資格確認時において、お持ちの申込本人名義の落選通知票(10枚以上)を全て提出していただきます。</p>	<p>当選率が「普通」区分の10倍に優遇されます。</p>
障がい者	<p>申込本人または同居する親族が、次の(1)または(2)に該当する方。</p> <p>(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている4級以上の障がいのある方。 ※資格確認時において、「身体障がい者手帳(1～4級)」の写しを提出していただきます。</p> <p>(2) 下記のいずれかに該当する方。</p> <p>① 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。</p> <p>② 児童相談所、知的障がい者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。</p> <p>※資格確認時において、「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」の写しまたは診断書等を提出していただきます。</p>	<p>当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。</p>
高齢者	<p>申込本人または同居する親族が、満60歳以上の方。</p>	
子育て	<p>申込本人または同居する親族が、次の(1)または(2)に該当する方。</p> <p>(1) 妊娠している方。 ※資格確認時において、「母子手帳」の写しまたは妊娠していることを証明できる書類(診断書等)を提出していただきます。</p> <p>(2) 満20歳未満の子(子以外の孫、甥、姪等の親族を含む)と現に同居していて、かつ扶養している方。 ※資格確認時において、「健康保険証」の写しまたは扶養していることを証明できる書類を提出していただきます。</p>	
普通	<p>申込本人または同居する親族が、上記の優遇区分に該当しない方。</p>	<p>優遇はありません。(1倍)</p>

●注意事項

1 必ず上記の該当する優遇区分にお申込みください。

区分違いは、お申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効となります。

2 「子育て」区分で申込まれる妊娠している方、または妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」とご記入ください。(62ページ「申込書記入要領②」の④をご覧ください。)

UR都市機構では、高齢者世帯、障がい者世帯や子育て世帯とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活できるよう同一または隣接する市区町村に存する住宅に入居を希望する方々のために、下記のような「近居に関する優遇措置」を設けています。

なお、申込書に記入もれ等があると、優遇が受けられず無効となりますので、ご不明な点がございましたら、UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課にお問い合わせください。

1 近居に関する優遇措置 ※優遇区分との重複による倍率の加算はありません。

→詳しくは次ページの「2 優遇措置の内容と申込みの方法について」をご覧ください。

優 遇 措 置	優 遇 対 象 者 (申 込 資 格)	優 遇 内 容
一 世 帯 近 居	申込本人が 支援世帯 ※2に該当する方 なお、 優遇対象世帯 ※1が以下の地域(今回募集团地と同一または隣接する市区町村)に居住していることが条件 【東京都】昭島市、立川市、福生市、日野市、八王子市	当選率が 「普通」区分の 20倍に優遇 されます。
二 世 帯 近 居	申込本人が 優遇対象世帯 ※1に該当する方 なお、 支援世帯 ※2も併せて今回募集に申込みすることが条件	当選率が 「普通」区分の 20倍に優遇 されます。

※1 優遇対象世帯とは、「優遇区分」の「障がい者」、「高齢者」、「子育て」に該当する方を含む世帯のこと。

※2 支援世帯とは、以下の①または②を満たしている世帯のこと。

①「優遇区分」の「障がい者」、「高齢者」、「子育て」に該当する方の**直系血族**を含む世帯。

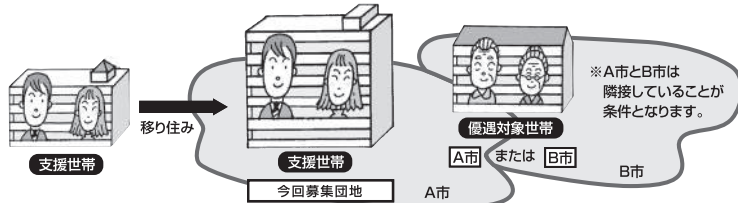
②「優遇区分」の「障がい者」、「高齢者」に該当する方の**扶養義務を現に負っている3親等内の親族**を含む世帯。

2 優遇措置の内容と申込みの方法について

「一世帯近居」の場合

■申込みの例

優遇対象世帯が住んでいる居住地と、同一または隣接する市区町村のUR賃貸住宅(今回募集团地)に、支援世帯が移り住む申込み(下表①～③のケース)。



※優遇対象世帯の住まいが、UR都市機構(旧公団)の賃貸住宅及び分譲住宅であるかどうかは問いません。

■支援世帯が今回募集团地に「一世帯近居」でお申込みできる3つのケース

- ① **A市**
優遇対象世帯が今回募集团地と同じ市区町村に住んでいる
- ② **A市** **B市**
優遇対象世帯が今回募集团地に隣接する市区町村に住んでいる
- ③ **募集团地**
優遇対象世帯が同一団地に住んでいる

※①、②は、優遇対象世帯の住まいが、UR都市機構(旧公団)の賃貸住宅及び分譲住宅であるかどうかは問いません。

優遇措置の内容

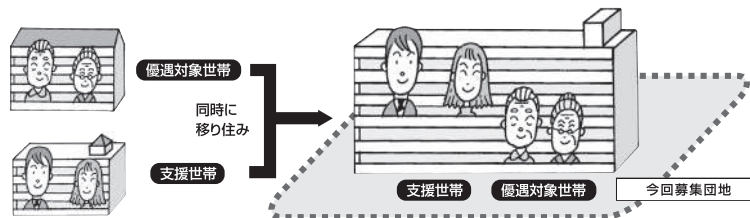
支援世帯は、対になる優遇対象世帯の優遇区分を適用してお申込みができ、当選率が「普通」区分の方の20倍に優遇されます。なお、優遇対象世帯が今回募集团地と同一または隣接する市区町村※に居住していることが条件となり、資格確認時には、それを証明する住民票等の提出が必要になります。

※同一または隣接する市区町村
【東京都】昭島市、立川市、福生市、日野市、八王子市

「二世帯近居」の場合

■申込みの例

両方の世帯が同時に今回募集团地に移り住む申込み(二世帯を一組とする申込み)。



優遇措置の内容

優遇対象世帯が当選した場合、支援世帯を、申込まれた住宅の補欠第一位に登録し、当選者に辞退が発生した場合は、優先して住宅を斡旋いたします。

(注1) 同一住宅に複数の支援世帯が補欠者として登録される場合は、抽選により補欠登録順位を付けます。

(注2) 優遇対象世帯が補欠当選をし、繰り上げにより住宅を斡旋された場合、その時点で支援世帯は申込まれた住宅の補欠第一位となります。

(注3) この優遇制度を適用してお申込みができるのは、優遇対象世帯一世帯に対して支援世帯一世帯となります。

(注4) 優遇対象世帯が辞退などにより契約できない場合は、支援世帯も資格を失い、住宅の斡旋はできません。

(注5) 支援世帯が申込まれた住宅に辞退が発生せず、当初入居開始可能日に至った場合は、優遇措置の効力を失います。

抽選・資格確認・契約など①

申込みの無効

次のような申込みは無効となります。したがって、申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効になります。

- 1 申込資格がないとき。
- 2 一世帯において、2回以上の申込みをしたとき(例えば、申込本人または同居される方の氏名を2通以上の申込書に記入したとき、婚約者がそれぞれ1通ずつ申込みをしたときなど。)
- 3 家族を不自然に分割して入居しようとする申込みをしたとき(例えば、夫婦を別々にした申込みをしたときなど。)
- 4 申込書に虚偽の記入があったとき。
- 5 申込書に記入もれがあったとき(例えば、同居される方の氏名が記入されていないときなど。)
- 6 申込書の記入内容が、明らかでないとき。
- 7 このパンフレットにとじ込みの「UR賃貸住宅入居申込書」以外の申込書で申込みをしたとき。
- 8 申込本人または同居される方に変更があったとき。
- 9 その他、このパンフレットに記載の募集要項に違反したとき。
※申込本人が契約名義人となります。申込受付後に申込本人を変更することはできません。

抽選番号の通知

申込受付期間終了後、抽選番号を印字した「UR賃貸住宅抽選番号通知書」を抽選日までに申込書に記入された住所に届くように郵送いたします。

抽選番号

抽選番号は、次のような方法(複数番号付与方式)で付番します。

- 1 各住宅ごとに、申込受付順に付番します。
- 2 倍率優遇のある区分については、各優遇倍率に応じて連続して付番します。

■付番例

受付順	優遇区分	当選優遇倍率	抽選番号
1	普通	1倍	1
2	子育て	20倍	2～21
3	高齢者	20倍	22～41
4	障がい者	20倍	42～61
5	特	10倍	62～71
}	}	}	}

抽選日時・場所

日時:令和6年2月8日(木) 午前10時から
場所:東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー16階
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

抽選の方法

- 1 UR都市機構の定める方法で公開抽選を行い、各住宅ごとに当選番号及び補欠当選番号を決定します。
- 2 優遇区分では、優遇倍率の数だけ連続して付番してありますので、抽選の結果、同一申込者の抽選番号が2つ以上当選番号に該当していた場合には、第1順位の番号のみを当選とさせていただきます。

抽選結果の発表

抽選の結果は以下の方法で発表します。

■掲示

抽選日当日の午後5時頃、UR八重洲・新宿・立川営業センターに掲示します。

■UR都市機構のホームページ

抽選日当日の午後5時頃、当機構ホームページに掲載します。

UR都市機構ホームページ・アドレス

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/higashinakagami/>

※なお、営業センターへの掲示及びホームページへの掲載は、抽選対象団地数等により遅れる場合がございます。

※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

抽選結果の通知

当落にかかわらず、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により、郵送でお知らせします。

(落選の場合には次回募集以降の申込みのためにも「UR賃貸住宅抽選結果通知書」を保管してください。)

資格確認

抽選の結果、「当選」及び「補欠当選」の方には、次の書類を提出していただき、申込資格の確認をさせていただきます。

1 住民票

※入居者全員の「続柄」が記載されたもので、募集開始日以降に交付を受けたもの。

2 所得証明書または貯蓄を証明する書類

3 お申込みされた優遇区分の申込資格を証明する書類

4 その他、必要な書類を提出していただく場合があります。なお、UR都市機構の定める期日までに必要書類が提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱いますのでご承知おきください。

抽選・資格確認・契約など②

入居説明会・契約・住宅の点検確認

- 1 契約にあたっては、実印及び3か月以内に交付を受けた印鑑登録証明書（押印の習慣のない外国籍の方は、領事館等が発行する「署名の証明書」）が必要となります。
※契約名義人で本人がお越しになる場合は、運転免許証などの写真付の本人確認書類をご提示の上、そのコピーをご提出いただければ、印鑑登録証明書及び実印を省略することができます。
詳細については、別途ご案内いたします。
※契約名義人（申込本人）が未成年の場合は、親権者または後見人の方の印鑑登録証明書を提出していただくこととなります。
- 2 UR都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び共益費、並びに敷金（月額家賃の2か月分）をお支払いいただきます。
※日割家賃及び共益費の算出方法
（家賃÷30×日数）＋（共益費÷30×日数）
（日割家賃、日割共益費とも10円未満の端数は四捨五入）
- 3 別途ご案内する会場にて、入居に関する説明、契約、鍵の引渡しを行います。
※お渡す鍵は、入居開始可能日まで使用できません。
- 4 各自で住宅の点検確認を行っていただき、「点検確認書」を提出していただきます。
※申込本人が契約名義人となります。申込受付後に申込本人を変更することはできません。

賃貸借契約書の主な内容

UR賃貸住宅には、UR都市機構で定める賃貸借契約書により契約を締結したうえでご入居いただきます。契約書の内容で特に注意していただく事項は次のとおりです。

- 1 UR都市機構で定める入居開始可能日から1か月以内に入居していただきます。
- 2 契約にあたっては、家賃の2か月分の敷金（※1）、入居開始可能日の属する月の家賃及び共益費（※2）の日割額（※3）をお支払いいただきます。
- 3 毎月の家賃及び共益費は、UR都市機構の指定する金融機関における口座振替の方法により、UR都市機構の定める日までにお支払いいただきます。
- 4 賃貸住宅の使用方法等に関するUR都市機構の定めるルールを守って、住宅を使用していただきます。
- 5 居住者の責に帰すべき理由により住宅を汚損、破損、滅失をしたとき、またはUR都市機構に無断で住宅の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復していただきます（※4）。
- 6 建具（障子紙、ふすま紙）及び備品（タオル掛け等）、その他UR都市機構の定めるものの修理または取替えについては居住者の負担で行なっていただきます（ただし、退去時の修理または取替えについては5に該当する場合を除き、負担の必要はありません。）。
- 7 賃貸住宅の全部または一部を転貸したり、住宅の賃借権を

譲渡したり、他の住宅と交換する行為は禁止しています。

- 8 団地内において小鳥及び魚類以外の動物を飼うことはできません（身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬については、UR賃貸住宅内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可は必要です。）。
- 9 居住者が賃貸借契約の解除をしようとするときは、14日以上予告期間をもってUR都市機構の定める契約解除届をUR都市機構に提出していただきます（未入居のまま契約を解除される場合も同様です。）。
※1 敷金は、家賃の支払い、損害の賠償、その他住宅の賃貸借契約から生ずる債務を担保するためにお支払いいただくもので、契約解除後、債務弁済に当たった残額を返済いたします。なお、この敷金には利息は付加いたしません。
※2 共益費とは、団地内の共用部分の維持管理などに係る費用で家賃のほかにお支払いいただく費用です。
※3 UR都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び日割共益費を、契約時までにお支払いいただきます。
※4 退去時には、UR都市機構が定めるところにより査定を行い、住宅の使用状況に応じた補修費用をお支払いいただきます。

申込書記入要領①

【申込書の記入例】

※個人申込による法人契約をご希望の方は「法(フリガナ ホウ)」をご記入ください。

〈記入上の注意〉

申込書はコンピュータで処理いたしますので、文字は必ず「楷書」で正確にご記入ください。判読が困難な場合は誤って処理されたり、無効になることがあります。なお、記入にあたっては黒のペンまたはボールペンを使用してください。

UR賃貸住宅入居申込書 (※パンフレット61・62ページ記載の[申込書記入要領]をご参照ください。)

UR都市機構の募集要項(特記事項を含む)を承諾の上、次のとおりUR賃貸住宅の入居申込みをいたします。

団地名: **コンフォール東中神<第1次>**

※受付番号は、記入しないでください。

4 3 2 1
 申込書記入要領
 1. 申込区分記号
 2. 本人情報
 3. 連絡先情報
 4. 同居者情報
 5. 近居に関する申込
 6. 支援世帯情報
 7. 応募に関する調査記入欄

申込区分記号: 1 (号棟番号: 650, 号室番号: 01, コード: 101, 優遇区分: 0011584) | 申込団地コード: 10360100020723

2. 本人情報: 続柄: 本人, フリガナ: ヤマダ タロウ, 漢字: 山田 太郎, 性別: M, 元号: MS, 生年月日: 591001, 年収: 500, 滞連回数: 1, 近居: 2, 駐車場: 1

3. 連絡先情報: 連絡先電話番号: 090-1234-XXXX, 住所: 東京都新宿区西新宿6-5-1 ア, 郵便番号: 1631345

勤務先名称: (株)UR都市機構 | 電話番号: 045-650-XXXX | 勤務先所在地: 神奈川県横浜市中区本町6-50-1

4. 同居者情報: 続柄: 妻, フリガナ: ヤマダ ハルコ, 漢字: 山田 春子, 性別: W, 元号: WS, 生年月日: 621010, 年齢: XX歳
 続柄: 子, フリガナ: シュツサンヨテイ, 漢字: 出産予定, 性別: MR, 元号: MR, 生年月日: 000000, 年齢: 歳
 続柄: , フリガナ: , 漢字: , 性別: , 元号: , 生年月日: , 年齢: 歳
 続柄: , フリガナ: , 漢字: , 性別: , 元号: , 生年月日: , 年齢: 歳

5. 近居に関する申込: 優遇対象世帯 住所: , 氏名: , 年齢: , 続柄: | その他の同居者: 人

6. 支援世帯情報: 申込区分記号: 685 (号棟番号: 01, 号室番号: 102, コード: 0021584) | 同居者数: , 滞連回数: 1 | 支援世帯の現住所: ○○○○○○
 支援世帯本人: 続柄: ヤマダ イチロウ, 漢字: 山田 一郎, 性別: M, 元号: MS, 生年月日: 370913, 年収: 600, 年齢: XX歳

7. 応募に関する調査記入欄: 様式: 990, Q1: 1, Q2: 6, Q3: 3, 1, 2, 1, 6, Q4: 1, 3, 1, 0, 2, 3, 1, 8, 3, 1, 5, Q6(分): 50, Q7(分): 35, Q8: 2, Q9: 4, Q10: 2, Q11(m): 40, Q12(千円): 105, Q13: 2, Q14: 1, Q15: 0, Q16: 1

斜線部分にのりを付け、右側から折りたたんで貼ってください。

斜線部分にのりを付け、右側から折りたたんで貼ってください。

折り線

のりしろ
斜線部分にのりを付け、右側から折りたたんで貼ってください。
キリトリ線

申込書記入要領②

1

希望する住宅の申込区分記号を記入します

●申込区分記号

63～70ページの**申込区分記号表**に基づき、希望する住宅の申込住宅番号、優遇区分を記入します。優遇区分「子育て」に該当する方が、1号棟101号室にお申込みされる場合は、①の記入欄に号棟番号1、号室番号101、コード001、優遇区分1584と記入します。
 ※近居に関する優遇措置でお申込みされる方は、該当する優遇区分を記入してください。
 ※「普通区分」に該当する方も、必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

2

申込本人が契約名義人となります

●フリガナ

申込本人の姓名をカタカナで記入します。なお、「姓」と「名」の間は1文字空け、濁点、半濁点は1文字として記入します。

●漢字

申込本人の姓名を漢字で記入します。「姓」と「名」の間は1文字空けて記入します。
 ※住民票に記載されているとおりに記入してください。
 ※外国籍の方の氏名記入について
 ・漢字以外(アルファベット等)の文字を使用されている方は、フリガナ欄に日本語の読みをカタカナで漢字欄には1マスに2文字ずつ、使用されている文字で一字一字記入します。

●個人申込による法人契約をご希望の方

個人名義でお申込みいただき、契約時に法人への自動切替を行います。

〈申込方法〉

申込書の②のフリガナ、漢字を記入の際、最初に「法」を記入してください。

(例)

本	フリガナ	ホウ	ヤマダ	タロウ
人	漢字	法	山田	太郎

※個人申込による法人契約の詳細については71・72ページをご覧ください。

●性別

男性は「M」、女性は「W」と記入します。

●元号

生まれた年の「元号」を指定された記号で記入します。
 ・明治生まれの方…「M」 ・大正生まれの方…「T」
 ・昭和生まれの方…「S」 ・平成生まれの方…「H」 ・令和生まれの方…「R」

●生年月日

昭和59年10月1日
 生まれの場合の例

元号	生 年 月 日			
号	年	月	日	
S	5	9	1	0 0 1

●年収

前年の年収を万円単位で記入します。

●落選回数

お手持ちの申込本人名義の落選通知票の枚数を記入します。

●近居

通常のお申込みの方は「0」を、「一世帯近居」は「1」を、「二世帯近居」は「2」を、いずれか1つ選んで記入します。

3

●連絡先電話番号

自宅または携帯電話番号を記入します。日中、連絡を取ることができる電話番号を記入してください。

●年齢

令和6年1月22日時点の満年齢を記入します。

●住所及び郵便番号

郵便物が確実に届く住所を漢字で記入します。併せて郵便番号も記入します。

●勤務先

申込本人の勤務先名称と勤務先の電話番号、所在地を記入します。

4

同居される方全員の姓名等を記入します

●続柄

申込本人から見た続柄を記入します。

●フリガナ・漢字・性別・元号・生年月日・年収

同居される方全員の姓名等を②を参考に記入します。なお、「子育て」区分で申込まれる妊娠している方、または妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」と記入します。
 ※出産予定の方は、性別「M」、元号「R」、生年月日「000000」とご記入ください。

●その他の同居者

同居者数が4人を超えるときは、未記入の同居者数を記入します。

5

●近居に関する申込(一世帯近居の方)

一世帯近居の優遇措置を受けられる方は優遇対象世帯の住所、氏名、年齢及び申込本人から見た続柄を記入します。

6

●近居に関する申込(二世帯近居の方)

二世帯近居の優遇措置を受けられる方は、**支援世帯本人(支援世帯の契約名義人)の情報を記入**します。[申込区分記号]欄の記載方法は①を、[支援世帯本人]欄の記載方法は②を参考に記入します。支援世帯の現住所、支援世帯本人の年齢も記入します。

7

●UR賃貸住宅の応募に関する調査記入欄

申込書に記載されている**UR賃貸住宅の応募に関する調査**の各設問の回答をご記入ください。必ずご記入いただきますよう、ご協力をお願いします。

申込書の訂正

申込書を投函後、記入もれや申込区分記号の記入に誤りがあった場合には、必ず申込期間内にもう一度全ての事項を正しく記入の上、申込書の受付番号欄上部余白に「再申込」と赤字で大きく記入し、投函してください。この場合、「再申込」と記入された申込書のみが有効で、それ以外の申込書は全て無効とします。「再申込」と記入のないものは、重複(無効)として取り扱います。

※こちらの申込書の訂正はインターネットからはできません。

申込区分記号表①

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

申込書の「申込区分記号」欄の記入にあたっては、＜申込住宅番号＞と＜優遇区分番号＞を組み合わせでご記入ください。

＜申込住宅番号＞

■1号棟 101号室～305号室

※優遇区分は下記の＜優遇区分番号＞表をご覧ください。
 ※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
1-101	→	1	0	1	0	1	0	0	1	
1-102	→	1	0	1	0	2	0	0	2	
1-104	→	1	0	1	0	4	0	0	3	
1-105	→	1	0	1	0	5	0	0	4	
1-106	→	1	0	1	0	6	0	0	5	
1-108	→	1	0	1	0	8	0	0	6	
1-109	→	1	0	1	0	9	0	0	7	
1-110	→	1	0	1	1	0	0	0	8	
1-111	→	1	0	1	1	1	0	0	9	
1-112	→	1	0	1	1	2	0	1	0	
1-113	→	1	0	1	1	3	0	1	1	
1-201	→	1	0	2	0	1	0	1	2	
1-202	→	1	0	2	0	2	0	1	3	
1-203	→	1	0	2	0	3	0	1	4	
1-204	→	1	0	2	0	4	0	1	5	
1-205	→	1	0	2	0	5	0	1	6	
1-207	→	1	0	2	0	7	0	1	7	
1-208	→	1	0	2	0	8	0	1	8	
1-209	→	1	0	2	0	9	0	1	9	
1-210	→	1	0	2	1	0	0	2	0	
1-211	→	1	0	2	1	1	0	2	1	
1-212	→	1	0	2	1	2	0	2	2	
1-213	→	1	0	2	1	3	0	2	3	
1-214	→	1	0	2	1	4	0	2	4	
1-215	→	1	0	2	1	5	0	2	5	
1-216	→	1	0	2	1	6	0	2	6	
1-217	→	1	0	2	1	7	0	2	7	
1-301	→	1	0	3	0	1	0	2	8	
1-304	→	1	0	3	0	4	0	2	9	
1-305	→	1	0	3	0	5	0	3	0	

＜優遇区分番号＞(4桁)

特	障がい者	高齢者	子育て	普通
1 1 8 8	1 2 8 7	1 3 8 6	1 5 8 4	1 7 8 2

※近居に関する優遇措置で申込む際は、障がい者、高齢者または子育てのいずれか該当する優遇区分をご記入ください。

申込区分記号表②

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

「優遇区分」については、56ページの「申込区分について」をご覧ください。

<申込住宅番号>

■1号棟 307号室～511号室

※優遇区分は前ページの<優遇区分番号>表をご覧ください。
 ※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
1-307	→	1	0	3	0	7	0	3	1	
1-308	→	1	0	3	0	8	0	3	2	
1-309	→	1	0	3	0	9	0	3	3	
1-310	→	1	0	3	1	0	0	3	4	
1-311	→	1	0	3	1	1	0	3	5	
1-313	→	1	0	3	1	3	0	3	6	
1-314	→	1	0	3	1	4	0	3	7	
1-315	→	1	0	3	1	5	0	3	8	
1-316	→	1	0	3	1	6	0	3	9	
1-317	→	1	0	3	1	7	0	4	0	
1-402	→	1	0	4	0	2	0	4	1	
1-404	→	1	0	4	0	4	0	4	2	
1-405	→	1	0	4	0	5	0	4	3	
1-407	→	1	0	4	0	7	0	4	4	
1-408	→	1	0	4	0	8	0	4	5	
1-409	→	1	0	4	0	9	0	4	6	
1-410	→	1	0	4	1	0	0	4	7	
1-411	→	1	0	4	1	1	0	4	8	
1-414	→	1	0	4	1	4	0	4	9	
1-415	→	1	0	4	1	5	0	5	0	
1-416	→	1	0	4	1	6	0	5	1	
1-417	→	1	0	4	1	7	0	5	2	
1-502	→	1	0	5	0	2	0	5	3	
1-504	→	1	0	5	0	4	0	5	4	
1-505	→	1	0	5	0	5	0	5	5	
1-507	→	1	0	5	0	7	0	5	6	
1-508	→	1	0	5	0	8	0	5	7	
1-509	→	1	0	5	0	9	0	5	8	
1-510	→	1	0	5	1	0	0	5	9	
1-511	→	1	0	5	1	1	0	6	0	

■申込区分記号の記入例 優遇区分「子育て」に該当する方が、1-101号室にお申込みされる場合

申込区分記号				申込団地コード						
号棟番号	号室番号	コード		優遇区分						
01	101	0011584		110360100020723						

申込区分記号表から、お申込みの住宅に該当する申込住宅番号、優遇区分を記入します。

申込区分記号表③

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

申込書の「申込区分記号」欄の記入にあたっては、＜申込住宅番号＞と＜優遇区分番号＞を組み合わせ
てご記入ください。

＜申込住宅番号＞

■1号棟 512号室～816号室

※優遇区分は下記の＜優遇区分番号＞表をご覧ください。
※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
1-512	→	1	0	5	1	2	0	6	1	
1-515	→	1	0	5	1	5	0	6	2	
1-516	→	1	0	5	1	6	0	6	3	
1-604	→	1	0	6	0	4	0	6	4	
1-605	→	1	0	6	0	5	0	6	5	
1-607	→	1	0	6	0	7	0	6	6	
1-608	→	1	0	6	0	8	0	6	7	
1-609	→	1	0	6	0	9	0	6	8	
1-610	→	1	0	6	1	0	0	6	9	
1-611	→	1	0	6	1	1	0	7	0	
1-615	→	1	0	6	1	5	0	7	1	
1-616	→	1	0	6	1	6	0	7	2	
1-704	→	1	0	7	0	4	0	7	3	
1-705	→	1	0	7	0	5	0	7	4	
1-707	→	1	0	7	0	7	0	7	5	
1-708	→	1	0	7	0	8	0	7	6	
1-709	→	1	0	7	0	9	0	7	7	
1-710	→	1	0	7	1	0	0	7	8	
1-711	→	1	0	7	1	1	0	7	9	
1-715	→	1	0	7	1	5	0	8	0	
1-716	→	1	0	7	1	6	0	8	1	
1-807	→	1	0	8	0	7	0	8	2	
1-808	→	1	0	8	0	8	0	8	3	
1-809	→	1	0	8	0	9	0	8	4	
1-810	→	1	0	8	1	0	0	8	5	
1-811	→	1	0	8	1	1	0	8	6	
1-812	→	1	0	8	1	2	0	8	7	
1-813	→	1	0	8	1	3	0	8	8	
1-815	→	1	0	8	1	5	0	8	9	
1-816	→	1	0	8	1	6	0	9	0	

＜優遇区分番号＞(4桁)

特	障がい者	高齢者	子育て	普通
1 1 8 8	1 2 8 7	1 3 8 6	1 5 8 4	1 7 8 2

※近居に関する優遇措置で申込む際は、障がい者、高齢者または子育てのいずれか該当する優遇区分をご記入ください。

申込区分記号表④

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

「優遇区分」については、56ページの「申込区分について」をご覧ください。

<申込住宅番号>

■1号棟 908号室～917号室

※優遇区分は前ページの<優遇区分番号>表をご覧ください。
 ※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅		申込住宅番号							優遇区分※			
号棟 - 号室		号棟番号	号室番号				コード					
1-908	→	1	0	9	0	8	0	9	1			
1-909	→	1	0	9	0	9	0	9	2			
1-910	→	1	0	9	1	0	0	9	3			
1-911	→	1	0	9	1	1	0	9	4			
1-912	→	1	0	9	1	2	0	9	5			
1-913	→	1	0	9	1	3	0	9	6			
1-915	→	1	0	9	1	5	0	9	7			
1-917	→	1	0	9	1	7	0	9	8			

申込区分記号の記入例 優遇区分「子育て」に該当する方が、1-101号室にお申込みされる場合

申込区分記号							申込団地コード														
号棟番号	号室番号	コード	優遇区分																		
01	0101	0011584					1	1	0	3	6	0	1	0	0	0	2	0	7	2	3

申込区分記号表から、お申込みの住宅に該当する申込住宅番号、優遇区分を記入します。

申込区分記号表⑤

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

申込書の「申込区分記号」欄の記入にあたっては、＜申込住宅番号＞と＜優遇区分番号＞を組み合わせでご記入ください。

＜申込住宅番号＞

■2号棟 101号室～317号室

※優遇区分は下記の＜優遇区分番号＞表をご覧ください。
※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
2-101	→	2	0	1	0	1	0	9	9	
2-102	→	2	0	1	0	2	1	0	0	
2-103	→	2	0	1	0	3	1	0	1	
2-104	→	2	0	1	0	4	1	0	2	
2-105	→	2	0	1	0	5	1	0	3	
2-106	→	2	0	1	0	6	1	0	4	
2-108	→	2	0	1	0	8	1	0	5	
2-109	→	2	0	1	0	9	1	0	6	
2-111	→	2	0	1	1	1	1	0	7	
2-112	→	2	0	1	1	2	1	0	8	
2-114	→	2	0	1	1	4	1	0	9	
2-202	→	2	0	2	0	2	1	1	0	
2-203	→	2	0	2	0	3	1	1	1	
2-204	→	2	0	2	0	4	1	1	2	
2-205	→	2	0	2	0	5	1	1	3	
2-206	→	2	0	2	0	6	1	1	4	
2-209	→	2	0	2	0	9	1	1	5	
2-212	→	2	0	2	1	2	1	1	6	
2-215	→	2	0	2	1	5	1	1	7	
2-217	→	2	0	2	1	7	1	1	8	
2-221	→	2	0	2	2	1	1	1	9	
2-223	→	2	0	2	2	3	1	2	0	
2-224	→	2	0	2	2	4	1	2	1	
2-225	→	2	0	2	2	5	1	2	2	
2-226	→	2	0	2	2	6	1	2	3	
2-302	→	2	0	3	0	2	1	2	4	
2-303	→	2	0	3	0	3	1	2	5	
2-311	→	2	0	3	1	1	1	2	6	
2-315	→	2	0	3	1	5	1	2	7	
2-317	→	2	0	3	1	7	1	2	8	

＜優遇区分番号＞(4桁)

特	障がい者	高齢者	子育て	普通
1 1 8 8	1 2 8 7	1 3 8 6	1 5 8 4	1 7 8 2

※近居に関する優遇措置で申込む際は、障がい者、高齢者または子育てのいずれか該当する優遇区分をご記入ください。

申込区分記号表⑥

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

「優遇区分」については、56ページの「申込区分について」をご覧ください。

<申込住宅番号>

■2号棟 321号室～620号室

※優遇区分は前ページの<優遇区分番号>表をご覧ください。
 ※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
2-321	→	2	0	3	2	1	1	2	9	
2-323	→	2	0	3	2	3	1	3	0	
2-324	→	2	0	3	2	4	1	3	1	
2-325	→	2	0	3	2	5	1	3	2	
2-326	→	2	0	3	2	6	1	3	3	
2-402	→	2	0	4	0	2	1	3	4	
2-403	→	2	0	4	0	3	1	3	5	
2-408	→	2	0	4	0	8	1	3	6	
2-409	→	2	0	4	0	9	1	3	7	
2-412	→	2	0	4	1	2	1	3	8	
2-420	→	2	0	4	2	0	1	3	9	
2-421	→	2	0	4	2	1	1	4	0	
2-423	→	2	0	4	2	3	1	4	1	
2-424	→	2	0	4	2	4	1	4	2	
2-426	→	2	0	4	2	6	1	4	3	
2-502	→	2	0	5	0	2	1	4	4	
2-503	→	2	0	5	0	3	1	4	5	
2-504	→	2	0	5	0	4	1	4	6	
2-509	→	2	0	5	0	9	1	4	7	
2-511	→	2	0	5	1	1	1	4	8	
2-523	→	2	0	5	2	3	1	4	9	
2-525	→	2	0	5	2	5	1	5	0	
2-602	→	2	0	6	0	2	1	5	1	
2-603	→	2	0	6	0	3	1	5	2	
2-604	→	2	0	6	0	4	1	5	3	
2-606	→	2	0	6	0	6	1	5	4	
2-608	→	2	0	6	0	8	1	5	5	
2-609	→	2	0	6	0	9	1	5	6	
2-611	→	2	0	6	1	1	1	5	7	
2-620	→	2	0	6	2	0	1	5	8	

■申込区分記号の記入例 優遇区分「子育て」に該当する方が、1-101号室にお申込みされる場合

申込区分記号					申込団地コード														
号棟番号	号室番号	コード	優遇区分																
01	101	001	1584		1	1	0	3	6	0	1	0	0	0	2	0	7	2	3

申込区分記号表から、お申込みの住宅に該当する申込住宅番号、優遇区分を記入します。

申込区分記号表⑦

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

申込書の「申込区分記号」欄の記入にあたっては、＜申込住宅番号＞と＜優遇区分番号＞を組み合わせ
てご記入ください。

＜申込住宅番号＞

■2号棟 621号室～912号室

※優遇区分は下記の＜優遇区分番号＞表をご覧ください。
※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
2-621	→	2	0	6	2	1	1	5	9	
2-623	→	2	0	6	2	3	1	6	0	
2-624	→	2	0	6	2	4	1	6	1	
2-625	→	2	0	6	2	5	1	6	2	
2-626	→	2	0	6	2	6	1	6	3	
2-704	→	2	0	7	0	4	1	6	4	
2-709	→	2	0	7	0	9	1	6	5	
2-712	→	2	0	7	1	2	1	6	6	
2-714	→	2	0	7	1	4	1	6	7	
2-715	→	2	0	7	1	5	1	6	8	
2-720	→	2	0	7	2	0	1	6	9	
2-721	→	2	0	7	2	1	1	7	0	
2-722	→	2	0	7	2	2	1	7	1	
2-724	→	2	0	7	2	4	1	7	2	
2-725	→	2	0	7	2	5	1	7	3	
2-726	→	2	0	7	2	6	1	7	4	
2-808	→	2	0	8	0	8	1	7	5	
2-809	→	2	0	8	0	9	1	7	6	
2-811	→	2	0	8	1	1	1	7	7	
2-812	→	2	0	8	1	2	1	7	8	
2-814	→	2	0	8	1	4	1	7	9	
2-817	→	2	0	8	1	7	1	8	0	
2-820	→	2	0	8	2	0	1	8	1	
2-821	→	2	0	8	2	1	1	8	2	
2-825	→	2	0	8	2	5	1	8	3	
2-826	→	2	0	8	2	6	1	8	4	
2-908	→	2	0	9	0	8	1	8	5	
2-909	→	2	0	9	0	9	1	8	6	
2-911	→	2	0	9	1	1	1	8	7	
2-912	→	2	0	9	1	2	1	8	8	

＜優遇区分番号＞(4桁)

特	障がい者	高齢者	子育て	普通
1 1 8 8	1 2 8 7	1 3 8 6	1 5 8 4	1 7 8 2

※近居に関する優遇措置で申込む際は、障がい者、高齢者または子育てのいずれか該当する優遇区分をご記入ください。

申込区分記号表⑧

※記入間違い・優遇区分の未記入は、無効になります。

「優遇区分」については、56ページの「申込区分について」をご覧ください。

<申込住宅番号>

■2号棟 915号室～1115号室

※優遇区分は前ページの<優遇区分番号>表をご覧ください。
 ※「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅 号棟 - 号室	→	申込住宅番号							優遇区分※	
		号棟番号	号室番号				コード			
2-915	→	2	0	9	1	5	1	8	9	
2-917	→	2	0	9	1	7	1	9	0	
2-920	→	2	0	9	2	0	1	9	1	
2-921	→	2	0	9	2	1	1	9	2	
2-923	→	2	0	9	2	3	1	9	3	
2-924	→	2	0	9	2	4	1	9	4	
2-925	→	2	0	9	2	5	1	9	5	
2-926	→	2	0	9	2	6	1	9	6	
2-1011	→	2	1	0	1	1	1	9	7	
2-1012	→	2	1	0	1	2	1	9	8	
2-1112	→	2	1	1	1	2	1	9	9	
2-1115	→	2	1	1	1	5	2	0	0	

■申込区分記号の記入例 優遇区分「子育て」に該当する方が、1-101号室にお申込みされる場合

申込区分記号					申込団地コード														
号棟番号	号室番号	コード	優遇区分																
01	0101	0011584	1782		1	1	0	3	6	0	1	0	0	0	2	0	7	2	3

申込区分記号表から、お申込みの住宅に該当する申込住宅番号、優遇区分を記入します。

社宅向けUR賃貸住宅について

Pick up

「借上げ社宅」を目的とした「個人」でのお申込みが可能です!!

- お申込み時は「個人」ですが、契約は「法人」名義となります。
※当制度は「借上げ社宅」のため、会社の福利厚生制度としての「家賃補助」や「家賃補給」とは異なりますので、ご注意ください。
- 「個人」の申込資格の確認の他、社宅ご担当者様に、必要書類を郵送いただき、「法人」としての申込資格の確認をさせていただきます。
- 入居者ご本人様にご来場いただき、住宅の内覧、入居説明会及び住宅の点検確認を行います。
- お申込みは「個人」で行なっていただくため、申込者ご本人の属性に応じて優遇措置が適用されます。

例えば…

- ①UR賃貸住宅(旧公団住宅)の入居申込に過去10回以上落選し、かつその申込本人名義の落選通知表を10枚以上お持ちの方 ▶ 当選率の10倍優遇
- ②子育て世帯の方 ▶ 当選率の20倍優遇

※上記の他にも優遇措置があります。

事業者様への
注意点について

- 通常の「社宅向けUR賃貸住宅」事業者契約と異なり、入居者(従業員)の入れ替えはできません。
- 事業者複数戸割引制度及び大口割引制度は適用対象外となります。

Pick up

礼金・仲介手数料・更新料・保証人は不要。 敷金が免除されるケースも。

UR賃貸住宅なら、入居時に必要な費用は敷金と日割家賃・共益費だけ。礼金・仲介手数料・保証人は不要ですから、初期費用が節約できます。ご入居後もお契約は、自動更新で更新料も不要。長く住んでもお得です。また、証券取引所に上場している法人や資本金1億円以上の法人等*の場合は、ご希望により敷金が免除になります。

※次ページ「上場企業等とは」で参照

Pick up

提出書類が簡略化されるケースも。

証券取引所に上場している法人や資本金1億円以上の法人等*の場合には、提出書類は会社概要書(初回のみ)、申込書の2点で結構です(ただし、契約名義人との関係を確認するため、社員証等を提示していただきます)。

※次ページ「上場企業等とは」で参照

個人申込みによる法人契約②



入居申込事業者の資格

- 1 事業者(個人事業者を含む)で、従業員(役員を含む)に対して住宅を貸付けようとする方。
- 2 日本国籍を有する方及びUR都市機構が定める資格を有する外国籍の方。
または日本に住所を有する法人であって国内法により設立されたものであること。もしくは会社法(平成17年法律第86号)第933条に規定する外国会社の登記が行われた法人であること。
※外国会社につきましては別途契約条件がございます。詳細はお問い合わせください。
- 3 申込事業者、役員等、入居する従業員又は、入居する従業員の世帯もしくは、同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- 4 家賃の支払いの見込みが確実であること。



申込みに必要な書類

ご提出いただいた書類を基に、契約可否の審査を行います。★印の付いた証明書は、原本をご用意ください。

法人事業者の場合

- 1 UR都市機構所定の申込書
- 2 会社概要書
- 3 前年度の法人税納付済証明書(納税証明書「その1」)★
※法人税が0円の場合は最近2か年の賃借対照表及び損益計算書をあわせてご用意ください。
- 4 法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)★
※発行日から3か月以内のもの
- 5 法人の印鑑登録証明書★
※発行日から3か月以内のもの
- 6 その他UR都市機構が必要とする書類
※①～⑤で要件を確認できない際に別途書類をお願いする場合がございます。
- 7 社員証等の写し
※契約名義人との関係を確認します。
- 8 申込者の優遇区分等に応じて必要となる書類

上場企業等の場合

- 1 UR都市機構所定の申込書
- 2 会社概要書
- 3 社員証等の写し
※契約名義人との関係を確認します。
- 4 申込者の優遇区分等に応じて必要となる書類

上場企業等とは

上場企業等とは、次のいずれかに該当する法人、またはその法人の子会社もしくは関連会社をいいます。
ただし、日本に住所を有する法人であって国内法により設立されたものに限ります。

- 国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される民間法人、特別の法律により設立される法人
- 各証券取引所(外国含む)上場企業
- 非上場の生命保険会社、損害保険会社
- 資本金1億円以上の企業(資本準備金は含まない)
- 公益社団(財団)法人、大規模一般社団(財団)法人
- 私立学校法に基づく私立学校、宗教法人法に基づく宗教法人、農業協同組合法に基づく農協、医療法に基づく医療法人

個人事業者の場合

- 1 UR都市機構所定の申込書
- 2 事業者の住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)★
※発行日から3か月以内のもの
- 3 UR都市機構所定の事業概要書
- 4 前年分の納税証明書(その2)(所管税務署長発行のもの)★
※前年分の納税証明書(その2)が発行されない期間にあつては、取得可能な最新の納税証明書(その2)をご用意ください。
- 5 印鑑登録証明書★
※発行日から3か月以内のもの
- 6 その他UR都市機構が必要とする書類
※①～⑤で要件を確認できない際に別途書類をお願いする場合がございます。
- 7 申込者の優遇区分等に応じて必要となる書類

共用部分



1号棟外観

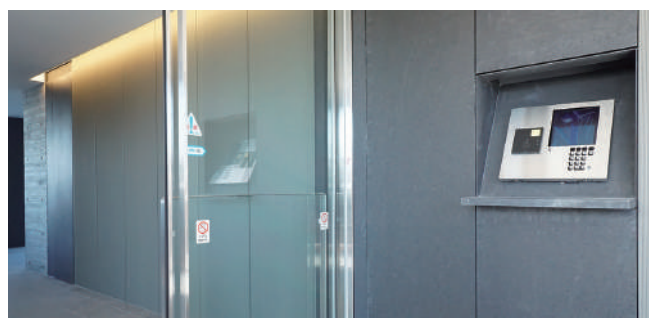


2号棟外観



(イメージ図)

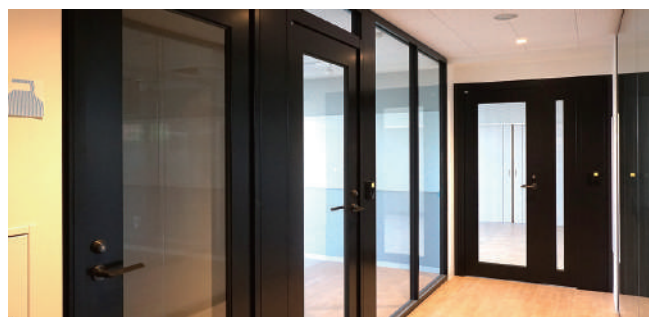
プロムナード(2号棟)



オートドアロック(2号棟)



宅配ボックス(1号棟)



集会所(2号棟1階)

住宅設備



(参考写真)

エアコン

入居後すぐに使えるエアコンを設置しています(各住宅に1か所)。冷房、暖房、除湿機能が付いたエアコンです。



(参考写真)

床暖房

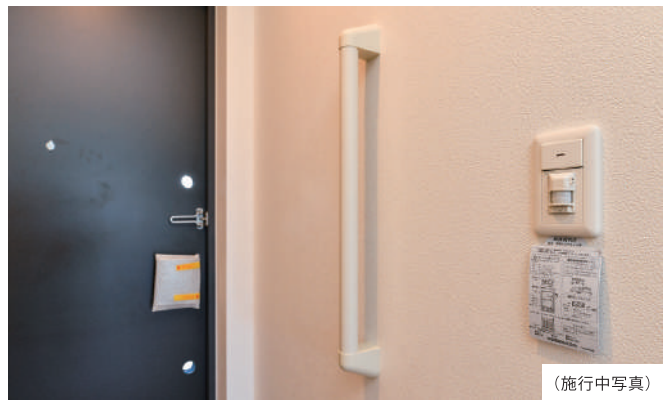
床フローリング下の温水マットで優しく暖めます。部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。

※床暖房のご使用にあたっては、別途昭島ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。



ビルトインコンロ

流し台組み込みでスッキリ、調理台と同じ高さで使いやすさもアップします。

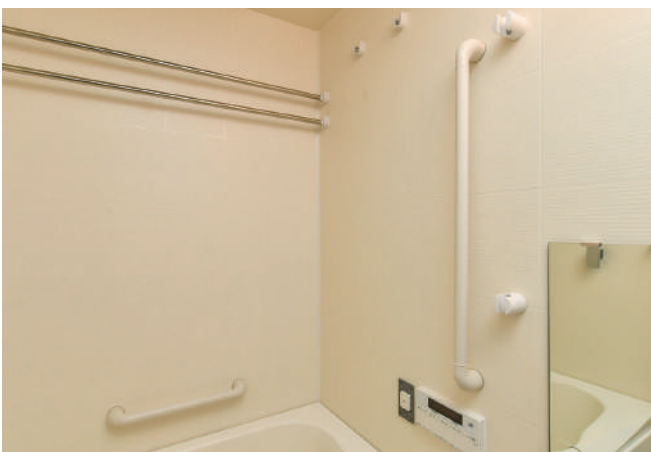


(施行中写真)

玄関手すり・人感センサー付きスイッチ

人が通過するとセンサーが感知し、自動で点灯します(玄関スイッチのみ)。自動的に消灯しますので消し忘れがなく、省エネにもなります。また、玄関に手すりを設置しました。

※玄関ドアには錠が設置されます。



自動お湯張り・手すり・バスコール



シャワー水栓付洗面化粧台



浴室暖房乾燥機(常時小风量換気機能付)



浴室暖房乾燥機リモコン



モニター付住宅情報盤(ハンズフリー)

住宅タイプ **A**

1K-28m²

戸数
39戸

2号棟 925号室



洋室(1)



キッチン



浴室



洗面脱衣室



物入



玄関収納



外部物入



西面バルコニーからの眺望

※竣工前のため、完成時とは異なる場合があります。

住宅タイプB

1K-30m²

戸数
47戸

2号棟 1108号室

※2号棟1108号室は募集対象外住戸です。



洋室(1)



洋室(1)



南面バルコニーからの眺望



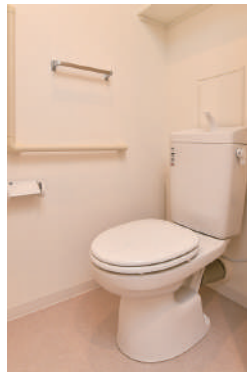
玄関



キッチン



洗面脱衣室



トイレ



物入

※竣工前のため、完成時とは異なる場合があります。

住宅タイプC

1DK-37^m²

戸数
11戸

1号棟 303号室

※1号棟303号室は募集対象外住戸です。



洋室(1)



洋室(1)・ダイニング・キッチン



クローゼット



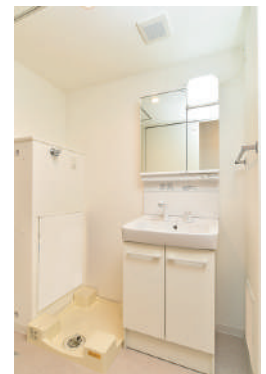
キッチン



東面バルコニーからの眺望



玄関収納



洗面脱衣室

※竣工前のため、完成時とは異なる場合があります。

住宅タイプD

1DK-37m²

戸数
13戸

2号棟 1115号室



ダイニング・キッチン



洋室(1)・ダイニング・キッチン



洋室(1)



玄関



トイレ



浴室



洗面脱衣室

※竣工前のため、完成時とは異なる場合があります。

住宅タイプE

1LDK-42m²

戸数
72戸

2号棟 703号室

※2号棟703号室は募集対象外住戸です。



リビング・ダイニング・キッチン



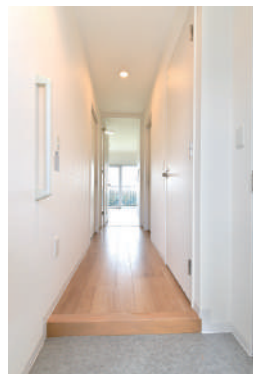
東面バルコニーからの眺望



洋室(1)



リビング・ダイニング



玄関



シューズインクローゼット



クローゼット

※竣工前のため、完成時とは異なる場合があります。

住宅タイプF

1LDK-43m²

戸数

4戸

2号棟 1117号室

※2号棟1117号室は募集対象外住戸です。



洋室(1)・リビング・ダイニング・多目的スペース



洋室(1)・リビング・ダイニング・多目的スペース



ウォークインクローゼット



キッチン



多目的スペース

住宅タイプG

1LDK-45m²

戸数

7戸

1号棟 216号室



リビング・ダイニング・洋室(1)



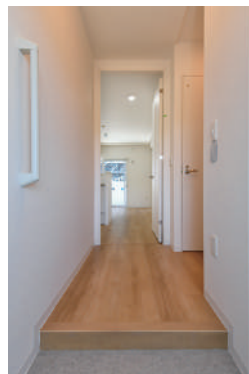
リビング・ダイニング・洋室(1)



洋室(1)・クローゼット



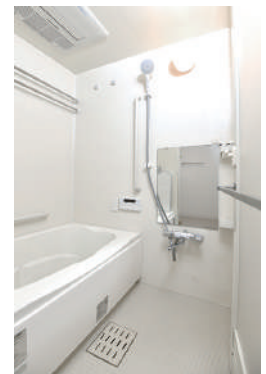
キッチン



玄関



物入



浴室

※竣工前のため、完成時とは異なる場合があります。

住宅タイプH

1LDK-46㎡

戸数

5戸

2号棟 919号室

※2号棟919号室は募集対象外住戸です。



リビング・ダイニング・キッチン



洋室(1)



バルコニー(一部)

住宅タイプK

2DK-46㎡

戸数

2戸

2号棟 1113号室

※2号棟1113号室は募集対象外住戸です。



洋室(2)・ダイニング・キッチン



洋室(1)



ダイニング・キッチン

周辺案内図



暮らしのご案内

公共施設

昭島市役所	約42～43分
昭島市東部出張所	約8～9分
昭島警察署	約30～31分
昭島消防署昭和出張所	約8～9分
昭島玉川郵便局	約8～9分
昭島市保健福祉センター	約29～30分
昭島市教育福祉総合センター[アキシマエンス]	約23～24分

便利施設

多摩信用金庫昭島支店	約5～6分
青梅信用金庫中神支店	約14～15分
フーコット昭島店	約8～9分
マルフジ東中神店	約10～11分
昭和公園(昭島市総合スポーツセンター)	約5～6分

※掲載の分数表示は1・2号棟のエントランスを起点とし、徒歩分数で80mを1分として算出し、端数を切り上げたものです。

※掲載の情報は令和5年12月時点のものです。

教育施設

市立富士見丘小学校	約6～7分
市立昭和中学校	約6～7分
私立あけの星幼稚園	約7～8分
私立昭島幼稚園	約10～11分
私立昭島ナオミ保育園	約5～6分
私立昭和郷保育園	約8～9分

医療施設

昭島病院(内・外・整外・泌他)	約8～9分
竹口病院(内・外・整外・消他)	約10～11分
栄田医院(内・小)	約8～9分
東中神駅前歯科	約4～5分

ホームページにて360°バーチャルモデルルームを公開しています。

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/higashinakagami/>



<貸主>

独立行政法人 都市再生機構

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課

〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階
TEL.03-5323-3560【定休日:土曜、日曜、祝日、年末年始】

UR都市機構のホームページ <https://www.ur-net.go.jp/>

※UR都市機構と「申込代行業者」とは、一切関係ありませんのでご注意ください。

コンフォール東中神〈第1次〉のお問い合わせ先

TEL.03-5323-3560

【営業時間】9時30分～17時30分

【定休日】土曜・日曜・祝日・年末年始

2401-DT-HS-2,000